

川口市監査告示第4号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年1月25日

川口市監査委員

澤野 高雄

同

金井 洋

同

奥富 精一

同

福田 洋子

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

川口市

2 請求書の提出日

令和5年11月27日

3 請求の要旨

本件措置請求の対象を川口市長を請求の対象として、①同定作業が行われていない高齢者施設等従事者及び障害者事業所等従事者への助成金の不当利得返還請求、無効な発生届を受理し厚生労働大臣に報告してきた損害賠償請求権行使、発生届の無効確認と市民にHERSYS発生届受理取消請求権若しくはHERSYS発生届削除請求権が発生したことの確認及び発生届受理作業固定費投入に対する中止、広報誌とwebsiteの薬機法違反の記述に公金投入した担当者への損害賠償請求権行使、②職域接種に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業への充当の違法確認と不当利得返還請求、③川口市による無権代理契約の無効確認及び知事・日本医師会への損害賠償請求、④法定受託事務に関する財務会計行為について理由付記つき適法性監査を行わず、一事不再理効の働かない違法な監査結果を表明し証拠隠滅行為を行っている監査委員に対する違憲確認と損害賠償請求のほか、予防接種法違反などの違法違憲性の問題が解消されるまで予防接種契約の一次中断若しくは違法性の解消などといった措置を別紙(事実証明書は添付省略)のとおり求めている。

4 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定による除斥の対象とならない。

5 請求の要件審査

本件請求について、法第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、所定の要件を具備しているものと認め、令和5年11月27日付けでこれを受理することを決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を、新型コロナウイルス感染症患者を診断した医師から川口市長に対し届け出られたHER-SYS発生届の受理に要する費用、職域接種者への配布周知を含む「新型コロナウイルス感染症の動向」などの『広報かわぐち』印刷費用及びホームページ掲載に係る維持費用並びに川口市と接種実施医療機関を契約当事者とする職域接種者を含む委託契約及び委託料とした。

なお、法第199条の2の規定により監査することができない部分については、対象から除外した。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市市長室、企画財政部及び保健部とした。

3 監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取する等慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく陳述の聴取は、請求人から希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

関係部局から提出された関係文書等の資料を内容精査した結果、関係職員からの陳述聴取を実施する必要はないものと判断した。

6 監査の期間

令和5年11月27日から令和6年1月25日まで

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。
本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

1 事実関係の確認

保健部職員、市長室職員及び企画財政部職員の聞き取り及び監査対象部局から提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業及び障害者事業所等従事者に対する抗原検査頻回実施事業

川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金及び川口市障害者事業所等従事者に対する抗原検査実施事業費助成金については、令和5年10月2日付けで請求人から職員措置請求書が提出され、令和5年11月30日付けで請求人に対し監査の結果を通知している監査請求において既に監査を行っていることから対象から除外する。

(2) HER-SYS発生届の受理等

ア 発生届受理の流れ等

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第12号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第9号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第10号）が公布され、医師は、発熱、咳、全身倦怠感等の臨床的特徴を有する者について、発熱又は呼吸器症状を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるものに該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出等により、当該者を新型コロナウ

ウイルス感染症と診断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならないこととされた。

イ HER-SYS発生届の導入

新型コロナウイルス感染症対策に関しては、国内の患者数の増加により事務量が増加しているほか、軽症者等の宿泊療養や自宅療養の実施に伴い、患者の居所が多様化し、加えて、感染拡大に対応するため、行政検査に関する業務や自宅療養を行う患者等に対するフォローアップ業務等を委託することもあり、より多くの様々な関係者が対策に携わるようになってきている。また、今後の感染拡大状況によっては、広域調整の必要性が高まることも想定され、こうした中で、より効率的に患者等に関する情報を収集し、地域の関係者あるいは必要に応じて地域外の関係者の間で共有できるようにするため、「感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について」（令和2年5月29日健感発0529第2号）別紙において、新型コロナウイルス感染症に係る感染症発生動向調査については、これまでの感染症発生動向調査システムに代えて、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）により、発生届の内容等の関係情報の入力を行うこととされた。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第74号）が公布され、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法上の位置付けを見直し、5類感染症に位置付け、インフルエンザと同様、診療科名に内科・小児科を含む指定届出機関による届出対象疾病に変更された。

ウ HER-SYS発生届の受理に要する費用

HER-SYS発生届の受理については、医師がシステムに入力したものをシステムにおいて確認するため、当該届の受理に関し人件費等の費用は発生しない。

(3) 「新型コロナウイルス感染症の動向」などの『広報かわぐち』印刷費用

『広報かわぐち』は、毎月全32ページで、毎月の印刷部数には変動があるものの、概ね21万2,000部が印刷され、新型コロナウイルス感染症の動向などに関する情報が、令和5年1月号から4月号までは1ペー

ジ分、令和5年5月号は2ページ分、令和5年6月号は1ページ分、令和5年8月号は0.4ページ分、令和5年9月号は0.5ページ分、令和5年10月号は0.4ページ分記載されている。なお、令和5年7月号、11月号及び12月号には当該情報の記載はない。

(4) 職域接種に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業への充当

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の受入れについては、令和5年10月2日付けで請求人から職員措置請求書が提出され、令和5年11月30日付けで請求人に対し監査の結果を通知している監査請求において既に監査を行っていることから対象から除外する。

(5) 監査対象事項に係る費用

監査対象事項に係る費用で、本件請求から1年以内で、かつ、請求人から職員措置請求書が提出され、既に監査を行っていることから対象から除外するもの以外のものは、以下のとおりである。

ア 『広報かわぐち』印刷費用（需用費）

全体としては、3,221万394円であるが、ワクチン接種等に関する記事の掲載部分として案分計算すると21万8,225円となる。

なお、『広報かわぐち』は、毎月32ページで発行され、ワクチン接種等に関する記事の存否に関わらず、毎月32ページ分の印刷費用が発生する。

イ 市ホームページ維持費用（役務費）

全体としては、253万7,700円であるが、市公式ホームページ部分に関するものとしては212万1,900円となる。

なお、市公式ホームページの維持費用は、ワクチン接種等に関する記事の存否に関わらず、発生する。

ウ ワクチン接種に係る費用（委託料） 2億3,420万9,019円

2 判断

(1) 財務会計上の行為の違法性等

請求人は「新型コロナウイルスワクチンの有効性や安全性が実証できない」という主観に基づいて財務会計上の行為の違法性を主張するが、この

主観についての当否は、監査委員が判断すべきことではない。

したがって、本件請求の対象となる財務会計上の行為そのものの違法性等について判断する。

各費用の支出手続は、川口市事務決裁規程（昭和51年庁達第2号）第4条、別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の2財務事項（3）予算の執行を伴うものの表第2項第7号需用費、第8号役務費並びに第9号委託料の規定に基づき、いずれも決裁権者により適法に処理されており、例えば歳出予算の裏付けを欠く等財務会計法規に違反する事実は認められず、また、手続の瑕疵も認められない。

よって、財務会計上の行為に違法又は不当な点は認められない。

（2）まとめ

ア 繰り返される住民監査請求の主旨等

請求人は、国が実施の判断をしたワクチン接種事業について、請求人自身の主張を肯定する見解等に基づき、ワクチン接種事業自体に違法違憲性がある旨主張し、直接及び間接の損害が生じているとして、住民監査請求の対象とする財務会計上の行為を抽出し、ワクチン接種事業の違法違憲性の問題が解消されるまで事業の一次中断もしくは違法性解消の措置等（関係者に対する損害賠償請求・不当利得返還請求・違憲確認などを適宜追加）を求める住民監査請求を繰り返している。

そして、本件請求においても、対象とする財務会計上の行為に関する具体的な違法不当性の指摘を欠いており、ワクチン接種事業自体の違法違憲性を主旨とする内容となっている。

また、このワクチン接種事業自体に違法違憲性があるとする主張は、請求人自身の主観的な思考やそれを肯定する一面からの見解等を根拠としていることに加え、住民監査請求において、国が判断をしたワクチン接種事業の実施の是非についての司法的な判断をも求める内容となっており、更に、本件請求では、過去の住民監査請求に対する監査には一事不再理効が働かないなどとの主張も追加している。

しかしながら、これまでと同様、財務会計上の行為について違法又は不当である旨を指摘する住民監査請求としては、請求すべき的を欠いているとの判断である。

イ ワクチン接種事業について

ワクチン接種事業に若干触れるが、繰り返される住民監査請求を通じて、ワクチン接種事業に関連した様々な見解等があることについては理解できる。

しかしながら、このワクチン接種事業は、国が新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態に対応するために実施を決定した事業であり、権限や法律の整理など、その総合的な判断等は国の責任において行われている。先行行為の違法性等についての主張もあるが、仮に、先行行為と後行行為を一体的に捉えたとしても、ワクチン接種事業自体の実施判断は、前述のとおり国の責任において行われており、川口市では、国からの指示等に基づき、第1号法定受託事務として、その事業の実施を義務付けられた中で、何より多くの市民の生命や健康を損なうリスク軽減等のため、迅速かつ適切に実施した事業である。

これに対して、請求人は、ワクチンの有効性や安全性が実証できず、各種の法令違反や無権限で事業が行われているなどの理由により重大・明白な違法性等が認められるとして、それらに関連する財務会計上の行為についても違法性等が生じている旨の主張を繰り返しているが、これらはいずれも請求人の主観等に基づく主張である。

そして、請求人により繰り返される住民監査請求は、その都度、資料や主張を追加して、ワクチン接種事業に関連した各種の財務会計上の行為を列挙し、その財務会計上の行為も違法又は不当であるとの主張であるが、これは請求人の主観等によれば生じているとされるワクチン接種事業自体の違法違憲性についての判断を求めているものであり、住民監査請求としては失当ということである。

なお、請求人が住民監査請求の対象とした財務会計上の行為については、これまで監査を実施した限りにおいて、違法又は不当な点は認められていない。

また、これまでの監査を通じて、ワクチン接種事業自体に中断を求めなければならないような重大・明白な違法性等が存在する事実を確認することはできていない。

川は市長に関する前置請求の受理

■ 誰が(請求の対象職員)

また、上述居住用施設増設費算料作成の説明準備命令書によると、住民訴訟の被告相手方は市長となるようである。よって増費請求の相手方も、補助金たるは員に対する専決権限の移譲ない限り、市長のみとなる。

下記に列げる違法行為を対象とする、担当者に対する機密開示請求権行使の不作為

(正) 当項より、住居転用請求は対象となる既述金貯上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、することができない。しかし、無償貸与契約について知事や市長が無効確認をしておらず、日本は直営店舗下のもと報道自由やネットから19位から72位にまで躍進し、harys市況が順々に開ける要件を欠いている点からharys人が国面に署名がない国面送付とともに報道自由とされることを永遠に期待できない。査査調査人自身は医療機関を離れる友人に病名をharys人が国面に署名からとこととせ望んでもらうと決まることができず、そのこと、この場合、合理的に力なむ代償が本人すべてにおしえていた点のことが、また、128号川口市査査請求を提出日ごろであり、しかもそれ自体は伝聞証憑である。よって裁判所では訴訟金計行方についても適宜(年)には限定されない。

0.0 無制限での下記1.0 1.1 1.2 1.3を前項とする川口商工会議所取組支援費
 費用の□□□地方創生臨時交付金事業への充てと□□□地方創生臨時交付金中防災
 費

(正当局は2・令和5年7月3日山形県衛生研究所回答により、全国の公的機関で、厚生労働省、国立感染症研究所からの通知に基づき新型コロナウイルスは存在するとの前提のもとで、業務が実施されており、存在することが前提となつていて何身体に対するワクチン接種実施がおこなわれていることを要受済来入が認識したのが、遅くとも77号製造請求書受理日ごろである。存在することが前提となつていて法定病歴体ではないが何身体に対するワクチン接種実施がおこなわれていることが報道周知されているが、自民受政後下のもと報道自由度ランキングが10位から72位にまで転落したのが永遠に期待できない。）

(正当理由3: 監査資料による違法な監査結果が表明されており、一事不再理効がはたらかず、財務会計行為について近近1年には限定されない。)

1.0 存在することが前提とされている？疫学調査との同定作業が行われていない
 高野君PCR検査後PCR検査依頼後追加的金支給後、無効な発生病を受理し、中
 核市として厚生労働大臣に報告した市長として高野君PCR検査後PCR検査依頼後追加
 金支給不当利得返還請求(厚生703条)不行使 等 意味侵食等の記布周知含む
 「川口市の新型コロナウィルス感染拡大の真因」「新型コロナワクチン接種」のホーム
 ページ掲載費用支払額照会

1.1 無償版での、職域接種者含む次回接種券送付のための印刷費用と送付費用
支払済額(銀行振込時)

川口市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター050-3160-9567で接種券送付開始済み確認 04/16/01/16:00

1.2 無制限での、柔軟な運用を含む液相実施のための接合設備の設置と運営費支払債務
履行(5期移行前)

1.3 無償代理(民法113条1項)による川口市西と陸奥実業施設機関とを契約当事者とする無償での、副都庁業者含む委託契約と委託先への委託料支払保証履行 and 担保・日本医師会への損害賠償請求不作為 28file101/c8u0u0d/c8u0u0d.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/0000866717.pdf>

(注)注：狭口も部分で述べたように、オミクロン株は、感染症状、予防接種法、感染症法施行令に規定された病原体ではない。上記の型オミクロン株の伝播経路は不確定であるのでその二点に感染性の要件を充たす。また、そもそも既にクラスターを数個創出しているような国を要求するのか？ 部分で言及したように、この契約書では特許出願で認可されたSARS-CoV-2ワクチンを専有する国々(注記表0210-6号)で定義された新型コロナウイルス感染症(「感染症法」ベクターウイルス感染症)のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和國から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限る。)であるものに限る。に使用できる菌類となっていないSARS-CoV-2も感染症法、予防接種法、感染症法施行令の二にも規定されていないからである。

1.4 地方自治法第242条第1項に除外事由規定なしにもかかわらず、法定受託事務に関する財産金財行爲について明細付記の実体法適合性違法性監査を行わない55号監査委員に対する調査賠償請求不作為

02 その行為は、どのような理由で違法・不当なのか



重大性・明白性の要件充足する適法(地方自治法第2条第18項)かつ当該要約(地方自治法第2条第17項)の行政行為(以下「(イ)」「(ロ)」)について地方自治法第2条第14条第1項

「重大性・明白性」要件判断先行判例は下記のようなものがある。最判昭和35・3・7 東京高判昭和34・7・7 最小三判昭和34・9・22 最高判昭和48・4・26 最高判昭和35・12・7

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jokoku/27?id=54932

しかし厚労省自身が法定病原体に関するdata保有しておらず、存在することが前提とされている?法定病原体についての同意作業に関する「重大性・明白性」要件判断先行判例はない。存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体に対する検査補助金給付権限・発生届出受理権限と、存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体に対する罪罰化されていないワクチン接種に関する委託契約権限・実施権限・処分行為(通達)権限・補助金給付権限に関する「重大性・明白性」要件判断先行判例もない。

最判昭和37.7.5判例は取止が理由であるということは、処分成立の当初から、認識であることが外形上、客観的に明白である場合を指すとしている(最判昭和37.7.5)

厚労省自身が法定病原体に関するdata保有しておらず(乙37)。対応記録が行われていない場合自然発生virusは存在と事実認定され(丁2)、同意作業不能にもかかわらず、感染症名の入力範囲のない(乙4)無効な発生届が受理されているので、予防接種法第7条第2項要件非充足であり(論点1A ロ)。存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体に関する、検査補助金給付権限・発生届出受理権限と、存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体に対する罪罰化されていないワクチン接種に関する委託契約権限・実施権限・処分行為(通達)権限・補助金給付権限ないことは「行政行為成立の当初から、認識であることが外形上、客観的に明白である」といえる。(最判昭和37.7.5)

(行政行為「(イ)」「(ロ)」)すべてが明白性・重大性の要件充足する瑕疵であるので、当然無効により不当利得返還請求権(民法703条)の要件について「法律上の原因なく(民法703条)の要件充足する。」

適法な行政行為(法律行為と事実行為)であるためには法令上の要件と公益に合致していなければならない(ア)「(イ)」「(ロ)」。

(「(イ)」「(ロ)」)行政行為の目的はSARS-CoV-2ワクチンとは下記である

① 令和3年2月14日 mRNAワクチン(販売名:コミナティン®注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和2年12月18日)特例承認

② 令和3年5月21日 ウイルスベクターワクチン(販売名:ソバキセブリア®注、一般名:コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルパデノウイルスベクター)、申請者名:アストラゼネカ株式会社、申請年月日:令和3年2月5日)特例承認

③ 令和3年5月21日 mRNAワクチン(販売名:COMBID18ワクチンモデルナ®注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、申請者名:武蔵薬品工業株式会社、申請年月日:令和3年3月5日)特例承認

④ 前記①に追加して令和4年1月21日 mRNAワクチン(販売名:コミナティン®注5~11歳用、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、申請年月日:令和3年11月10日)特例承認

⑤ 令和4年9月12日 mRNAワクチン(販売名:コミナティン®注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン・リットジナメラン、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和4年8月8日)特例承認

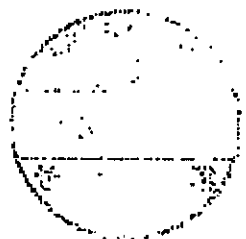
⑥ 令和4年9月12日 mRNAワクチン(販売名:スパイクバックス®注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:エラソメラン・イムエラソメラン、申請者名:モデルナ・ジャマニ社、申請年月日:令和4年8月10日)特例承認

⑦ 前記①及び④に追加して令和4年10月5日 mRNAワクチン(販売名:コミナティン®注6か月~4歳用、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和4年7月14日)特例承認

(B)委託契約について

「ア」その行政行為が権限ある行政庁の行為であること(主体的要件)

川口市河の代理人埼玉県知事と埼玉県知事の代理人全国知事会等は、特例承認で認可されたSARS-CoV-2ワクチン生薬製造製造文書(厚産発0210-6号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。)であるものに限る。)に対して使用するための供給権限を与えられていない。SARS-CoV-2も南アフリカ起源オミクロン株も感染症法、予防接種法、感染症法施行



代理契約の当事者格手方である日本医師会乙も無権代理行為を行っている。契約当事者本人である川口市は、原告格自身が「原告格は、平成10年02月10—15号」で定義された新型コロナウイルス感染症(肺炎)がベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に到着し、人に伝染する能力を有することとされた)に罹染されたものに属する。)であるものに限る。)の文書を保有していないので(国裁乙37 第0716第12号 参照)、SARS-CoV-2、ニアフリカ起源オコロン株と(国裁第210—15号)で定義された法定病原体との同一作業が不可能なので(T2 参照)、無権代理契約が認められない(国裁13第114号)。

存在することが前提とされている。法定病原体ではない病原体に対する、弱毒化されていないワクチンを目的病原体とする代理感染契約推察存否について重大な明白性要件判断先行判例はない。

平防旅団を除く第7条要件を満たすでもあり(陪点1A口*)、「行政行為成立の当初から、誤謬であることが外形上、客観的に明白である」といえる。(裁判例37.7.5)

三件に関して、郵政契約代理人である知事と本人川口市はそれぞれの所属自治体担当者が別途156条158条の公文書作成行政事務等もしくは環境法60条68条違反の構成要件に該当する実行行為を伴っており、違法性阻却事由が存在しないことが確定されるので(後述180 1213)、クリーンハイズの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について違法性は肯定される。

＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について適法性の立証責任は市長とワクチン接種推進課にある

■ 委託及び目的物の属性に関し 建点1A1B1D

b 缺點低

＜ウ＞その行政行為(法律行為)が迷令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 両9 file / 02/ syoukei.pdf

「エ」その行政行為(法律行為)が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)。

す。先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行修正確保の見地から賛同しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は財産金計法上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙8 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・28 丁1 file / 02/ syoukei2.pdf

委託契約を根拠とする委託料支払い債務履行のための支払支出命令などの後行行為も、先行行為(1)委託契約が違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は附帯金計法理上の瑕疵に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙8 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・28 丁1 file / 02/ syoukei2.pdf

委託契約を条件とする債権弁済のための印刷代金郵送代金支払支出命令などの後行行為も、先行行為(1)委託契約が違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した後行行為は附帯金計法理上の瑕疵に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙8 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・28 丁1 file / 02/ syoukei2.pdf

【レ】コロナワクチン接種実施について

市町村によるコロナワクチン接種実施の法的性質は市長との関係において、権限は強制ではないと主張されながらも下記abcの事由で意思表示を要する法律行為的行政行為「命令的行為」と解される。しかし必ずしも命令的行為と認定できない事例は、事実行為・その他、と解される

a 旅行支援などワクチン接種者に対する差別的な取扱いをするさまざまな違法14条違反の政策が施行されていた

<https://www.saken.or.jp/proclamation/001042.html>

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 46pageなどは、憲法29条財産権を間接的に侵害しており憲法14条違反である

https://www.chisou.go.jp/press/kyoukyu/kin/pdf/20220428_youkou.pdf

b 作為による欺罔行為(論点1Bイロ・論点1Bロff 12 f3)-不作為による欺罔行為(論点1Cイロで詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー 2023年5月2日まで、モデルナ2022年10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がない)により署名が提供されている

c 治験中のワクチンは成分のすべてを公開することが義務付けられていないがホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー 2023年5月2日まで、モデルナ2022年10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がないために、特別承認書類の照査りされていた不明成分については法制と同様である

＜ア＞その行政行為が権限ある行政庁の行為であること(主体的要件)

(1)

a、(1)＜ア＞で述べたように委託契約が代理権限のない無権代理人による契約であり、本人川口市丙による追認不可能なので、川口市は実施権限なし、実施権限ないので、支払支出命令権限なし

b、(2)処分行為が重大性明白性の要件充足するので、川口市は実施権限なし、実施権限ないので、支払支出命令権限なし

(2) 川口市自身の実施権限について

川口市は法定病原体(感染症0210-5号)に対するワクチン接種実施のみに対して実施権限が付与されており、SARS-CoV-2ワクチン接種に関する実施権限なし、支払支出命令権限なし、同意作業も行われていない・乙37参照

特例承認は予防接種法2条違反で無効(重大・明白な瑕疵であるので公定力なし)であるが(論点1Aイ)、ファイザーに関してはBNT162b2(プロトコルC4591001 プロセス2)バイアルが使われていたならば、特例承認を受けたのはBNT162b2(プロトコルC4591001プロセス1)であり、BNT162b2(プロトコルC4591001 プロセス2)を目的物とする実施権限はない(論点1Cイ6c)。治験でプロセス2で作られた投与量が投与されたのは約250人だけあり、これら250人の被験者に対して計画した安全性と有効性の比較は一度も公的に公表されておらず(論点1Cイ6c1 プロセス2論文参照)、ファイザーがFDAに提出したFOIAの文書(乙11や乙19から乙29)にも公表されていなければプロセス1との類似性を確認できないからである

なおモデルナもファイザーと同じように、承認された製造方法とはちがうプロセス2のような大量生産方式バイアルが接種された。

「地方公共団体の長は財務会計行為を行おうとしたりその原因となっている自己の権限に属する非財務会計行為に違法事由が存在するか否かを審査調査しなければならず自己の権限に属する原因行為に違法事由があるにもかかわらず、それに対する是正措置をとらずに財務会計行為に及んだ場合には当該財務会計行為は財務会計法上の義務である経費執行義務に違反し違法である」(大阪地判平成19年5月22日)

実施権限ないので、支払支出命令権限なし

判例について

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体に対する、弱毒化されていないワクチンを目的物客体とする実施権限存否について重大性・明白性要件判断先行判例はない。

厚生省自身が法定病原体に関するd ata保有しておらず(乙37)、対照実験が行われていない場合自然発生外国性virusは不存容と事実認定され(丁2)、同意作業不能にもかかわらず、感染症患者の入力画面のない(乙4)無効な発生届が受理されたので、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体に対する、弱毒化されていないワクチンを目的物客体とする実施権限存否については、

予防接種法附則第7条要件非充足でもあり(論点1Aロa)、「行政行為成立の当初から、錯誤であることが外海上、客観的に明白である」といえる。(裁判昭37.7.5)

承認外成分を含有する承認工程プロセス2バイアルは承認認可であるが(論点1Cイ6)、弱毒化されていない承認認可剤を客体とする実施権限存否に関する重大性・明白性要件判断先行判例はない。

主治に關して、川口市は、担当者(明治156条158条由公務文書作成等罪等)もしくは東横連68条68条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなっており違法性阻却事由が存在であることが推定されるので(論点1Bロ2)、クリーンハンズの原則により、下記<イ><ウ><ロ>の要件について違法性は推定されない。

川口市はワクチン接種推進室長・市長が刑罰法239項2項違反を継続しており、クリーンハンズの原則により、下記<イ><ウ><ロ>の要件について違法性は推定されない。川口市は監査委員が刑罰法239項2項違反を継続しており、クリーンハンズの原則により、下記<イ><ウ><ロ>の要件について違法性は推定されない。

川口市は監査委員が86号監査請求容認後より違法な監査結果表明により証拠隠滅を行っており、クリーンハンズの原則により、下記<イ><ウ><ロ>の要件について違法性は推定されない。

<イ><ウ><ロ>の要件について違法性の立証責任は市長とワクチン接種室長御にある

<イ>その行政行為の内容が法令上の要件に合致し、かつ、公益に合致していること(内容的要件)。

■ 実施目的物の属性に關し 論点1A1B1D

予防接種法2条違反・予防接種法附則第7条要件非充足・薬機法66条68条違反・薬機法第83条の10第1項違反・生物兵器法違反・製造物責任法違反推定についての立証責任不履行＝内容が法令上の要件に合致していない

b 論点 1C 1E

医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法 第1条の4第2項違反・憲法13条21条25条31条32条違反・憲法85条違反・ニルンベルク綱領違反＝内容が公益に合致していない

<ウ>その行政行為が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

手続的要件については実施の手引き [https://www.mhlw.go.jp/content/001026482.pdf] にしたがっていると推定されるが下記厚労省先行行為(5)が重大性・明白性の要件を充足する状態であるので違法無効となり、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予備執行適正確保の異地から習得しえない瑕疵が存在するので、これを果した後行行為は財

務会計法上の帳簿に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04第1回HP 京都地判平成19・12・16第1回HP 大阪地判平成23・12・02第1回HP 内9 file/B2/asyoukei.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 J1 file/02/asyoukei2.pdf

■ 実施の平引き 説明義務について 102 page

安全性有効性の判断権者は厚労省であったとしても安全性有効性の説明伝達義務は使者その他としての実施主体の市町村にある。厚労省による、安全性・有効性の判断は、論点1A口で言及したように、2020年5月末から開始され現在まで行われてきたHERSYS発生届が感染状況進展によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成する。4歳以下食む川口市民へのワクチン接種実施行為は、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、安全性・有効性に関する説明義務履行が原始的不能となっている。

また、HERSYSのdata詐取事件で未記入を未接種に計上していた点が発覚後、新型コロナウイルス感染者の全数届け出が見直されたのに伴って、厚労省は2022年8月22～28日以降の分から接種歴dataのADB資料公表を控えています。この点利益相反のない第三者による検証が不可能となっており、安全性・有効性に関する説明義務履行が後発的不能ともなっている。

なにより論点2A口部分で不作為による無回答を明示したように、川口市長とワクチン接種室長が不作為により各法令違反などや論点1B口F1についての説明義務をまったく怠らず、説明義務不履行状態を長期間継続している点が、原始的不能・後発的不能の客観的事実と推定される(民法159条1項)

市長・ワクチン接種室長は53号監査結果11pageで「安全性有効性の判断権者は厚労省」と128号監査結果と同じ主張を繰り返すのみである。監査請求は別個の独立した手続きではあるが、市長・ワクチン接種室長側が、監査請求人に対し目新しい主張をしない、などと述べながら否認も抗弁も提出しなければ、実施主体説明義務の原始的不能・後発的不能に関する裁判自由が成立し(民法159条1項)、事実上、住民訴訟で裁判自由の証拠としての提出がなされるであらう

b 実施の平引き 文書による同意 92 page

医師による治療行為は、一般的に「傷害罪」の構成要件にあたるが、患者の「同意」の存在は違法性阻却事由に該当する。ニュルンベルク裁判では、医師が患者の許可を得ずに実験を行った場合、戦争犯罪であると判断された。インフォームド・コンセントのない弱体化されていないワクチン投与は、ニュルンベルク・コード第1条、第9条、第5条、第7条、第8条、医療従事者法第10条、生物医学研究法第78条、第79条に違反する重大な不法行為を構成する。

監査請求人は126号監査請求結果で要領した「接種者が同意している」という主張に対して、同意の有効性に関する反論を主張していたが、53号監査請求結果で返答された「希望接種」は同意の有効性に関する否認にも抗弁にもあたらない。監査請求人は別個の独立した手続きではあるが、市長・ワクチン接種室長側が、監査請求人に対し目新しい主張をしない、などと述べながら否認も抗弁も提出しなければ裁判自由が成立し(民法159条1項)、事実上、住民訴訟で裁判自由の証拠としての提出がなされるであらう

(0) 予診票

予診票に記載されている「接種希望します」は民法的な片面的意思表示の意思表示であり、不利益事項に同意をまったくしていない、少なくとも日本国判例法典内で規定されている「同意」にあたらない

予診票に記載されている「予防接種健康被害救済制度」説明義務については、存在することが前提とされている。法定接種義務に対するワクチン健康被害救済制度についての説明義務であり、SARS-CoV-2ワクチンに関する支給権限が自治体でないことの説明をしていない

(1) 同意の有効性

同意の対象は、結果を含む構成要件該当事実であり、特にその結果について同意していることが必要とされるので、障害未遂(暴行)・傷害未遂(暴行)でしか同意していないところ、致死傷の結果についてまでは同意していないので同意は無効である。

この点、「接種体制に影響を与える重大な懸念は認められない」by 分科会担当「きわめてまれな副反応」by 厚労省担当者「一部の見解から」by 監査委員 などという個人の主観的な懸念はまったく開示されるべきではない。利益相反問題が解決していないからである。単純に、証拠乙11・丙05のような、生dataを提示して、それ

でも同意書に署名をした場合は致死傷の結果についてまで同意している、ということである。乙11・丙05のような生dataの提示もなく、接種希望書は同意書ではないので、致死傷の結果についてまでは同意していない。

(2) 同意に瑕疵がある場合

作為による欺罔行為(論点18イロ・論点18ロ11・12・13)・不作為による欺罔行為(論点18イロで詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意していない接種希望書に添付中(ファイザー 2023年5月2日まで、モデルナ2022年10月27日まで添付 by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がない)による錯誤に基づく同意は、惹起される結果の法益侵害性やその法的評価に影響を与えるような事実について錯誤に陥っていた場合、同意の法的行為が否定される。

(a)とくに(イ)(ロ)(ニ)行政行為について、権限のない行政庁により、明白な重大性の要件を充足する違法無効な行政行為が行われている点は「法的評価に影響を与えるような事実」にあたるので同意は無効である。

(b)証拠乙37(令和3年7月18日に厚生労働大臣から行政文書不開示決定された文書(0715第12号参照))について、存在することが前提とされているから、厚労省は法定病原体に関する資料を保有していないと推察する。あるいは厚労省は法定病原体に関する資料を保有していないから存在することが前提とされているのであろうか？

存在することが前提とされている？法定病原体に対するワクチンが接種されていないことの説明がないので、同意は無効である。

(c) 南アでファイザーと政府の契約書が裁判所命令で公開された。日本の供給契約書にもワクチンの効果は不明・有害事象は不明・長期的な副作用は不明と記載されている可能性について告知されていないので同意は無効である。

(3) 実施権限なき主体に対する同意

そもそも実施権限のない実施主体に同意受領能力なし

弱体化されているノミックス除く川口市民すべての接種者の同意は、積極的に自衛行為を望んでいたような例外を除き無効である

「(イ)その行政行為が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)」

ホームページ・接種券・同意していない接種希望書に添付中(ファイザー 2023年5月2日まで、モデルナ2022年10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がない(名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12・3・24判決 判例時報1733号)

「オ」実施に関する委託料支払い債務履行のための支払支出命令などの執行行為も、先行行為(イ)が違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した執行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。 京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 丁1 file / 02/ syoukei2.pdf

実施に関する接種券送付のための印刷代金贈送代金支払支出命令などの執行行為も、先行行為(イ)行政行為が違法無効なので、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存在するので、これを看過した執行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 丙9 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。 京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 丁1 file / 02/ syoukei2.pdf

①)前提としての厚労省から市町村である川口市に対する権限実施するための通知(処分行為もしくはその他)

国が川口市に対し、コロナワクチンを供給し、対象年齢の接種を行うよう、予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定により第一号法定受託事務を通知することは法所定の処分行為(その他法律行為)に該当する。

＜ア＞その行政行為が権限ある行政庁の行為であること(主体的要件)

今まで行われてきたHERSYS衛生園は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いてすべて無効であるので、予防接種法附則第7条「厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)のまん延予防上緊急の必要があると認めるときに該当しない。厚労省自身が「厚労省通達文書(獣医第0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の文書を保有していないので(乙37 健0716第12号 参照)、SARS-CoV-2、南アフリカ起源オミクロン株と(獣医第0210-5号)で法定された病原体との同定作業が不可能なので(T2 参照)、HERSYS衛生園が効果的に有効となることもない。よって予防接種法附則第7条要件非充足である。

つまり、予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定により第一号法定受託事務を通知する権限がない

判例について

存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体に対する、製造化されていないワクチンを目的物客体とする処分行為(通達)権限存否について
最大限・明白性要件判断先行判例はない。

厚労省自身が法定病原体に関するdata保有しておらず(乙37)、対照実験が行われていない場合自然発生外因性virusは不特定と事実認定され(T2)、同定作業不仕にもかかわらず、感染症名の入力面がない(乙1)無効な衛生園出受理されたので、存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原

体に対する、製造化されていないワクチンを目的物客体とする処分行為(通達)権限存否については、

予防接種法附則第7条要件非充足であるので(論点1Aロ)行政行為成立の当初から、前提であることが外形上、客観的に明白であるといえる(最終昭37.7.5)

承認外成分を含有する承認工程プロセス2バイアルは承認製剤であるが(論点1Cイロ)、製造化されていない承認製剤を客体とする処分行為(通達)権限存否に関する最大限・明白性要件判断先行判例はない。

主体に關して、厚労省は担当者が罰法156条158条違反公文書作成行使等罪もしくは薬機法88条88条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなっており違法性阻却事由が存在することが推定されるので(論点1Bイ)、クリンパンスの原則により、下記＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について適法性は推定されない

＜イ＞その行政行為の内容が法令上の要件に合致し、かつ、公益に合致していること(内容的要件)。

■ 処分行為(通達)目的物の属性に關し、論点1A1B1D

予防接種法2条違反・予防接種法附則第7条要件非充足・薬機法65条66条違反・薬機法第68条の10第1項違反・生物兵器禁絶違反・製造物責任法違反推定についての立証責任不履行=内容が法令上の要件に合致していない

■ 論点1E

憲法13条21条25条31条32条違反・憲法85条違反・ニルンベルク綱領違反=内容が公益に合致していない

＜ウ＞その行政行為が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

権限なき主体による予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定により第一号法定受託事務の通知

＜エ＞その行政行為が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)

権限なき主体による通達文書として処分行為が行われている

<オ>先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 両9 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・25 T1 file / 02/ syoukei2.pdf

委託料支払い債務履行のための支配支出命令などの後行行為も、先行行為《2》行政行為が違法無効なので、違法性を承継する。先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 両9 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukei2.pdf

被覆券送付のための印刷代金郵送代金支配支出命令などの後行行為も、先行行為《5》行政行為が違法無効なので、違法性を承継する。先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存するので、これを看過した後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなる。

福岡地判平成17・11・04裁判所HP 京都地判平成19・12・16裁判所HP 大阪地判平成28・12・02裁判所HP 両9 file / 02/ syoukei.pdf

下記判例を追加します。京都地判平成09・04・25 大阪高判平成10・07・28 東京高判平成10・12・10 福岡地判平成17・11・04 京都地判平成19・12・26 T1 file / 02/ syoukei2.pdf

重大性明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第16項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為a1 a2 a3 (f)(b)(L2) c1 c2 の法的責任 <カ> a2 a3 b c1 c2 <キ> <ク> a1 a2 a3 c1 c2

<カ>刑事的責任

a 刑事的責任はa1のぞくa2から始まります

a1 存在することが前提とされている?法定病原体との同定作業が行われていないPCR検査補助金事業に支出をし、

別例について

存在することが前提とされている?法定病原体ではない病原体に関する検査補助金付付控除存否について重大性・明白性要件判断先行判断はない。

しかし厚労省自身が法定病原体に関するdata保有しておらず(乙57)、刻限実験が行われていない場合自然発生virusは不存と事実認定され(丁2)、同定作業不能にもかかわらず、感染症名の入力回数のない(乙1)無効な発生届が受理されているので、「行政行為成立の当初から、誤認であることが外部上、客観的に明白である」といえる (裁判即37.7.5)

a2 病名らんのない届出要件を欠いた発生届を受理し、中核市として市長が厚生労働大臣に報告する行為は虚偽公文書作成行使等罪の構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。その作業への物的資源・人的資源投入のための支払い債務の履行は虚偽公文書作成行使等罪の補助罪の構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。

全国の公的機関で法定病原体との同定作業が行われていない点は、山形地裁に係属している「マスク着用困難教員に対する差別命課による損害賠償事件」原告氏に対する山形県衛生研究所による令和5年7月3日の回答が象徴的である。「当所では、国(厚生労働省、国立感染症研究所)からの通知に基づき「新型コロナウイルスは存在する」との前提のもとで、業務を実施しています。」この場合の新型コロナウイルスがSARS-CoV-2なのか? 確認は0210-6号で定義された法定病原体なのか? は不明であるが、

2023年10月4日山形県健康福祉部健康福祉企画課 課長補佐氏は2023年9

月28日発行県企845号不周示決定通知書不開示理由らん「厚労省の通知を基に判断しています。」等の記載に関する電話interviewにおいて「マスク着用困難者に対する差別命課による損害賠償事件」原告氏に対し、病原体の存在のみならず感染症の発生も「前提である」旨の回答をされた。電話interview内容は不特定多数人に公開されている。

また山形地裁に係属している「マスク着用困難者に対する差別命課による損害賠償事件」原告氏が2022年6月21日山形県知事に提出された山形県衛生研究所に対する行政手続法第36条の3に基づく「処分等の求め」の申し出書と2022年6月20日厚労省に提出された感染病に対する行政手続法第36条の3に基づく「処分等の求め」の申し出書記載のように分離培養試験の対照実験をさせる処分の申出までも対照実験が行われていない。

(健康発0210-5号)で定義された法定病原体との判定作業がおこなわれず、「国(厚生労働省、国立感染症研究所)からの通知に基づき「新型コロナウイルスは存在する」との前提のもとで、業務を実施」している理由が推察できる。ドイツ連邦最高裁判所(BGH)が2016年2月16日のシュトゥットガルト高等地方裁判所(OLG)による勝訴判決確定裁判例を証拠提出します。41決理由のところで対照実験が行われていなかったことを記述しています。対照実験が行われていなければ自然発生virus不存在と事実認定されるのである。

丁2 file / 02/ 12 U 83_15.pdf

存在することが前提とされている？(健康発0210-5号)で法定された病原体ではなく、SARS-CoV-2については、中国の最初の全遺伝子配列を決定する方法(de novo meta-transcriptomic assembly)でコンピューター上で同じシミュレーション実験(bioinformatics approach)を行うと、同じ結果が再現できなかったため、対照実験が必要であると結論された論文

なお感染病検査部感染課課長補佐の小林亮太郎氏は2022年7月19日付け発行文書で、「Although our study does not fulfill Koch's postulates」とコッホの4原則を満たしていない旨の論文を引用しコッホの4原則を満たしたと回答された。丁10 file / 02/ 20220719.jpg

コッホの4原則を満たしていない旨の論文

判例について

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体に関する感染症発生届受理権限存否について重大性・明白性要件判断先行判例はない。

しかし厚労省が、存在することが前提とされている？法定病原体に関する文書を保有しておらず(乙37)、対照実験が行われていない場合自然発生外国性virusは不存在と事実認定されるので(丁2)、判定作業不能により違法無効な届出であり、感染症名の入力画面のない(乙4)届出受理成立の当初から、誤謬であることが外形上、客観的に明白である」といえる(裁判例37.7.5)

虚偽公文書作成成罪について下記判例があるが、裁判例32・10・4 札幌地判令3・1・15 存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)を発生原因とする発生届受理に関する虚偽公文書作成成罪等罪案件判断先行判例はない。

WHOが関与した(川口市86号監査請求口頭陳述資料)2009年の新型インフルエンザも人口Virus研究所流出説が主流になりつつあるようだが、この点での虚偽公文書作成成罪特異は公訴時効がすでに成立している。

証拠文書も廃棄されている

■3 広報紙配布とwebsite掲載運営は自治事務にあたり行政行為(注)のいずれに関連した事実行為であり、薬機法66条68条違反・市長や担当者に刑法158条虚偽公文書作成行使等罪 (対象は接視者と未検視者)

論点18口(2)部分参照

広報紙配布とwebsite掲載運営に関する支払支出命令その他財務会計行為の行使は刑法158条158条虚偽公文書作成行使等罪のほう処罪(刑法62条)の構成要件に該当することが推定され、違法性阻却事由不存在が推定される。

厚労省・地方自治体など規制当局自身による薬機法66条68条違反の事実行為に関し、その実行行為である表記を維持するためのwebsite維持費用支払いに関する刑事事件立件での過去類似判例はない

サリドマイド薬害では刑事事件立件事例なく、薬務行政公務員の刑事事件の立件では薬害エイズでの立件しないうところ、我が国では厚労省など国家機関に対する「株主代表訴訟の賠償者version」のような手続きが制定されたことが全くないため、客観訴訟における過去の類似刑事事件認定判例(松村氏の実行行為に対する公金投入に対する判断)が存在しないことは明白である。

薬害エイズ事件判決では情報コントロールについて「薬務行政上必要かつ十分な対応を図る義務」が訴訟系諸上過失致死罪の故意・過失等主観的要件で判断されたが、文書における公共の信頼を害した罪の訴訟系諸的要件で情報コントロールについて判断されたわけではない。

なお、民事事件ですが、グローバルダイニング時短違法判決のように、実顔面が違法であれば市長など担当者の主観的要件関係なく行政行為自体は違法である。司法警察官の主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に関係ない。また一般に刑事事件での公訴時効は長く、住民監査請求の除斥期間起算点は行為後了時1年と短いので、客観的要件＝違法性に関係ない司法警察官の主観的要件に関する判断をおおぐのは住民監査請求制度の価値を没却する。

構成要件の故意の存在は推定される。

判例について

薬機法66条68条違反については、司法警察官による誤捕や行政罰事例として、
■2 容疑者「クリンB」液体販売事件や「ステラ淡方」事件などがあるが、存在す

ることが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名未特定)が病原性未証明)に対する、規制当局自身による弱体化されていないワクチン広告に関する要件判断先行判例はない。

承認外成分を含有する米承認工程プロセス2バイアルは承認品製剤であるが、弱体化されていない、承認品製剤を目的の寄与体とする広告に関する薬機法66条68条違反要件判断先行判例はない。

■b 行政行為(注)について殺人予備罪 刑法201条198条 (対象は接視者のみ)

重大性明白性の要件充足する行政行為(注)において、後援なき主体による違法無効な委託契約により、後援なき主体が目的物SARS-CoV-2ワクチン入手手配し、委託先への委託料支払い債務の履行と支払い支出命令その他財務会計行為をおこなうことは殺人予備罪の構成要件該当性が推定され、違法性阻却事由不存在が推定される。現状、刑事告発状が受理されないで、殺人予備罪刑事責任については 前回126号監査請求書 不当性の要件 (論点28口)で述べた。

digital dataだけでワクチンが組成されたのも歴史とはじめてのことですが、福岡地方裁判所小倉支部令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件の国内第1号民事訴訟(両08)では、共同不法行為に関し刑事事件としては殺人罪を主張している。毒物では人類史上最大の医療詐欺、と報道されており(ゲストは自ら2回接種済みで、ワクチン接種後のお父様を亡くされた。)、UKではICC国際刑事裁判所に前ジョンソン首相などの人道に対する罪で刑事告発状(受理番号OTP-CR-473/21)が提出された。SNS上では過去適用されたことのない外観隠蔽罪・内乱罪の第1号成立可能性について議論されている。厚労省の認可承認薬剤がらみの薬害エイズ事件私立大学教授に対する刑事事件立件での無罪判決は確定しておらず、確定判決に対する一事不再理効ははたらいってなかった。類似過去判例はない。

民事事件ですが、グローバルダイニング時短違法判決のように、客観面が違法であれば知事など担当者の主観的要件関係なく行政行為自体は違法である。司法警察官の主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に関係ない。また一般に刑事事件での公訴時効は長く、住民監査請求の除斥期間起算点は行為後了時1年と短いので、客観的要件＝違法性に関係ない司法警察官の主観的要件に関する判断をおおぐのは住民監査請求制度の価値を没却する

薬害エイズ事件では回収すべき非加糖製剤を回収しなかった不作為が業務上過失致死罪に関わったが、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名未特定)が病原性未証明)に対するワクチン接種に関する殺人予備罪要件判断先行判例はない。

構成要件的要件(ノミックスのぞく)とみなされていないSARS-CoV-2ワクチン手配)の存在は推定される。

判例について

殺人予備罪については下記判例がある。広島地判昭和38・11・13 大阪高判昭和57・6・29 宇都宮地判昭和40・12・9 大阪地判昭和44・11・6 殺人予備でも殺人予備罪が成立するとされた 東京高判平10・6・4

しかし、薬害エイズ事件では回収すべき承認済非加熱製剤を回収しなかった不作為が業務上過失致死罪に問われたが、権限なき主体による、存在することが前提とされている。法定滅菌体ではない病原体(換原体名があるが病原性未証明)に対する、罪罰化されていないワクチン手配に関する殺人予備罪要件判断先行判例はない。

承認外成分を含む未承認工程プロセス2バイアルは承認済製剤である(論点1Cイ)。権限なき主体による、罪罰化されていない承認済製剤を目的被害体とする殺人予備罪要件判断先行判例はない。

c 行政行為(し)について障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪 刑法204条208条 (対象は接種者のみ)

重大性明白性の要件充足する違法無効な行政行為(し)において、

権限なき主体による、被害における有形力の行使が行われる接種会場の設置と運営費支払債務の履行と支払い支出命令その他付随助金計行は、たとえ有資格者医師として接種会場で直接被害の有形力の行使を行わなくても被害の共同正犯行為。または被害の助助行為の構成要件該当性が推定され、違法性阻却事由不存在と推定される

権限なき主体による、被害における有形力の行使が行われる接種会場へ被害者を集合させる接種券送付行為と接種券印刷送付債務の履行と支払支出命令その他付随助金計行はたとえ有資格者医師として接種会場で直接被害の有形力の行使を行わなくても被害の助助行為の構成要件該当性が推定され、違法性阻却事由不存在と推定される

行政行為(し)のうち部分で述べたように罪罰化されているノミックス除く川口市民すべての接種者の同意していない希望確認は、積極的に自衛行為を認めていたよ

うな例外を除き同意無効であるので、過保護の法益侵害行為として、障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪を構成する

(1)構成要件該当性

安全性及び有効性が証明されていないSARS-CoV-2ワクチンを川口市民に接種せようとする行為は、それによって被害の結果を招くことが起こりうることを認識し、それが起こってもよいと認容して接種を実行させたことになるので、被害の未必の故意による傷害罪の実行行為をなしたものであり、それにより一時の接種被害者を死傷に至らしめ、あるいは被害者全員に対して致傷に至る危険な状態に陥れたのであるから、障害未遂(暴行)・傷害・同意傷害の構成要件に該当することが推定される

(2)違法性阻却事由不存在

市長とワクチン接種委員長は126号監査請求において監査委員に対して予防接種法(昭和23年法律第68号)第28条の規定による第一号法定委託事項を行っている、との抗弁を提出したとのことであるが、権限なき主体により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第28条の規定による第一号法定委託事務も権限なき主体として行っていること、そのこと自体は違法性阻却事由にあたらない。(行政行為(し) <ア>参照) 仮にもし違法性阻却事由に関する錯誤があったとしても、故意・過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種委員長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「コロナワクチンは強制ではない」と抗弁したとのことであるが、「コロナワクチンが強制ではない」ことは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。また、市長とワクチン接種委員長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と抗弁したとのことであるが、厚労省による、安全性・有効性の判断は、論点1Aロで言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。日本小児科学会の提議も無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。本人・親権者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。接種者親権者の同意は無効である(行政行為(し) <ウ>参照)

違法性阻却事由不存在であることが推定される

(3)期待可能性

権限なき主体として予防接種法(昭和23年法律第68号)第28条の規定による第一号法定受託事務を行っていたとしても、行政行為(イ)(ロ)(ニ)すべての行政行為が重大な明白性の要件を充足し当然無効である。市長・ワクチン接種室長、その他保健師職員担当者は刑事訴訟法238条2項公務員の告発義務に基づき告発をして、違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、権限訴訟を提起するなど違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能だったので、他の適法行為の期待可能性存在の要件充足が推定される。市長は53号監査請求結果において、期待可能使用存在に関する否認も抗弁も提出していない。監査請求は別個の独立した手続ではあるが、市長・ワクチン接種室長側が、監査請求人に対し目新しい主張をしない、などど述べながら否認も抗弁も提出しなければ強制自由が成立し(民訴法159条1項)、事実上、住民訴訟で強制自由の証拠としての提出がなされるであろう。

(4)主観的要件としての故意・過失

作為による欺罔行為(論点18ロ(1)(2))ほかの違害者による作為による欺罔行為(論点18イロ・論点18ロ(3))の不告知・不作為による欺罔行為(論点10イロで詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意していない接種希望書に治験中(ファイザー 2023年5月2日まで、モデルナ2022年10月27日まで by... <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がない)があるため、主観的要件充足が推定される。とくに128号監査請求受理日以降は、論点1Aロにつき説明義務履行が原始的不能・後発的不能になっていることを認識・認容しながら説明義務履行の原始的不能・後発的不能についてホームページ・接種券・同意していない接種希望書で周知していないので、未必の故意が認められる。故意が認定されない場合は業務上過失被害の過失犯として主観的要件充足することが推定される。

市長・ワクチン接種室長は53号監査結果11pageで「安全性有効性の判断権限は厚労省」と126号監査結果と同じ主張を繰り返すのみである。監査請求は別個の独立した手続ではあるが、市長・ワクチン接種室長側が、監査請求人に対し目新しい主張をしない、などど述べながら否認も抗弁も提出しなければ、実体主体説明義務の原始的不能・後発的不能に関する強制自由が成立し(民訴法159条1項)、事実上、住民訴訟で強制自由の証拠としての提出がなされるであろう。

digital dataだけでワクチンが組成されたのも歴史上はじめてのことですが、福岡地方裁判所小倉支部令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件の国内第1号民事訴訟(丙08)では、共同不法行為に關し刑事事件としては殺人罪を主張している。泰州では人類史上最大の医療詐欺、と報道されており、UKではICC国際刑事裁判所に

前ジョンソン首相などの入道に対する罪で刑事告発状(受理番号OTP-CR-473/21)が提出された。厚労省の認可承認薬剤がらみの薬害エイズ事件私立大学教授に対する刑事事件立件での無罪判決は確定しておらず、確定判決に対する一事不再理効ははたらいっていない。厚労省の認可承認薬剤がらみの刑事事件で過去類似判例はない。

民事事件ですが、グローバルダイニング時短違法判決のように、客観面が違法であれば知事など担当者の主観的要件関係なく行政行為自体は違法である。司法警察職員の主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に属しない。たゞ一般に刑事事件での公訴時効は長く、住民監査請求の除斥期間起算点は行為終了時1年と短いので、客観的要件＝違法性に属しない司法警察職員の主観的要件に関する判断をおおぐのは住民監査請求制度の趣旨を没却する。

越格について

薬害エイズ事件では回収すべき承認済非加熱製剤を回収しなかった不作為が業務上過失致死罪に問われたが、権限なき主体による、存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名があるが病原性未証明)に対する、弱毒化されていないワクチン接種に関する偽造罪要件判断先行判例はない。

承認成分を含有する未承認工程プロセスバイオアルは未承認製剤であるが(論点10イロ)、権限なき主体による、弱毒化されていない未承認製剤を主体とする偽造罪要件判断先行判例はない。

構成要件的故意(ノバックスのぞく弱毒化されていないSARS-CoV-2ワクチン

ン役与)の存在は推定される。

<キ>民事的責任

市民納税者からの国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

a3 広報紙印刷配布とwebsite掲載運営は自治事務にあたり行政行為(イ)(ロ)に類した事実行為であり薬機法65条68条違反・刑法158条虚偽公文書作成行使罪に關する民事的責任(国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務)(対象は接種者と未接種者)

(X)未接種者について

未接種者は接種者のように障害未達(暴行)・傷害・同意傷害等もしくは業務上過失傷害罪における有形力の行使を身体に受けていないので、ここに身体的損害について記載する。住民訴訟は客観訴訟ではあるが、86号鑑定請求で述べた厚生省も認めているシェディングエクソソームの被害を経験しない健康体の方には想像もつかないようなので、ここでは鑑定請求人の個人的体験を記載してみます。

(a)身体的損害

ワクチン接種の3回目が始まった直後の2021年12月から2022年6月あたりまで、川口市内住宅街や川口駅西川口駅東駅間各駅付近では1日の救急車の稼働数が2桁に達することが多かった。ちょうど2022年1月2月同様の騒動が3回目を繰り返したところから、関節部分にしか皮膚アレルギー症状が出たことのない鑑定請求人のすね部分に見たこともない皮膚病症状が出た。その症状は1日の救急車の稼働数に比例して悪化していたが、4回目以降は3回目までより接種者が少なく、同様の騒動も厚生省のdata詐欺事件(障点18-4)から安全性有効性に関する説明義務履行の後発的不能を認識し、4回目以降を接種していないので、ちょうど2022年7月あたりまでで自然治癒した。2022年6月10日ワクチン接種定数はワクチン接種は重症化予防のために行うとのmail添付を鑑定請求人に送られたが、65歳以上の高齢者である親族2名はすべてのHERSYS発生品が無効であり「重症化予防効果を目的に」などの記載に虚偽があるという認識はしていなかった。この親戚は、次の(b)(i)経済的損害の直接損害のところで述べます

(b)経済的損害

(i)直接損害

関節部分にしか皮膚アレルギー症状が出たことのない鑑定請求人のすね部分に見たこともない皮膚病症状が出た。皮膚病の加害者のところでマッチポンプ医薬のお布施を提供するのは無意味なので、鑑定請求人の皮膚症状に対する対応療法ではなく、原因療法としてグルタチオンとビタミンDのサプリメントを3回接種者である同様の親族に定期的に投与させた。サプリメント代金は鑑定請求人が負担した。

ときどき鑑定請求人の自宅に無料滞在する、同居していない3回接種者の親族に、見たこともない皮膚病症状が出たすね部分の写真をmail送信して、2022年4月は東京都内の品川プリンスホテルに連泊してもらった。このホテル滞在費用は直接損害にあたる

(ii)間接損害

「重症化予防効果を目的に」などの虚偽の記載を信用した高齢者が接種をやめないので、国民1人あたり60万円の負担となっている。納税者の財産権(憲法29条)を間接的に侵害している。直接損害よりはるかに大きい。

(c)精神的損害

未接種者の精神的損害に関して、実施主体の市町村ではなく県知事相手の国家賠償請求訴訟として例えば千葉地裁令和5年(ワ)第281号が係属している。

争点は

①厚生省自身が「厚生省通達文書(健康発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。)であるものに属する。)の文書を保有していないので(Z-37 健0716第12号 参照)、SARS-CoV-2、南アフリカ起源オミクロン株と(健康発0210-5号)で法定された病原体との同定作業が不可能なので、HERSYS発生品がすべて無効であること。

②厚生省自身が「厚生省通達文書(健康発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。)であるものに属する。)の文書を保有していないので然る意味なPCR検査により、法定された病原体との同定作業が全くおこなわれていないこと。

となっている

(V)接種者について

現状 身体に対する有形力の行使に関する刑事告訴状告発状が受理されないの
で、(a)身体的損害 (b)経済的損害 (c)精神的損害に関して

憲法66条58条違反・刑法185条虚偽公文書作成行使罪での被害届を、司法警察
職員に提出する計画である。

c 行政行為(し)について、障害未達(暴行)・傷害・同意傷害等もしくは業務上過失

傷害罪に関する民事的責任 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務 (対象は接種者のみ)

ワクチン製造業者が判決により賠償を命じられる場合に備え、ワクチン製造業者に對して国が賠償する契約を締結することができる(法附則第8条)が、一時金など損害賠償が不服である場合は、実施主体である市町村またはワクチン製造業者を民事訴訟で訴えることになる。身体的損害・精神的損害につき不法行為(国家賠償法1条1項)を構成する。

厚生労働省医薬食品局「医薬品・医療機器等安全性情報」278号によると2009年新型コロナワクチンの副反応死亡例133件も、接種との関連認められないとされていた。因果関係の定義は各法により異なってくるものの、ワクチン接種と死亡の因果関係認定が予防接種健康被害救済制度(議事録非公開)の「死亡」申請数983件内323件を除き2件であり、副反応検討部会と疾病障害審査会の2つがあって、それぞれ因果関係の考え方が異なっており、さらに国賠訴訟では厚労省は再度因果関係を争うであろう。

(a)身体的損害

(1)不法行為

＜a＞＜1＞構成要件該当性 参照

(2)客観的要件に関する違法性阻却事由

市長とワクチン接種室長は126号監査請求において監査委員に対して予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っている。との抗弁を提出したとのことであるが、権限なき主体により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を権限なき主体として行っていること、そのこと自体は客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由にあたらない(行政行為(三)＜ア＞参照)。仮にもし違法性阻却事由に関する錯誤があったとしても、故意・過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「コロナワクチンは強制ではない」と抗弁したとのことであるが、「コロナワクチンが強制ではない」とは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。また、市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と抗弁したとのことであるが、厚労省による、

安全性・有効性の判断は、論点1Aロで言及したように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。日本小児科学会の推奨も無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。本人・接種者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。接種者親権者の同意は無効である(行政行為(三)＜ウ＞参照)

(3)因果関係

証明妨害について

まさしく、実施主体川口市の、不利益事項の不告知という不作為により身体的損害について因果関係の立証が困難な状況が招来された。訴訟中のワクチンは成分のすべてを公開することが義務付けられていないが、ホームページ・接種券・同意していない接種希望書に訴訟中(ファイザー2023年5月2日まで、モデルナ2022年10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>)である旨の記載がないために、特例承認書類が異議あり文書だけでなく、因果関係立証が困難な状況が招来される点について接種者は認識できなかった(論点1Cイ)

この点、証拠妨害の理窟(東京高裁平成3年1月30日判決 判例時報1381号49頁以下)により、因果関係についての立証責任は、因果関係不存在についての立証責任が、実施主体川口市側にある。

(4)主観的要件

作為による欺罔行為(論点1Bロ(1)・(2)・(3)の当事者主体による作為による欺罔行為(論点1Bイ・論点1Bロ(3)の不告知・不作為による欺罔行為(論点1Cイロで詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意していない接種希望書に訴訟中である旨の記載がない)があるので、主観的要件充足が推定される。とくに126号監査請求受理日以降は、説明義務履行が原則的不能・後発的不能になっていることを認識・認容しながら説明義務履行の原則的不能・後発的不能についてホームページ・接種券・同意していない接種希望書で周知していないので、故意が認められる。

(c)精神的損害

この議会の懸念は、請求権などに対する国家賠償債務と法定利息

参考資料1: 身体的損害に関する国家賠償請求訴訟第1号の訴状 丙05

参考資料2:

横谷英紀氏によると、今回と同じようにWHOがからんでいた2009年のインフルエンザ流行の件(86号監査請求口頭陳述資料提出)でも海外の学会で研究所流出人口説が有力になっている、とのことである。

2023年5月22日EU議会で開かれた第三回国際covidサミットを踏まえpress conference [redacted] ミスラフ・ラクシツキ議員発言「世界保健機関(WHO)は、その被害を拡大したことから、テロ組織として認定されるべきです。今日、WHOと契約するよりも、コロンビアの麻薬カルテルと契約する方が安全だろう。」後ろで笑ってるのはSinc議員

日本語

5月2日から三日間ブリュッセル欧州議会での国際covidサミットwebsite

European Parliament - International COVID Summitすべての動画 list

● デビッド・マーティン博士は、「新型コロナウイルス開発の1955年からの驚愕の歴史」で遺伝子のライセンスや特許を許可することのリスクと、機能研究の利権を進めることについて警告を発しました。SARS 1は、ノースカロライナ大学バリック教授が開発した「感染性複製欠陥」新型コロナウイルスの出現が計画された出来事であることと示す証拠力のある証拠を提供してくれた。その証拠には次のようなものがある。2014年の秋に、ノースカロライナ大学チャペルヒル校の生物兵器研究所が機能強化研究の一時停止命令の免除を受けたこと(2016年)には、米国科学アカデミー紀要で「SARSコロナウイルスは2016年に人類に出現する準備ができている」と述べた論文が既に掲載されていたこと特に、2019年4月、つまり新型コロナウイルスの勃発する数カ月前にモデルナ社は特許を4回改訂し、「偶発的または意図的な呼吸器系病原体の放出」をワクチン製造の理由として挙げた

● パンデミックデータ&アナリティクス(以下、パンダ)のニック・ハドソン氏は、過去3年間、世界の議論や報道を支配してきた誤ったシナリオについて議論しました。

● Clito Isidoro博士は、COVIDは新しい病気ではなく、昔からある病気であることを示し、検死を行わなければ死因を特定できないことを強調した。

● Giovanni Melandri博士は、コロナウイルスの進化について述べ、病気が続く限り、ワクチン耐性の変異体が選択されるというメカニズムを示した。

● Stramezzi博士は、イタリアでの早期対応の重要性を強調し、最も重要なことは、2020年6月にCOVIDが治療可能な病気であることが知られたことである。

● Luis Fouché博士は、重症化と早期治療の効果について説明しました。特にマスクと隔離データに焦点を当てた。

● Philippe Brouqui教授は、COVIDを治療するためにヒドロキシクロロキンを使用することについて分析を行いました。

● Pierre Kory博士は、イベルメクチンについて、また、このコロナの時代を通じて、製薬業界と学術出版業界の事業全体がいかに危ういものであったかについて、詳しく述べられた。

● ジェイソン・クリストフは、メディアと情報戦技術がいかに武器化され、私たちに對して展開されてきたかについて講演しました。彼は、犯罪が行われ、心理学と心理技術(「ナッジ」技術を含む)が一般市民に対して武器化されたと結論づけた。

● ハーヴェイ・リッシン博士は、「ワクチン」の有効性に關するデータ操作の問題点を例に挙げました。

● バイロン・ブライドル博士

● フランチェスカ・ドナート欧州議會議員(イタリア)は、午前中のセッションを総括し、真実、民主主義、自由の重要性について述べました。

● 欧州議會議員Milay Kolakovic(クロアチア)は、パンデミックを定義すべきは世界保健機関ではなく、医師であるという明確な発言をしました。

● クリスティン・アンダーソン議員(ドイツ)は、EUのCOVID委員会報告書は、今回の流行を通じて私たちが遭遇したあらゆる脅威を、常態として繰り返していることを強調しました。

● キゼツベ・トリット博士

● ナタリア・ブレゴ博士

● Giovanni Frajese教授

● エマニュエル・ダルレス

● Alejandro Diaz Villalobosは、メキシコでの不始末がもたらす小児への影響について話しました。

● Kirk Millioan博士(韓国)は、COVID「ワクチン」に關連する心臓病理、これらの「ワクチン」の小児集団への不必要な展開、それに関連する過剰な死亡率や罹患率について明確に説明しました。

● Rosanna Chilini博士は、「ワクチン」の胎児への影響、スパイクが脳のミクログリアを活性化させること、またそのCNSへの影響について述べました。

● アルネ・ベルクハルト博士は、75件の一連の前検で観察された心臓と肺の損傷について講演しました。博士はTwitterのスレッドで、ベルクハルト博士の指摘をいくつか取り上げています。"昨日(2023年5月3日)、EU議会で開催された国際COVIDサミットIIIで病理学者アルネ・ベルクハルト教授(ドイツ)による重要なプレゼンテーション"と書き始めています。

● ライオン・コール博士は、COVID「ワクチン」のがんへの影響について語りました。

● Vincent Pavanは、フランスにおける全死因死亡率に關するデータについて話しました。

● Theo Schettlers博士は、ワクチンの犯罪と高齢者の全死因死亡率超過の波との相関を示しました。

● ジェシカ・ローズ博士は、VAERSデータベースで報告された副作用の要約を発表しました。Rose博士の10分間のプレゼンテーションは、Rumble HEREで見ることができ、彼女はプレゼンテーションのスライドを彼女のSubstack HEREで共有しています。

● Meryl Nass博士とKatarina Lindley博士は、国際保健規則の改正について警告しました。

● ロバート・マローン博士は、この日のハイライトをまとめ、サミットを締めくくりました。

今回の人災パンデミック中に60国以下のファシズム国家となり下がった豪州でもとうとう、身体的被害に關し500人による集団訴訟がTGA、保健・高齢者医療省長官のブレンダン・マーフィー博士、健康製品規制グループの前副長官ジョン・スケリット教授に對し提起された。それでも日本に次ぐブービー賞である。日本ではNHKが「ワクチン死亡者をコロナ死亡者と報道して、NHK理事が放送法違反について国全で検査している?」「そのようなので、死人に口なしの状況となっている。世界報道自由座パンキングが報道国生みに異常に低いので、横谷英紀氏のおっしゃる通り最低18か月程度のタイムラグがある」とすると日本でも数百人単位で集団訴訟が起きてくるのは2024年以降になるのだろうか?

身体的損害に関する国家賠償請求訴訟国内第1号の訴状 丙00によると、共同不法行為の被告は国と製薬会社ファイザーと実施主体である市町村である。訴状は相続人2分の1の分額賠償であるので、仮に似たようなケースで川口市に対する相続人全員での請求となった場合訴額は2800万2064と法定利息となり、国と製薬会社ファイザー、実施主体である川口市での東分額の負担と仮定すると、死亡事例1名で川口市に対する数百万の請求となる。実施主体の川口市が仮に勝訴しても弁護士費用は納税者から見たら損失である。

乙14の証拠が示したように90日以内短期死亡率は数%であり、運動性の等となっているが、「死人に口なし」の状況について、他界された犠牲者の方々は、この場を借りて欧州連合議員Anderson氏のことをおくります。

「Eは世界健康戦略をひとことでは言え、それは納税者からの数十億ドルを大手製薬会社に強制的に供給し、無効で有害さらには致命的な製品を作らせるものだ。そして致命的な製剤によって引き起こされた損害の賠償コストを納税者に転嫁する。委員会の会長は公務の最中に自分の夫の金儲けを手助けする。政府の権利をWHOに移行することによって民主国家の視座である市民の権利をうばう。そしてこの一切を国民の福祉向上のためだと大義名分を唱える。異なる見解を持つ人々を監獄中傷し侮辱し嘲笑し排除する。このすべてが健康と無関係だ。これ(WHO/パンデミック条約)はヨーロッパの主権を民から国民の統治権を奪おうとする計画なのだ。過去3年間を見れば明らかだ。EU、WHO、大型製薬企業の公共衛生事業の関心は兵器産業の世界平和に対する関心と同じだ。つまり全く関心ない、ということだ。」

日本語訳

参考資料3:

McCullough博士は2023年9月13日、欧州連合(EU)議会の世界保健機関(WHO)とパンデミック対策に関するセッションでスピーチを行った。4人の弁護士と6人の科学者がプレゼンテーションを行った。McCullough博士のスピーチは、3つの主要コンセプトを中心に構成された:すべての新型コロナウイルス注射の完全中止を呼びか

け - 人間の使用には安全ではないと警告された。

要約

「mRNAコロナワクチンのスパイクタンパク質が4つの主要な疾患を引き起こすことが査読済みの論文3,400本によって証明されている」

・心血管系疾患

心臓の炎症、心筋炎(心筋炎になった場合は症状があるうとなかろうと、随上競技で力を発揮できなくなる)体位性頻脈症候群(POTS)大動脈解離、心房細動、その他の不整脈、心筋炎を伴わない心停止アテローム性動脈硬化性心血管疾患、心臓発作、心停止を加速させる コレステロールや高血圧、糖尿病によるものよりも、ワクチンによるダメージの方が大きい

・神経疾患

虚血性・出血性の脳卒中 死に至る上行性麻痺を引き起こす可能性のあるギランバレー症候群 小脳性ニューロパチー 痺れや耳鳴り、頭痛は一般的な症状

・血栓

これまでに見たこともないような血栓 血液希釈剤が効かない スパイクタンパク質はヒト医学の中で最も血栓を作りやすいタンパク質であり、mRNAと同様、体外に排出することができない

・免疫学的な異常

ワクチン誘発性血柱性血小板減少症 多系統炎症性障害「世界には二つの被害の波があった。一つ目はコロナ感染で、身体の若い高齢者が犠牲になった。二つ目は今起きているコロナワクチンによる被害であり、WHOや製薬業界、政府組織が隠蔽を及ぼしている」

国連・世界経済フォーラム(WEF)・ビル・ゲイツの財団・ロックフェラー財団・ウェルカム・トラスト・GAVI・SEPI・WIEFでゲイツ財団が中心となって結成した疫病対策連合・米国防衛省・国立衛生研究所・CDC・FDA・英国のMHRA・オーストラリアのTGA・南アフリカのSHPRA・欧州のEMA・・・など、こういった非政府組織と、政府の公衆衛生機関が一体となって無影響を及ぼしている

「私たちは今、第三の嘘のシナリオを見ている。これ以上嘘のシナリオに騙されるな」

・最初の嘘のシナリオ

このウィルスは振るぎないものであり、恐怖に怯え、ロックダウンしなくてはならない

・二つ目の嘘のシナリオ

コロナワクチンは安全で効果的だ

・三つ目の嘘のシナリオ

現在これらの問題を起こしているのはワクチンではなくコロナである。現時点での医学文献の方が説得力があり、ブラッドフォードヒルの因果関係の基準は満たされている。ワクチンが、この巨大な病気の波を引き起こしているのだ(越え死亡も)

コロナワクチンとその産物。この先のブースター接種は人体に安全ではない。私はすぐにワクチンを市場から排除するための行動をとることを求めます。米国ではすでに、起こるに行われています。連邦政府がやらなければ私たちが行動します。それは世界中で起こるでしょう

各国はWHOから脱退すべきです。WHOに医療についての法理も支配権も持たせるべきではありません

＜＞行政責任

(X)川口市に対する、担当職員＜さ＞＜し＞＜す＞＜せ＞の責任

損害賠償請求もしくは不当利得返還請求権行使を怠る事実の違法性の要件について発生損賠とは別に不作為の違法が必要である。債権については原則として地方公共団体の長に行使不行使についての裁量はない。 景二小平成18年4

月23日 京都地判昭61・4・10

金銭債権については特設の事情ない限り当該債権の請求を怠る事実は違法である。不当利得返還請求権(民法703条)の要件について、行政行為 a1 a2 (f) (i) (ii) すべてが明白性・重大性の要件充足する取極であるので、当然無効により「法律上の原因なく(民法703条)の要件を充足する。

＜さ＞行為主体の責任

行為主体は権限なき主体として下記a1a2a3bc支出を川口市の公金から支出させ川口市に同額の損害を与えもしくは所収金不当に利得させたものであるから川口市に対する損害賠償義務もしくは不当利得返還請求権行使不作為による損害賠償義務がある。

なお昭和57年4月1日最高裁判所第一小法判決民集 36 巻 4 号 519 頁の裁判要旨によれば、「国又は公共団体に属する一人又は数人の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくとも、右の一連の行為のうちのいずれかに故意又は過失による違法行為があつたのでなければ右の被害が生ずることはなかつたであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき専ら国又は当該公共団体が国家賠償法上又は民法上賠償責任を負うべき関係が存在するときは、国又は当該公共団体は、加害行為の不特定の故をもつて右損害賠償責任を免れることはできない。」とある。

川口商工会は所収金援費費用のコロナ地方創生臨時交付金事業への充当とコロナ地方創生臨時交付金申請受理については、国からの費用負担があつた物的異源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還請求の元本の乗換と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である。参考判例 仙台地判平成18・02・21

a1

権限なき主体である市長による、存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が行われていない(乙37 丁2参照)PCR検査抗原検査補助金申請書受理給付作業に対する固定費投入損害賠償義務(民法708条)と不当利得返還請求権行使不作為による損害賠償義務(民法709条)

市長に故意過失存在の推定される要素(イ)(ロ)(ハ)

(イ) 論点1B ロ12 (4) (ア) (c) で述べたように、遅くとも2022年3月ごろから存在することが前提とされている？法定病原体との同意作業が行われていないことの認識

(ロ) 126号監査請求書受理日相当期間経過後より、厚労省が存在することが前提とされている？法定病原体の資料を保有しておらず、存在することが前提とされている？法定病原体との同意不能の認識

(ハ) 86号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の継続

a2

保健所長と中核市市長による<カ>刑事的責任a2 虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定されるHERSYS発生届受理報告書作成に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入共同不法行為損害賠償義務(民法719条)

市長に故意過失存在の推定される要素(イ)(ロ)(ハ)

(イ) 論点1B ロ12 (4) (ア) (c) で述べたように、遅くとも2022年3月ごろから存在することが前提とされている？法定病原体との同意作業が行われていないことの認識

(ロ) 126号監査請求書受理日相当期間経過後より、厚労省が存在することが前提とされている？法定病原体の資料を保有しておらず、存在することが前提とされている？法定病原体との同意不能の認識

(ハ) 86号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の継続

a3

ワクチン接種室長・広報室長による<カ>刑事的責任a3 薬機法66条68条違反もしくは刑法156条虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在

が推定される広報誌掲載印刷費用と固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入共同不法行為損害賠償義務(民法719条)

ワクチン接種室長・広報室長に故意過失存在の推定される要素(イ)(ロ)(ハ)

(イ) 論点1B ロ12 (4) (ア) (c) で述べたように、遅くとも2022年3月ごろから存在することが前提とされている？法定病原体との同意作業が行われていないことの認識

(ロ) 126号監査請求書受理日相当期間経過後より、厚労省が法定病原体の資料を保有しておらず、存在することが前提とされている？法定病原体との同意不能の認識

(ハ) 126号監査請求書受理日相当期間経過後は、説明義務履行が原始的不能・後発的不能になっていることを認識・認容しながら実施主体として実施継続

b

権限なき主体である知事・日本医師会と市長による、<カ>刑事的責任 b 殺人予備罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される。目的犯手配のための委託契約締結・委託契約無効確認不作為・委託料支払いに関する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入不法行為損害賠償義務(民法709条)と、不当利得返還請求権行使不作為による国に対する不当利得返還債務の完本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法709条)

故意過失存在の推定される要素(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)

(イ) 論点1B ロ12 (4) (ア) (c) で述べたように、遅くとも2022年3月ごろから法定病原体との同意作業が行われていないことの認識により無権代理人による委託契約締結の認識

(ロ) 126号監査請求書受理日相当期間経過後より、厚労省が、存在することが前提とされている？法定病原体の資料を保有しておらず、存在することが前提とされている？法定病原体との同意不能の認識しながら無権代理人による委託契約締結を認識

(ハ) 論点1B ロ12 (4) (イ) (a) で述べたように、FOIAへのファイザー提出資料乙11について、2022年3月29日に薬害エイズ被害の原告である川岡壯平参議院議員議員が厚生労働委員会が審議される前に乙11も添付文書として受理し文書の存在と内容を確認

(ロ)論点10イで述べたように、126号監査請求書受理日相当期間経過後よりフーリン、エイズ、プリオン類似の配列を抜いておらず弱毒化されていない点の指摘

(ロ)126号監査請求書受理日相当期間経過後は、説明義務履行が原始的不能・使能的不能になっていることを確認・把握しながら実施主体として実施継続

ロ

c1 権限なき主体であるワクチン接種部長と市長による<カ>刑事的責任 c 被害者共同正犯助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される。接種券印刷郵送作業に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入共同不法行為損害賠償義務と、不当利得返還請求権行使不作為による国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償債務(民法719条)

c2 権限なき主体であるワクチン接種部長と市長による<カ>刑事的責任 c 被害者共同正犯助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される 接種会場の設置に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入共同不法行為損害賠償義務と、不当利得返還請求権行使不作為による国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償債務(民法719条)

故意過失存在の推定される要素(イ)(ロ)(ハ)

(イ)論点18 ロ12 (4) (イ) (a)で述べたように、FDAへのファイザー提出資料乙11について、2022年3月29日に棄権エイズ裁判の原告である川田龍平参議院議員議員が厚生労働委員会が普及される前に乙11も添付文書として受理し文書の存在と内容を確認

(ロ)論点10 イで述べたように、126号監査請求書受理日相当期間経過後よりフーリン、エイズ、プリオン類似の配列を抜いておらずノリバックス以外弱毒化されていない点の指摘

(ハ)126号監査請求書受理日以降は、説明義務履行が原始的不能・使能的不能になっていることを確認・把握しながら実施主体として実施継続

<シ>支出者の責任

法令上本来的に権限を有するその自治体の長である市長は違法な支出負担行為及び支出命令を阻止すべき指揮監督職務を有しているところ、これを怠り故意又は過失により違法な支出を行ったのであるからその損害を賠償する義務を負う。この損害賠償義務は民法709条民法415条により請求権発生となるものの、自治体である川口市に対する民法844条違反にもづく債務不履行責任と科する(民法415条)。よって故意・過失不存在の立証責任は市長側にある。上記a1a2a3bc行為主体が違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務違反があり、(専決権限者がいた場合)専決権限者が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかった

下記a1a2a3bc支出負担行為及び支出命令を阻止すべき指揮監督職務違反

a1

存在することが前提とされている?法定病原体との同定作業が行われていない
PCR検査抗原検査補助金事業に係る公金支出は、地方自治法、232条の2「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができ」とに該当しないので川口市は補助金支出権限なし、なお発生前の補助金返還請求権も管理を怠る事実の対象としての財産となりうるが(仙台高判平成27・07・15)、厚労省が、存在することが前提とされている?法定病原体との同定作業に必要な資料を保有しておらず(乙37 T2 参照)、主体に補助金支出権限ないので、川口市補助金規則は適用されない、法律上の原因がなく(民法703条)最終補助金受領者に対する不当利得返還請求権不行使による、国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間経過による損害について債務不履行責任(民法415条)を負う。

故意過失存在の推定される要素(イ)

(イ)遅くとも126号監査請求書受理日相当期間経過後、議会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

(ロ)川口市民によるHERSYS発生届受領取消請求権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅し、受領行為の時から20年を経過したとき、時効によって消滅するが、HERSYS発生届の保存期間はそれよりも短い、虚偽公文作成行使等罪の公訴時効は7年であり、偽造罪の公訴時効は10年であるところ、自が法令で定めるVRS保存期間(5年)を満了に延長した東京都小平市と千代田区瑞穂市をのぞき公的機関において公文書が一定期間までしか保存されない性質のもと、自民党に所属している市長は、市長が任命した第3期性のない佐々野氏が、指定期限が限定されれば「保管部が不明」となるべきところ一歩不再追効

の効かない違法無効な監査を行い続けている証拠隠滅行為を不作為により放置し、除斥要件判断権者として適切でない(民事訴訟法25条1項 証拠隠滅) 監査委員に対する任命解除を行わず、さらに一事不再理効の効かない違法無効な99号監査を行わせ不作為による証拠隠滅行為を行っている。自民党は国会からの要請書を受領しなかった党内唯一の政党である。

22 保健所長と市長による<カ>刑事的責任22 虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定されるHERSYS発生届受理報告書作成に対する固定費(最終草 直接損害部分 参照)投入損害賠償義務(民法415条)

故意過失存在の推定される要素(イ)

(イ)遅くとも126号監査請求書受理日相当期間経過後、国会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

(ロ)川口市民によるHERSYS発生届受理取消請求権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅し、受理行為の時から20年を経過したとき、時効によって消滅するが、HERSYS発生届の保存期間はそれよりも短い。虚偽公文書作成行使等罪の公訴時効は7年であり、偽造罪の公訴時効は10年であるところ、国が法令で定めるVRS保存期間(5年)を独自に延長した東京都小平市と千葉県我孫子市をのぞき公的機関において公文書が一定期間までしか保存されない状況のもと、自民党に所属している市長は、市長が任命した第3者性のない監査委員が、監査対象が固定されれば「損害額が不明」となるべきところ一事不再理効の効かない違法無効な監査を行い続けている証拠隠滅行為を不作為により放置し、除斥要件判断権者として適切でない(民事訴訟法25条1項 証拠隠滅) 監査委員に対する任命解除を行わず、さらに一事不再理効の効かない違法無効な99号監査を行わせ不作為による証拠隠滅行為を行っている。自民党は国会からの要請書を受領しなかった党内唯一の政党である。

23

ワケテン接産室長・広報室長と市長による<カ>刑事的責任23 薬価法56条68条違反もしくは刑法156条虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される広報誌掲載印刷費用と固定費(最終草 直接損害部分 参照)投入損害賠償義務(民法415条)

故意過失存在の推定される要素(イ)

(イ)遅くとも126号監査請求書受理日相当期間経過後、国会でその旨の通知がされ

たので、故意過失の存在が推定される

(ロ)川口市民によるHERSYS発生届受理取消請求権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅し、受理行為の時から20年を経過したとき、時効によって消滅するが、HERSYS発生届の保存期間はそれよりも短い。虚偽公文書作成行使等罪の公訴時効は7年であり、偽造罪の公訴時効は10年であるところ、国が法令で定めるVRS保存期間(5年)を独自に延長した東京都小平市と千葉県我孫子市をのぞき公的機関において公文書が一定期間までしか保存されない状況のもと、自民党に所属している市長は、市長が任命した第3者性のない監査委員が、監査対象が固定されれば「損害額が不明」となるべきところ一事不再理効の効かない違法無効な監査を行い続けている証拠隠滅行為を不作為により放置し、除斥要件判断権者として適切でない(民事訴訟法25条1項 証拠隠滅) 監査委員に対する任命解除を行わず、さらに一事不再理効の効かない違法無効な99号監査を行わせ不作為による証拠隠滅行為を行っている。自民党は国会からの要請書を受領しなかった党内唯一の政党である。

24

権限なき主体である知事・日本医師会と市長による、<カ>刑事的責任24 殺人予備罪構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される目的物手配のための委託契約締結・委託契約無効確認不作為・委託料支払いに関する固定費(最終草 直接損害部分 参照)投入損害賠償義務と国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法415条)

故意過失存在の推定される要素(イ)

(イ)遅くとも126号監査請求書受理日相当期間経過後、国会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

(ロ)川口市民によるHERSYS発生届受理取消請求権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅し、受理行為の時から20年を経過したとき、時効によって消滅するが、HERSYS発生届の保存期間はそれよりも短い。虚偽公文書作成行使等罪の公訴時効は7年であり、偽造罪の公訴時効は10年であるところ、国が法令で定めるVRS保存期間(5年)を独自に延長した東京都小平市と千葉県我孫子市をのぞき公的機関において公文書が一定期間までしか保存されない状況のもと、自民党に所属している市長は、市長が任命した第3者性のない監査委員が、監査対象が固定されれば「損害額が不明」となるべきところ一事不再理効の効かない違法無効な監査を行い続けている証拠隠滅行為を不作為により放置し、除斥要件判断権者として適切でない監査委員に対する任命解除を行わず、さらに一

事不承知効の効かない違法無効な99号監査を行わせ不作為による証拠隠滅行為を行っている。自民党は国会からの要請を受諾しなかった国内唯一の政党である。

6

c1 権限なき主体であるワケデン検閲部長と市長による<カ>刑事的責任 c 検察部共同正犯補助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される 検閲券印刷郵送作業に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入損害賠償義務と国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法415条)

c2 権限なき主体であるワケデン検閲部長と市長による<カ>刑事的責任 c 検察部共同正犯補助犯構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される 検閲会場の設置に対する固定費(最終章 直接損害部分 参照)投入損害賠償義務と国に対する不当利得返還債務の元本返還債務と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務不履行損害賠償義務(民法415条)

故意過失存在の推定される要素(イ)

(イ)遅くとも126号監査請求書受理日相当期間経過後、国会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

(ロ)川口市民によるHERSYS発生届受理取消請求は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅し、受理行為の時から20年を経過したとき、時効によって消滅するが、HERSYS発生届の保存期間はそれよりも短い。虚偽公文作成行使等罪の公訴時効は7年であり、偽造罪の公訴時効は10年であるところ、国が法令で定めるVRS保存期間(5年)を独自に延長した東京都小平市と千葉県我孫子市をのぞき公約機関において公文書が一定期間までは保存されない状態のもと、目録記に開示している市報は、市長が任命した第3者性のない監査委員が、監査対象が限定されれば「秘密級が不明」となるべきところ一事不承知効の効かない違法無効な監査を行い続けている証拠隠滅行為を不作為により放任し、検閲券印刷郵送等として送付しない監査委員(民事訴訟25条1項 類推適用)に対する任命解除を行わず、さらに一事不承知効の効かない違法無効な99号監査を行わせ不作為による証拠隠滅行為を行っている。自民党は国会からの要請を受諾しなかった国内唯一の政党である。

<イ>専決権限者の責任

専決権限者が存在している場合は市長による支出命令行為に対する賠償命令発令義務がある

専決権限者は遅くとも126号監査請求書受理日相当期間経過後、国会でその旨の通知がされたので、故意過失の存在が推定される

<セ>監査委員の責任

監査委員は手続規定上違法であるかのみを監査だけではなく、実体法上違法であるかの監査もおこなう義務がある。地方自治法第242条第1項に除外事由規定なしにもかかわらず、法定受託事務に関する財務会計行為について理由付記つき実体法適合性含む違法性監査を行わない監査委員は、証拠物(監査対象)が限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害ゼロ、と違法な監査結果を表明し、一事不承知効の効かない違法無効な監査を行い続けている点、作為不作為による罰法104条証拠隠滅罪構成要件に該当する実行行為を行っており、かつ違法性阻却事由不存在が推定される。よって川口市に上記全損害額元本に対する、各号監査終了日以降遅延利息分の損害を与えている(民法719条)。

Friday, November 24th, 2023 at 8:55 AM, 監査委員事務局局長は下記のように回答された。「[除斥]の判断は、4人の監査委員それぞれについて、他の3人の監査委員の合議により判断します。」つまり他の3人はすべて「証拠物(監査対象)」が限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害ゼロ、と違法な監査結果を表明という共同不法行為(民法719条)に全員合議体協同として関与して、「証拠物(監査対象)」が限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害ゼロ、と違法な監査結果を表明した点について残り1名共同不法行為者の川口市に対する証拠隠滅罪構成要件の存否川について故意原因になるかどうかを判断する、とのことである。裁判官が「損害額不明なところ損害なし」とした違法な判決に列する国法制度請求訴訟をおこなって、国家賠償請求訴訟をおこなった裁判官自身が国家賠償債務の存否について裁判や判決を行うようなものである。99号監査委員は、監査対象が限定されれば「秘密級が不明」となるべき点についての違法性阻却事由共同不法行為者賠償賠償義務存否について、除斥要件判断被告として遅延性なしにもかかわらず「民事訴訟25条1項 類推適用」、さらに一事不承知効の効かない違法無効な99号監査を行い続けている。

またFriday, November 24th, 2023 at 8:55 AM, 監査委員事務局局長は下記のようにも回答された。「住民監査請求99号については、現在監査中で、「除斥」に係る判断も、監査結果報告書にて行います。」この点99号監査終了日「除斥」に係る判断も、監査結果報告書で報告する権限はない。「損害額不明なところ損害なし」とした違法な監査結果を合議体共同で表明している点は 前圖57号一般公開訴訟監査結果

13pageの記述により客観的に明白であり、「除斥」の判断を、4人の99号監査委員それぞれについて、他の3人の99号監査委員の合意により判断していれば法令違反は客観的に明白だからである(民事訴訟25条1項証拠採用)。

証拠隠滅の故意存在の推定される要素(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)

2名の監査委員について

(イ)86号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の継続

(ロ)126号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の継続

(ハ)53号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の継続

(ニ)86号126号53号57号監査請求から法定受託事務に関する財務会計行為について理由付記つき実体法適合性含む違法性監査を行わず、訴訟物(監査対象)が限定されている場合、報告額は不明となるべきところ、報告ゼロ、と違法な監査結果を表明

(ホ)99号監査委員は、除斥要件判断権者として資格性ないにもかかわらず(民事訴訟25条1項 証拠採用)、さらに一事不再理効果のない訴訟物たる99号監査を行いつけている。

(ヘ)監査委員は行為主体である担当者を不特定にすることにより証拠隠滅行為・証拠妨害行為を行っている

例えば証拠隠滅66条88条違反の観点において、実体法により両罰規定による法人の処罰(罰金法90条)が可能である。しかし両罰規定による法人の処罰は、行為者個人についての犯罪成立が前提である。行為者について犯罪が成立するか否かが不明確なまま、法人だけを処罰することはできない。じつさい、監査請求人はさいたま地方裁判所担当判官により、行為主体である担当者を推定するように行政指図を受けている。しかし監査請求人が法定請求者に行為主体である担当者をできるだけ特定しようとした記述を鑑視し、過去4回の監査において「保健部に申し聴取を行った」などと故意に担当者を不特定にし証拠隠滅行為・証拠妨害行為を行っている。そ

こで監査請求人はさいたま地方裁判所に對して

昭和57年4月1日最高裁判所第一小法廷判決第36卷4号519頁の花菱翠香によれば、「国又は公共団体に属する一人又は数人の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生じしめた場合において、それが異体別などの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、右の一連の行為のうちのいずれかに故意又は過失による違法行為があつたのであれば右の被害が生ずることはなかつたであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき専ら国又は当該公共団体が国家賠償法上又は民法上賠償責任を負うべき関係が存在するときは、国又は当該公共団体は、加害行為の不特定の数をもつて右損害賠償責任を免れることはできない。」とある。

…と説明するしかないのである。

2名の監査委員について

(イ)53号監査請求書受理日相当期間経過後より刑事訴訟法239条2項告発義務違反の継続

(ロ)53号57号監査請求から法定受託事務に関する財務会計行為について理由付記つき実体法適合性含む違法性監査を行わず、訴訟物(監査対象)が限定されている場合、報告額は不明となるべきところ、報告ゼロ、と違法な監査結果を表明

(ハ)99号監査委員は、除斥要件判断権者として資格性ないにもかかわらず(民事訴訟25条1項 証拠採用)、さらに一事不再理効果のない訴訟物たる99号監査を行いつけている。

(ニ)監査委員は行為主体である担当者を不特定にすることにより証拠隠滅行為・証拠妨害行為を行っている

例えば証拠隠滅66条88条違反の観点において、実体法により両罰規定による法人の処罰(罰金法90条)が可能である。しかし両罰規定による法人の処罰は、行為者個人についての犯罪成立が前提である。行為者について犯罪が成立するか否かが不明確なまま、法人だけを処罰することはできない。じつさい、監査請求人はさいたま地方裁判所担当判官により、行為主体である担当者を推定するように行政指図を受けている。しかし監査請求人が法定請求者に行為主体である担当者をできるだけ特定しようとした記述を鑑視し、過去4回の監査において「保健部に申し聴取を行った」などと故意に担当者を不特定にし証拠隠滅行為・証拠妨害行為を行っている。そこで監査請求人はさいたま地方裁判所に對して

昭和57年4月1日最高裁判所第一小法廷判決民集30巻4号519頁の裁判要旨によれば、「国又は公共団体に属する一人又は数人の公務員による一連の職務上の行為の総称において他人に被害を及ぼした場合において、それが具体的にどのような職務上のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくとも、右の一連の行為のうちいずれかに故意又は過失による違法行為があつたものでなければ右の被害が生ずることとはなかつたであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき何等か国又は当該公共団体が國家賠償法上又は民法上の賠償責任を負うべき関係が存在するときは、国又は当該公共団体は、加害行為の不特定な故をもつて右の賠償責任を免れることはできない」とある。

…と説明するしかないのである。

故意存在が推定されるので、故意不存在の立証責任は監査委員側にある。

(V)賠償者に対する川口市の責任

川口市は 下記aとcに関する<キ>民事的責任

a 第66条68条違反・刑法168条虚偽公文書作成行使罪に関する國家賠償義務と法定利息

c 障害求償(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪に関する國家賠償義務と法定利息

を負擔する可能性があるが、過失相殺など個別事例が不明なので、現時点で認定額も不明になる。

川口市が負担する國家賠償債務に関し市長・ワクテン検閲室長に対する國家賠償法1条2項の求償権と民法709条に基づく損害賠償請求権があるが、<キ>民事的責任dにつき、個人の資力で担保できるのか不透明である。

1 違法性の要件

2024年11月24日 11時30分頃

ワクテン検閲室長、検閲部職員と川口市長について、下記の事項ABGDに關する刑事訴訟法239条2項違反。監査

委員について、86号監査請求書受理日2022年12月19日以監査委員は津島1A1B1C1D1についての判断法238項2項違反に關し、地方自治法199条の2の「自己」にあたり、利害關係の「害」に關することが地方自治法199条の2「事件」にあたる。監査委員について、前同128号監査請求書受理日2023年3月24日以監査委員は津島1A1B1C1D1についての判断法239項2項違反に關し、地方自治法199条の2の「自己」にあたり、利害關係の「害」に關することが地方自治法199条の2「事件」にあたる。2名の監査委員について、前同53号監査請求書受理日2023年6月30日以監査委員は津島1A1B1C1D1についての判断法239項2項違反に關し、地方自治法199条の2の「自己」にあたり、利害關係の「害」に關することが地方自治法199条の2「事件」にあたる。

監査委員は地方自治法199条2項のように、地方自治法第242条第1項に除外事由規定なしにもかかわらず、法定受託事務に關する財務会計行為について理由付記つきの実体法適合性違法性監査を行わない点、憲法31条違反に該当する(憲法31条は行政権に類推適用される)、53号監査委員憲法31条違反につき地方自治法199条の2の「自己」にあたり、利害關係の「害」に關することが地方自治法199条の2「事件」にあたる。

Friday, November 24th, 2023 at 8:55 AM, 監査委員事務局長は下記のように回答された。「『除斥』の判断は、4人の監査委員それぞれについて、他の6人の監査委員の合議により判断します。」つまり他の3人はすべて「訴訟物(監査対象)が限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害ゼロ」と違法な監査結果を表明」という共同不法行為(民法719条)に全委員会全体当事者として関与して、「訴訟物(監査対象)が限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害ゼロ」と違法な監査結果を表明した点について残り1名共同不法行為者の川口市に対する返還利息損害賠償債務の存否」について除斥原因になるかどうかを判断する、とのことである。我々審判官が「損害額不明なところ損害なしとした違法な判断」に対する國家賠償請求訴訟をおこされて、國家賠償請求訴訟で争われた裁判官自身が國家賠償債務の存否について裁判や判断を行うようなものである。88号監査委員は、監査対象が限定されれば「損害額が不明」となるべき点についての違法監査結果表明共同不法行為損害賠償債務存否について、除斥要件判断者として適格でないにもかかわらず(民事訴訟法25条1項 類推適用)、さらに一挙二羽獲の効かない違法効力の99号監査を行い続けている。

またFriday, November 24th, 2023 at 8:55 AM, 監査委員事務局長は下記のようにも回答された。「住民監査請求99号については、現在監査中で、『除斥』に係る判断も、監査結果報告書にて行います。」この点99号監査委員は「除斥」に係る判断も、監査結果報告書で報告する権限はない。「損害額不明なところ損害なし」とした違法な監査結果を合議体共同で表明している点も 前同57号一般公開監査記録13pageの記述により客観的に明白であり、「除斥」の判断を、4人の99号監査委員それぞれについて、他の3人の99号監査委員の合議により判断していれば法令違反は存続的に明白だからである(民事訴訟法25条1項類推適用)。

法定受託事務に關する財務会計行為について理由付記つきの違法性監査を行わない理由が記載されているが、すでに監査請求人が53号57号監査請求書「他の違法行為の期待可能性」のところでも述べたように、実施主体である川口市は判断法238項2項にもとづく信託をして、違法な行政処分には西地方紛争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、換算訴訟をおこすなどの選択肢があるので、この理由付けは、監査請求人の主張に対する否定にも抗弁にもまったくならない。他の違法行為の期待可能性ない旨の否認が抗弁を提出しないと、除外事由ない地方自治法第242条第1項において法定受託事務を除外することは正当化されない。

2023年8月21日公開された福岡地方裁判所小倉支部令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件で被告ファイザー社が提出した答弁書を証拠提出します。TS file/02/record/vaccine9-2.pdf

福岡地方裁判所小倉支部令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件での被告提出準備書面において、ファイザー社のみ、憲法85条違反(第151)の「全責保証契約」を締結したのなら、その契約書を証拠提出して「請求棄却判決を求める」と答弁できる可能性があるが、実施主体である自治体は製造会社のように全責や国家賠償債務を負担しない旨の答弁をすることができないし、実際に答弁していないので、除外事由ない地方自治法第242条第1項において法定受託事務を除外することは正当化されない。共同不法行為の被告2地方自治体ともに、何らかの傍聴の存在を主張するなどして「法定受託事務に関する国家賠償債務を厚労省が肩代わりしてくれる」などの答弁はしていない。自治体が国家賠償債務を負担する可能性があるため、監査回避は正当理由なし。

あらたに死亡事例の福岡地方裁判所小倉支部令和5年(ワ)第421号国家賠償等請求事件に接し第2号として後述症事例訴訟係属額 8186 万 1244 円の国家賠償等請求訴訟が令和5年8月20日東京地方裁判所に提起された。実施主体である地方自治体も共同不法行為の被告となっている。主張できる主体に関する可能性として、第1号第2号ともに共同不法行為の被告にされていない都道府県のみが法定受託事務に関する理由付記つて違法性監査を行わない正当理由を主張できる主体となり得る可能性はある。

なお、地方公共団体の事務に関する訴訟の実施請求について、地方公共団体は、一定の要件と手続が必要となりますが、特定の訴訟について、法務大臣に対し、法務局総務部・地方法律局総務部門の職員に訴訟活動を行わせることを請求することができる(法務大臣権限法7条1項)。しかし地方公共団体は、国とは別個の法人であるから、地方公共団体を当事者または参加人とする訴訟については、当該地方公共団体が独自に処理することが原則である、とされている。

また、法定受託事務は本来、国が果たすべきものであるが、その適正な処理を特に確保するため法令によって自治体に処理を委任する事案である。機関委任事務と異なり国の事務ではなく、地方公共団体の事務である。条例制定権や地方議会との関与も認められている。国や都道府県の関与は自治事務より強く、権力的関与も残されているが、関与に際して手続的制約(書面主義、審査基準の明確化、標準処理期間の明示など)が加えられたほか、国や都道府県の関与については国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争えるようになった。中端訴訟(学費保険裁判)において、生活保護費の支給は法定受託事務にあたるが、厚労省の運営を予子定規にあてはめた処分が最高裁で違法とされた。国の処理基準があってもそれに従うことが適当か否かを各自治体が判断する必要がある。よって、過去4回の監査のように、手続き規定上違法であるかのための監査だけでなく、実体法上違法であるかの監査もおこなわなければならない。たとえば公金の支出に憲法89条違反該当可能性があれば、公金の支出に手続き規定違反があったかだけでなく、公金の支出それ自体に憲法89条違反がないかを実体判断する義務があるのである。実体法上違法であるかの監査がおこなわれていないので、過去4回の全庁対象監査には訴訟物(監査対象)について一事不再理効は働いていない。

株式市場は、治験開始前までの株価水準まで戻したファイザー社が倒産する可能性を繰り込み始めたと元投資家

のEdward DowdやIgor Chudovが言及している。財務が株主からの訴訟とワクチン被害者からの訴訟の両方に耐え切れなないと予測されるからである。

Nov. 12, 2023, 10:39 p.m. ET NY postの記事でさらに下落傾向を強めた

そのような状況下において、10か月以上にわたる期間、除外事由にあたらない法定受託事務に関する理由付記つて実体法適合性監査を行わないことは納税者に対する重大な背信行為であり、国が法令で定めるVRS保存期間(5年)を独自に延長した東京市と千葉県市をのぞき公的機関において公文書が一定期間までしか保存されない背景のもとでは不作為により証拠隠滅に加担しているということである。

他方で、訴訟物(監査対象)が限定されれば「損害額は不明」となるべきところ、損害はない、などと違法な監査結果を表明している。

なお、監査委員は無知であるので、国家権威に対する「株主代表訴訟の傍聴者version」のような手続性が制定されていないことを知らないようである。政教分離原則違反の統一教会自民党政権下でさまざまな憲法の条文が空文化しているが、特例承認取消訴訟で国が請求に対する回答すらおこなわないので、憲法32条も空文化しているのである。

2021年8月17日全国愛国憲法対策弁護士連絡会 公開抗議文「衆議院議員 安倍晋三 先生へ」

A 予防接種法2条違反・憲法25条違反

憲法25条は、国民は健康で文化的な生活を営む権利を有する。予防接種法2条は、国民は健康で文化的な生活を営む権利を有する。

イ

■ 予防接種法2条違反 8(証資料 参照 甲2 file / 1A.pdf)

Monday, November 7th, 2022 at 12:38 PM 市長とワクチン接種推進委員会でPDF送付済

にもかかわらず返信なし

と 令和3年2月12日医薬品医療機器等法 昭和35年法律第145号第14条の3第1項の規定に基づく審議結果による条件付き令和3年2月14日特例承認は予防接種法2条違反で無効である。重大・明白な瑕疵であるので公定力は働かない。令和3年5月21日特例承認、令和4年1月21日特例承認、令和4年9月12日特例承認、令和4年10月5日特例承認は予防接種法2条違反で無効である。重大・明白な瑕疵であるので公定力は働かない。特例承認は存在することが前提とされている？法定病原体(健康発0210-5号)に対するワクチンに対する特例承認権限はないところ、厚労省自身が「厚労省運営文書(健康発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。))であるものに属する。))の文書を保有していないので(乙37 健0716第12号 参照)、存在することが前提とされている？法定病原体との同定作業が不能であり(丁2 参照)、存在することが前提とされている？法定病原体(健康発0210-5号)に対するワクチンの有効性が確認されていないからである。特例承認取消訴訟において、被告国は請求原因事実について認否していない。憲法32条裁判を受ける権利が保障されていないので、ここで特例承認無効を主張します。

特例承認権限に関する判例について

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)に対する弱毒化されていないワクチン特例承認権限存否に関する重大性・明白性要件判断先行判例はない。

しかし厚労省が、存在することが前提とされている？法定病原体に関する文書を保有しておらず(乙37)、対応実験が行われていない場合自然発生virusは不存在と事実認定されるので(丁2)、同定作業不能により特例承認権限存否について、当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である(裁判例37.7.5)

承認外成分を含有する承認工程プロセス2バイアルは承認原料であるが、弱毒化されていない承認工程原料を目的病原体とする特例承認権限存否に関する重大性・明白性要件判断先行判例はない。

c 医薬品医療機器等法第 14 条の3 第1項の規定による特例承認の可否について審議され承認条件が付されることを前提として、承認して差し支えないものとされたが、承認条件が全く遵守されていないので、無効・取消原因となる

承認条件5による無効原因

製造会社『市販直後調査』に協力をお願いの資料には「特例承認された医薬品における薬剤使用にあたっての注意」として、『本剤の使用にあたっては、あらかじめ被接種者又は代替者に、本剤に関する最新の有効性及び安全性について文書で説明した上で、予診票等で文書による同意を得た上で接種すること。』と記載されているが予診票による文書による同意は、希望確認のみであり、文書による同意はまったく行われていない

承認条件5判例について

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)に対する弱毒化されていないワクチン特例承認条件5要件具備に関する重大性・明白性要件判断先行判例はない。

しかし片務的な意思表示送達表明である希望確認は文書による同意ではないので、当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である(裁判例37.7.5)

承認条件5による取消原因

例えばEMA、カナダ保健省自身が承認済プロセス2における承認外成分であるdsDNA・SV promoter・SV enhancer配列の存在など最新の有効性及び安全性に関する情報が文書をもって説明されていなかった。(モデルナでは今のところSV promoter・SV enhancer配列の存在は確認されていない)

承認条件5判例について

存在することが前提とされている？法定病原体ではない病原体(病原体名称あるが病原性未証明)に対する弱毒化されていないワクチン特例承認条件5要件具備に関する重大性・明白性要件判断先行判例はない。

しかし製造会社が製造会社が薬法第68条の10第1項違反をしているので(損点1Bハニ)、最新の有効性及び安全性に関する情報が文書をもって説明不能であり、当初から、誤認であることが外形上、客観的に明白である(裁判例37.7.5)

d

2021/06/10(木)09:39AM HPVワクチン薬害訴訟原告団所屬原告氏が厚労省医薬・生薬衛生局医薬品審査管理課 高橋氏に、①ファイザーが提出した申請資料概要の7.非臨床概要(2)薬物動態1の6ページにある、エーテル化合物で標識し、液体シンチレーション計数法で測定したマウスの生体内発光は、ケミカルクエンチングを起こし不

適切なのではないか？

<https://www.cvma.go.jp/PmdaSearch/ysa/Detail/General/1631341D>

② 2017年の厚労省は、12万人に接種して、5人死んだ不活化ポリオワクチンでの被害をカッター事件としていたのに、ファイザー製新型コロナウイルスワクチンでは、治験段階で4万3,448人に接種して、6人死んでいると、FDAのプリーファイングドキュメントに書いている。事件以上に死んでいるのに何故承認されるのか？

の点について回答を求めたが高橋氏は回答を拒絶し、一方的に電話を切電した。

ロ 予防接種法附則第7条要件非充足

注記：前記66号を請求の口頭陳述で、SARS-CoV-2(公式文書による病原性未証明ですが、病原体名等は与えられている)をcovid19(感染症)と、記述したのは誤りです

a 前提としての感染症法違反

HERV-SV3に感染症名(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、届出から提出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を保健所に報告する行為は偽造公文書作成等罪(刑法第156条)を構成し、知事がこれまでにHERV-SV3のdmsaを厚生労働大臣に報告した行為は偽造公文書作成等罪(刑法第156条)を構成する。よって今まで行われてきた感染症法にもとづくHERV-SV3発生届はすべて無効であるので、予防接種法附則第7条「厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。))のまん延を防止する必要があると認めるときは、に該当しない

>> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

第四条 法第十二条第一項第一号に掲げる者(感染症(法第三十三条第一項の規定により一種感染症とみなされるものを除く。次項において同じ。))にかかっていると疑われる者を除く。))について、同項の規定により医師が届け出なければならぬ事項は、次のとおりとする。

一 当該者の感染及び住所

二 当該者が成年に達していない場合にあつては、その保護者(親権を行う者又は後見人という。以下同じ。))の氏名及び住所(保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)

三 感染症の名称及び当該者の症状

四 診断方法

五 当該者の所在地

六 初診年月日及び再診年月日

七 病原体に感染したと推定される年月日(感染症の患者にあつては、発病したと推定される年月日を含む。)

八 病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域(以下「感染原因等」という。))又はこれらとして推定されるもの

九 診断した医師の住所(病院又は診療所で診療に就いている医師にあつては、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名

十 その感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項

その後、HERV-SV3入力項目は18項目から8項目に簡略化されたが、感染症名は入力項目になっていない。下記は厚生労働省の文書ですが、図表がわかりやすいのでとりあげます。 乙1file/1A/ロ/gifu.pdf

<https://www.affu.med.or.jp/wp-content/uploads/2022/08/ed326426d8c20d1f10087b522495b0.pdf>

新型コロナウイルスは、一般集合名詞であるところ、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の定義については、厚労省通達文書(健発発0210-5号)において、次のように記載されている。

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))

b 南アフリカ起源オミクロン株は、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定された病原体ではない。HERV-SV3で使われている「新型コロナウイルス感染症」という表記は、「新型コロナウイルス」という病原体名及び感染症法施行令に準拠しない表記を使っている。オミクロン株のまん延を理由とした厚生労働大臣のワクチンの指定には、法的根拠が存在しない

また、SARS-CoV-2と厚労省通達文書(健発発0210-5号)において、定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能

力を有することが新たに報告されたものに限る、1であるものに限る、1の関係性が不明であるが、SARS-CoV-2と南アフリカ超額オミクロン株の関係性も不明である

なぜならオミクロン株を含むSARS-CoV-2の変異株全てが自然の選抜では考えられない変異が存在し、人工である可能性が高いからである

荒川氏論文 Z2 file /1A/口 /arakawa3.pdf

日本33blog解説

フーリン切断部位について引用

下記は荒川博士blogより引用

>>フーリン切断部位は新型コロナウイルス(監査請求人による注釈:この記事ではSARS-CoV-2を示していると思われる)進化の途の1つであり、新型コロナウイルス(監査請求人による注釈:この記事ではSARS-CoV-2を示していると思われる)が人工ウイルスではないかと疑われている理由の1つでもあります。

下記は岩谷博士twitterより要約引用 youtube動画日本医師会が詳しいです

>>研究開始時点の最も有力な状況証拠は、武漢研究所を含む研究グループがDARPAに提供したフーリン切断部位を導入する研究計画である。人工合成に好都合な制限酵素切断部位の配列は、人工改変の痕跡。スパイクのDBP4G変異は人工起源の証拠になる。フーリン切断部位のGGG-CCGコドンに、新型コロナウイルス遺伝子組み換え変異が見られないことは、天然起源の根拠とならない。(監査請求人による注釈: SARS-CoV-2ワクチンは開発元DARPAプロジェクトでファイザーなど製造会社はラベルを貼っているだけ)

開発元DARPAプロジェクトについて

Z3 file /1A/口 /pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf moderna-covid-19-vaccine-contract

<https://www.hhs.gov/sites/default/files/pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf>

<https://www.hhs.gov/sites/default/files/moderna-covid-19-vaccine-contract.pdf>

国防総省の関与は 9th, August 2023 MALCOLM ROBERTS衆院議員によって議会首及された。 T00 file /03 /MalcolmRoberts.pdf

衆院上院公聴会で、上院議員の厳しい質問に、ファイザー社員、TGA(豪州厚労省)のテストを運送していない特別ワクチンを従業員用に輸入していたことを認めた。

T04 file /1A/口 /Education and Employment Legislation Committee_2023_08_03.pdf

<https://perinfo.aph.gov.au/perinfo/search/display/display.do?db=COMMITTEES&id=committees%2Fepmmsen%2F27082%2F0001;query=id%3A%22committees%2Fepmmsen%2F27082%2F0000%22>

そのときに上院議員が、米国防総省の下請けprojectではないか?とたずね、ファイザー社は否定した。しかし米国では24歳の故人George Watts Jr 氏のワクチン後心筋炎死の件で国防総省被告の訴訟が提起された。出典はCNBC16newsです。

Renz衆議士により国防総省関与の主張がWashington, November 14th, 2023 Congresswoman Majorie Taylor Greene holds a hearing on injuries caused by the COVID-19 vaccines公聴会で言及された

岩谷氏論文 Z4 file /1A/口 /hkakaya.pdf 2023LabLeak9.pdf

日本語動画解説

最新(Israel 引用

>> 今回一番驚いたこと。迷惑がかかるので組織名は伏せるが、新型コロナウイルスの塩基配列が公開された瞬間、その組織は大喜びになったらしい。みな人工起源を疑ったとのこと。だが、その後情報会が布かれ、この話題が話題できなくなったそう。本来の科学ではあってはならないこと。生命科学はやはり異常。

松谷氏と荒川氏の共有論文 西01 file / 1A / 口 / 2022Omicron_Paper_final3.pdf

日本語解説

近頃、米国エネルギー省やFBI長官がRedfield前CDC長官に続き、SARS-CoV-2武漢研究所流出説の可能性は高いと発表したが、そのこと自体はSARS-CoV-2の故意行ないしくは過失行ないによる流出の当事国がもう1つの自国にその責任をなすりつけようと同様に見受けられる。

フーリン切断部位については2022年8月3日時点で、すでに米国公聴会で言及されている

<https://www.hsag.senate.gov/subcommittees/etso/hearings/reviewing-gain-of-function-research-what-the-pandemic-taught-us-and-where-do-we-go-from-here/>

衆議公聴会

<https://oversight.house.gov/hearing/investigating-the-origins-of-covid-19/>

マルコ・ルビオ上院議員によるまとめ文書

02 file / 1A / 口 / CD38C3317D197A25E9FF01E8FB869357.suble-covid-origins-report-final.pdf

コロナウイルスの流行に関する特別小委員会のブラッド・ウェンストラップ委員長(オハイオ州選出)は、「SARS-CoV-2の至近起源」(「Proximal Origin」)論文の起草、出版、批判的な受け止めを通じて、米国の主要な公衆衛生当局が「研究所流出説を抑圧したことに関する特別小委員会の包括的調査の詳細を記した中間スタッフ報告書を発表した。 西10 file / 1A / 口 / Final-Report-6.pdf

報告書の主な内容:

●ファウチ博士、コリンズ博士、そしてNIHは、「Proximal Origin」の起草と出版に不当な影響力を行使した。具体的には、ファウチ博士がアンダーセン博士に実験室無制限に関する論文の草稿を2度提案したのに対し、コリンズ博士は出版を推し進め、「Proximal Origin」の内容を承認した。共著者たちはNIHの関与にとっても満足しており、国の主要な保健当局者を表すために「ベセスダ・ポーズ」という造語を作った。

●『Proximal Origin』の共著者たちは、ファウチ博士の提議する一つの物語を実行する際に、利用可能な証拠を歪曲した。Proximal Origin』で結論を導き出すために使用された事実や科学は、証明も検証もされていない。この出版物の主張の多くは、不正な仮定と明らかな矛盾に苦しんでいる。

●アンダーソン博士は、共著者たちが『Proximal Origin』の背後にある科学に政治的影響を与えることを許したことを明らかにした。アンダーソン博士は私的なスラックメッセージの中で、「私は科学に政治が介入するのは嫌いだ。が、このような状況を見ると、そうしないわけにはいかない」と述べている。共著者とコリンズ博士はまた、中国疫学と外交官ごっこが動機とされる研究室出版説を軽視しようとした。

●『ネイチャー』誌は当初、研究室出版説を十分に検討していないとして、『Proximal Origin』を不採用とした。共著者たちは、『ネイチャー・メディスン』誌の承認を確保するために、ラボリーク版説を明確に否定するような、より強い表現を含む論文に修正した。最終的な『Proximal Origin』の出版に至るまでの草稿の全過程はこちらで読むことができる。

●COVID-19の悪質な隠蔽工作を調査することは、将来の科学的完全性を守るために不可欠である。『Proximal Origin』は史上5番目にインパクトのある科学論文である。現在までに580万回以上アクセスされ、2,800回以上引用されている。その巨大な影響力と偽しげな結論を考えると、将来のパンデミックにおける科学的盲説の抑圧を防ぐためにも、この論文の発表過程と出版を分析する必要がある。

●特別小委員会の調査は終わっていない。ファウチ博士とコリンズ博士のインタビューや文書の書き起こしの要求がまだ残っている。特別小委員会は、これらの要求に従っていく予定である。

<https://oversight.house.gov/release/wenstrup-releases-alarming-new-report-on-proximal-origin-authors-nih-suppression-of-the-covid-19-lab-leak-hypothesis/>

ランド・ポール上院議員によるFOX TVでの解説日本語訳「最初からすべて嘘だった」

樹谷氏解説

コロナウイルスのパンデミックに関する特別小委員会と下院情報特別小委員会が、ウィリアム・J・バーンズCIA長

官とアンドリュー・マクレーディス元CIA作戦主任に宛てた2通の別々の書簡は、内部告発者の主張を詳しく説明している。CIAは、暗躍を働かされる前に、中国ウイルスは武漢の研究所から来たと結論づけた少なくとも6人のアナリストに口止め料を提供した
JOS file 11A / 1 /
2023.09.12-SSCP+HPSCI-Letter-to-CIA-Re-Origin-of-COVID.pdf

<https://oversight.house.gov/wp-content/uploads/2023/09/2023.09.12-SSCP-HPSCI-Letter-to-CIA-Re-Origin-of-COVID.pdf>

アンソニー・ファウチが獲得するモンサナ財団のNIHのロックリーマウンテン研究所は、新型コロナウイルスのパンデミックが始まる1年前に、結核者の資金を使って中国の武漢から輸入したコロナウイルス株の実験を実施した。

柏文

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6316779/>

前週8月9日放送で述べたように米国コロナワクチン研究員代理人弁護士RENZ弁護士は、本週やドイツは日本とちがい強硬力のある緊急事態を発生している。利益訴訟・行政訴訟は門前払いの形で却下される確率が高いので、ECONHEALTH ALLIANCE, INC.、PETER DASZAK、その協賛者とする10億USDの損害賠償請求訴訟を民事訴訟で提起された。(米国では2023年4月10日新型コロナウイルス感染症の国家緊急事態は正式に解除された)

このことに関し前週8月9日放送の引用発言がメディアで再放送した内容は樹谷博士によると海外の報道から1年半遅れている、とのことである。下記はそれとは別の日本語メディア報道

日本語メディア報道 概観

B 薬機法68条68条違反

厚労省担当者に刑法156条偽公文書作成行使罪が成立する可能性・感染21条違反

イ 日本経済新聞取材本部 副本部長 伊藤真どのに提出済み要旨表5の15の2引用 甲9

>>5の1、

名古屋大学・小島幹二名誉教授が指摘された厚労省HERSYS統計詐欺問題について、夏商省 自身はコロナワクチン接種券を送付している地元市長とワクチン接種実態を、薬機法68条68条違反を主張させていたが、その際、英国の国家統計局の最新資料も添付して、新型コロナワクチン同意していない接種希望者に記載した署名は 無効である旨を通知しました。地元市長とワクチン接種実態からは薬機法68条68条違反の点につき夏商省の同僚署名有無性の件をのみで言及はありませんでした。監督官庁自ら接種率不明者を未接種者に計上している点、薬機法68条68条違反の侵害、薬機法21条知る権利の侵害だと思いませんか？厚生省修正後DATAも正確でなく分母をPCR検査受診数にしなければ意味がありませんし、また夏商省の接種率内訳も不明です。この件は故意の虚偽に問われる、と解釈されている山田博美弁護士のblogに詳細な記事が 記載されています。

その後この問題が表面化すると、厚生労働省は厚労省ADB 第99回資料から接種率別感染者数表「非公表」対応で反応されました。すでに薬機法21条は現政権与党・厚生労働省によって実文化したといえませんか？ 甲10 file 1B / イ / 5no1 / 5no1.png

2023年3月30日

未記入未接種に計上、の件の問題点が何れかに解決したとしても、調査1票口で言及したように、HER-SYSに感染者名の表記が存在しないので、感染防止の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律112条第1項及び第24条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、既述から提出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を保健所に報告した行為は偽造公文書作成行使等罪(刑法第156条)を構成し、知事がこれまでにHER-SYSのデータを厚生労働大臣に報告した行為は偽造公文書行使等罪(刑法第156条)を構成する。今まで行われてきた迅速感染にもとづくHERSYS発生届はすべて無効であるため、厚労省担当者によるADB資料作成行為も偽造公文書作成等行使罪(刑法第156条)を構成する

2023年6月30日

2023年2月発行版 厚労省・COVID19治療の手引き 13page 接種歴不明者を未接種者に計上している第70回ADB資料・第80回ADB資料からdataを引用し、グラフの期間も第80回ADB資料から作成し、接種歴不明は未接種者ではなく、まとめだけに参入、されている。まとめ合計が全部合わない確率dataとなっている。

丙03 file 1B / イ / 5no1 / 0007366562.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/00002366562.pdf>

>>5の2、

厚労省がワクチン副反応分科会での資料page16で心臓系の病状を「1から2週間持続した後に 回復期に入る」と主張する根拠として挙げた循環器学会のガイドラインpage8に心臓虚死の資料が掲載されている。「心臓虚死が2回あり、左室壁の運動の回復もまだではない状態で起こる」と書かれており、決して軽い虚死ではない。それにもかかわらず心臓虚死の資料を載せた厚労省担当者には刑法156条偽造公文書作成行使罪が成立する可能性があります。この虚偽は東京地裁に訴えている(民事訴訟係属中不詳)、厚生労働省を被告とする、ニュルンベルク裁判に基づく文書不実記載虚偽無効訴訟2022年11月29日第四回口頭弁論期日にすでに主張されています

甲11 file 1B / イ / 5no2 / 0007366562.pdf

甲12 file 1B / イ / 5no2 / JCG2000_zumi_h.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/0007366562.pdf>

心筋炎については2022年3月4日参議院予算委員会で海野陸参議院議員が言及された

甲13 file / 1B / イ / 5no2 / 5no2a.jpeg 5no2b.png 2023年3月15日兵庫URLで画像確認。現在兵庫のHPは改定されたものに差し替えられているが、2023年10月1日SNS記憶は1はまだに削除されていない

<https://twitter.com/MHLWriter/status/1448993768305164295>

田島輔介議員による解説

2023年3月22日: ジョンスホプキンス医科大学の公衆衛生政策の教授Mary Makary博士がコロナ後遺症の最大の原因は、アメリカ政府であり、JAMA誌によるとワクチン接種後の患者が4倍から28倍で心筋炎が発生している、と証言

Z5 file / 1B / イ / 5no2 / jama.png

3R元動画

日本語訳

Makary博士は2021年7月時点のWSJで「CDCはコロナ死とした子供達の死因をCovidによるものか持病によるものか誤認している。正確なリスク調査なしに子供にワクチンを勧めるのはおかしい」と疑問を呈していました

6 file / 1B / イ / 5no2 / nihongo.pdf

心筋炎については 論文1B二 EMAへのファイザー提出資料参照

無症状でも、新型コロナワクチン接種者は長期間心臓に炎症を起している可能性が高いという慶応大学論文が新しく公開され、世界的にも注目を集めた。

SARS-CoV-2ワクチン接種後に心筋炎を発症した患者は、心臓MRIで異常を示します。ワクチン接種後に無症状の人も心臓に炎症を無症状でも、ワクチン接種者は年齢性別に関係なく全員が長期間心臓に炎症を起している可能性があります。ワクチン接種後に、無症状であっても問題ないとは言えません。慶応大学からワクチン接種700人と非接種300人について、炎症を反映するPET/CTに対する心臓18F-FDGの取り込みで詳細に調査した結果、ワクチン接種を受けていない患者と比較して、国庫化の1〜180日前に2回目のワクチン接種を受けた無症状患者は、PET/CTで心臓のFDG取り込みの増加を示しました。

2年前に添付文書に追加された、心筋炎心臓炎について

(https://den-system.jp/Web/drug_detail_new?seq=7430&b_flg=1)ファイザー社は、Covid-19 ワクチンの副作用として心筋炎、心臓炎を公式に認め、過去同様のワクチンの成分やCovid-19ワクチンを接種して重篤なアレルギー反応を起こしたことがある人は、「コミナティ(COMIRNATY®)」を「接種してはいけません」と2023年10月13日プレスリリースを正式に発表

<https://www.pfizer.com/news/press-release/press-release-detail/pfizer-announces-us-government-paxlovid-supply-agreement-and>

佐賀大学疫学論文14歳女性のワクチン死亡におけるワクチン担当大臣への報告において厚労省内部文書は「心筋炎は致死性である」ことが示されている。令和5年7月28日の副反応部会での14歳の死亡事例についてのワクチン担当大臣松野氏へは報告済である

<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/35890036/>

日弁通要望書5の1の件につき、

Saturday, June 16th, 2022 at 3:31 PM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

日弁通要望書5の2の件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

□

a 厚労省がワクチンに感染予防効果があるという書類を保持していない旨の不開示決定文書があります・・・11月24日発行1124第8号開示請求2388

甲15 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4a.jpg

甲16 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4a2.jpg

b 日弁通要望書5の2の件につき、

>>>7の4 後半部分

2022年10月10日欧州コロナ公聴会でファイザーの役員は、ワクチンが感染を止めるか 何ら実験をしていないと認めました。この点については2022年11月11日に原告エイズ 裁判の原告である川田龍平参議院議員が参議院予算委員会で発言されました

file / 1B / 口 / nichibonnen3.pdf 甲9と同じ

下記欧州議会 公聴会動画はDL不可です ので「ファイザー製のワクチンが市場に流通する前に感染を防ぐかどうかのテストをしたか、この件に関してデータを提出するつもりはあるか」(15:22:50)と質問に対してファイザー社役員のSmallsは「いいえ、市場で何が起きているかを理解するためには科学のスピードで動かなければなりません」(15:31:45)と答えた部分の静止画部分を証拠提出します。

丙04 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4g.png 7no4g2.png

https://multimedia.europarl.europa.eu/en/webstreaming/covi-committee-meeting_202210-10-1430-COMMITTEE-COV

発言者Rob Rees 欧州議会議員「コロナ公聴会でファイザーの役員は、ワクチンが感染を止めるかどうか何ら実験をしていないと認めた。他人のためにワクチンを接種せよという書状は全て真である。この嘘に基づいてワクチンパスポートが強制された。」

甲17 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4b.png

なお、この論文はとくべつ新しい論文ではないことを、すでに室長と市長あてmailで送らせていただいております

c NYの最高裁判所でもワクチンに感染予防効果が認められないのでワクチンパスポートは違憲という判断が出ました。

d にもかかわらず、厚生労働省・岸田首相・首相官邸自ら、感染予防効果や重症化予防効果を宣伝しています。西条1B / 口 / 7no4 / 7no4c参照

甲18 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4c.jpg 甲19 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4d.jpeg

この件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

引用示動画

甲20 甲21 甲22 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4d / media_b2073800_1
media_b2073800_2 media_b2073800_3

<https://nattv.gov-online.go.jp/prg/prg24394.html>

甲23 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4e.png

https://twitter.com/kantei_vaccine/status/1443416884501487618

甲24 51a / 1B / 口 / 7no4 / 7no4f.png 7no4f2.png 甲25

この件につき、Friday, November 4th, 2022 at 10:52 AM 市長とワクチン接種室長あてmail添付済

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/ga/0011.html> の「ワクチン接種の仕組み」

この資料で「また、感染や重症化を予防する効果も確認されていますが割合があります」と何處も述べていますが、添付文書の効果・効能は変わっていない。然る会社が認めたのなら、添付文書にも重症化予防や感染予防が加わるはず、しかし19回改訂されても、効果・効能は変わっていません。承認を受けた効果の範囲をこえることを言い切っている 乙7 51a / 1B / 口 / 7no4 / 8668a.png

<https://twitter.com/MHLWitter/status/1627866978007879680>

添付文書に記載されている効果は重症予防効果のみのことなので、薬価増55条68条違反構成要件該当性と違法性阻却事由不存在が推定される。「応答」に当たらない場合は、添付文書作成罪(罰則166条)を構成する。亦にここで特例承認後の厚労省による、安全性・有効性の判断という事実行為が介在したとしても、厚労省による、安全性・有効性の判断は、第44条で否及したように、今更で行われてきたHERSYS薬生局が臨床試験違反によりすべて無効

とされている。無効な厚生省を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するからである。乙8 51a / 1B / 口 / 7no4 / 8668b.png

もともと抗原IgA誘導しないので、感染予防効果は認められない。むしろ抗体が供給され続ければ抗体はできるがIgG4誘導され免疫寛容、被害が誘発される。

東京都医学総合研究所橋本 秋氏による論文要約:mRNAワクチンの反復接種により血清IgG4が上昇すると、SARS-CoV-2の免疫回避を促進し、ワクチン接種の効率が落ちる原因になる。したがって、mRNAワクチンに安易に繰り返している現状を反省するべきかも知れない。特にオミクロン変異株は免疫回避能*1が亢進しているのに要注意である。接種のワクチン接種により血清IgG4が上昇し、IgG3に結合することにより、IgG3を介した抗体依存性細胞障害(ADCC)*2が阻害され、その結果、免疫寛容*3の状態になり、SARS-CoV-2の免疫回避を促進することが一つの機序として、考えられる(図1)。ほぼ同様のメカニズムにより、前回のワクチン接種により、がんや「IgG4関連疾患」が促進する可能性がある。

<https://www.igakuken.or.jp/info/covid-19/info182.htm#r182>

11 重症化予防効果はdataがありません。

2022年6月10日ワクチン接種室長はワクチン接種は重症化予防のために行うとのmail添付をされた。そこで監査請求人はWednesday, June 15th, 2022 at 3:00 PM 下記内容の返信をかけた

>>市長どのとワクチン接種室長どのの自らの責任と権限において、今回のコロナワクチンに、重症化予防効果がある、と自ら判断されたとのことですが、下記の点を考慮されてのご判断でしょうか？ 第2波、第3波、第4波では、重症者数と死亡者数は対応していて、2021年9月の第5波は重症者は大幅に増加していますが死者数は減少しています。ところが、2022年の第6波では第5波より重症者数(総)は2/3に減少しているにもかかわらず死亡者数(青)は3倍に増えています。第5波までは重症者数とエコーモーター数はどたりと一致しますが、第6波は死者数増なのにエコーモーター数は減

し第6週の15倍程度。コロナと診断されたにも関わらずエクモ装着せずに亡くなる方が増加しています。第84回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和4年5月19日)の資料によると、重症者852名に対し亡くなった方が229名。しかし、重症化・死亡から亡くなった方が1683名。重症化して亡くなるより重症化せずに亡くなる方が4倍も多いです。第8週ではそもそも重症化しているひとの数が異常に少ないのに、市長どのとワクチン接種委員長どのの自らの責任と権限において重症化予防効果があると報道された、ということですね？これはいったいどういうことなのでしょう？重症化していないのに重症化予防効果があるというご認識は、その前提から論議前提していませんか？それとも川口市だけ重症化している故自のdataをもとにご判断されたのでしょうか？その他ワクチンのゼロ効果ならぬマイナス効果についてはすでに、海外国の公的dataで明らかになっておりますので、ご参照ください。

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1063023/Vaccine-surveillance-report-week-12.pdf



https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1065759/Vaccine-surveillance-report-week-13.pdf



https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1027511/Vaccine-surveillance-report-week-12.pdf



<https://www.health.gov.au/covid-19-novel-coronavirus/covid-19-data-and-statistics/covid-19-case-demographics/vaccinations-details>

その後の第7週でも同じ傾向 甲20 file/1B/口/7no4/07.png

この件に關しての返信なし

12

川口市の自治体としての憲法第88条63条違反・市長や担当者には刑法156条後段公文書偽造行使罪が成立する可能性・憲法13条21条31条違反

(1)所収要件該当性

川口市は毎月広域かつぐち「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」というPCR陽性者数表を掲載し、毎月ではないものの、「新型コロナウイルス感染症のお知らせ」と同じpageに掲載したり、すぐ次のpageに記載していることがある。そしてバックナンバーを川口市websiteに掲載している

乙9 file/1B/口/7no4/202206.pdf 202111.pdf 202306.pdf

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/0101010202/2/2480.html>



「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」(部分のPCR陽性者の図表)については、

・・・感染1Aで含まれたように、HER-SYSに感染症名の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の発生に対する対応に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく開示の要件を欠いている。保健所が、医師から提出された、感染症の予防及び感染症の発生に対する対応に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく開示の要件を欠いている発生届を県知事に報告した行為は偽造公文書作成等罪(刑法第156条)を構成し、知事がこれまでにHER-SYSのデータを厚生労働大臣に報告した行為は偽造公文書行使等罪(刑法第168条)を構成する。よって全

と行われてきたHERSYS発生感染症患者違反によりすべて無効であるので、広範かつちに掲載するための相
当客による匿名作成掲載行為も受領公文書作成使用等罪(刑法第156条158条)の構成要件に該当することが推定さ
れる

2021年11月号、2022年4月号で「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」という図表の下のpageに「新型コロナ
ワクチン接種のお知らせ」を掲載し、「重症化予防の効果が認められ」「重症化予防を目的に」という記載とし、バク
チンバーを川口市webinfoに掲載している点は、オミクロン用以外有効性評価なし免疫原性評価のみ承認であ
り、新機法86条68条違反にあたる。最新号2023年8月号「オミクロン株対応ワクチン」掲載も新機法86条68条違
反にあたる。また文書にはSARS-CoV-2に対する免疫予防効果について記載されていないからである。また18
日部分で述べたように、特効薬の厚労省による、安全性・有効性の判断という事項がたまたま介在したとし
ても、厚労省による、安全性・有効性の判断は、独立1A口で言及したように、今までは行われてきたHERSYS発生患者
が感染症違反によりすべて無効であるので、無効な発生患者を前提にした安全性・有効性の判断という事項行為も不法
行為(国策訴訟法1条・民訴709条)を構成するからである。新機法86条68条の「広告」にあたらない場合は、「重症化
予防の効果が認められ」「重症化予防を目的に」「オミクロン株対応ワクチン」という記載をしている点について、
匿名公文書作成使用等罪(刑法第156条158条)の構成要件に該当することが推定される

構成要件に該当することが推定されるので、構成要件に該当しないという主張について川口市長とワクチン接種実
現に立証責任がある

(2)客観的要件に関する違法性阻却事由

市長とワクチン接種実現は126号監査請求において監査委員に対して予防接種法(昭和23年法律第88
号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っている、との抗弁を提出したとのことであるが、権限な
き主体により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第88号)第29条の規定による第一号
法定受託事務を権限なき主体として行っていること、そのこと自体は客観的要件成立を阻害する違法性阻却
事由にあたらない(行政行為(イ)参照)。仮にもし違法性阻却事由に関する論議があったとしても、政策
過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種実現は86号監査請求において川口市監査委員に対して「コロナワクチンは有効ではない」と抗弁
したとのことであるが、「コロナワクチンが有効ではないことは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない
。また、市長とワクチン接種実現は川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と
抗弁したとのことであるが、厚労省による、安全性・有効性の判断は、独立1A口で言及したように、今までは行われてきた
HERSYS発生患者が感染症違反によりすべて無効であるので、無効な発生患者を前提にした安全性・有効性の判断
という事項行為も不法行為(国策訴訟法1条・民訴709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事
由に該当しない。日本小児科学会の推薦も無効な発生患者を前提にした安全性・有効性の判断という事項行為が不法
行為(民訴709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。親征者の自己決定権
も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。

注記：日本小児科学会については日本弁護士連合会21に記したように、第四の20日を除く世界中の公的機関がワクチ
ン接種後13日以内・2回目接種後8日以内の死亡者をdata除外するのではなく、未接種者でカウントしてきた点につき
「匿名Person Penon」の点に、掲載を明記していない。この点はずもコロナプラットフォームのセミナーでも三
浦医師が言及された。

世界中の公的機関がワクチン接種後13日以内・2回目接種後8日以内の死亡者をdata除外するのではなく、未接種者

でカウントしてきた点につき、その根拠と想像されるファイザー社の特許申請書類を証拠提出します 両11 file / 1B /
口 / 7no4 / WO2021213945A1.pdf patent.png

注記2: 日本小児科学会について、前回86号口面陳述で述べたように、いち個人とその関連会社の利益追求団体と
なっているWHOについては公益性にかけるのでまったく信頼できませんが、2023年3月28日、WHOの「予防接種に関
する戦略的諮問委員会(SAGE)」はこれまでの新型コロナワクチンの勧告を改定した。重要な変更は8カ月から17歳の
健康な子供や青年には必ずしも接種する必要はないとした。日本小児科学会の推薦はWHO指針と矛盾することにな
るのだろうか？ ロイター日本支社の日本語報道のしかたでSNS上の誤解が発生したようなので、原文をdeepL翻訳で
提供されることをおすすしめします Z38 file / 1B / 口 / 7no4 / 20230329.pdf

ロイター日本支社の日本語記事

原文

注記3: またCDCのワレンスキー所長が新型コロナワクチン接種者がコロナを感染できると世に公言会で主張され、新
聞を撤回した。科学の進化はそうです。日本小児科学会の推薦はCDC指針と矛盾することになるのだろうか？

(3)客観的要件に関する期待可能性

(a)匿名公文書作成使用等罪(刑法第158条)について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく開出の送付を
充足していない点につき刑事訴訟法238条2項公務員の名義使用に基づき主として、届出要件を充足するように努
力することが可能だったので客観的要件に関する期待可能性存在の要件充足が推定される

川口所長とウチデン捜査隊長は情報系記者団と通付文書を陸警団知すればよいだけなので、客観的要件に関する法的可能性の要件充足が決定される

他の遊進行為の期待可能性がないと抗弁される場合、他の遊進行為の期待可能性がない点について川口市長とワクチン接種率委員会に立証責任がある

主として郵便物として、締約に刑法第136条152条、通達法第6条由失の構成要件に該当するまでの隠蔽は要求されないところ、偽造であることを認めていることが推定される

結局であることと希望していることが推察される要素

〔あ〕近頃公文書作成行使等罪(刑法第156条)について虚偽であることを認明していることが推定される事案

〔2〕建前14口で済ましたように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症患者に限りすべて無効であるが、暫に川口市長とワクチン接種担当者がHERSYS発生届が感染症患者(新型コロナウイルス感染症)の病原体がペーパークラウド型のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和國から世界保健機関に對して、人に伝染する能力を有するものが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)として、暫時に届け出されたと考えている場合、令和三年11月以降施行から遡って武漢にて感染した感染症体たしきもの南アフリカ起源型をその中で、主観と客観に不一致がある。(オオムラサキ、感染症患者、予防接種は、感染症発生届に上達させていない。)

また、あらたに監査請求記録page7のような掲載を請求するのが、3月28日に令和3年7月8日に厚生労働大臣から行政文書不公開決定された文書(健716第12号を乙37として証拠提出しました。厚生労働省が当該文書を保有していないにもかかわらず、H5N1S5発生原因調査委員会(7号)でコナウイルス感染症(55)が「コナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国内で世界最初検出)に、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの」に照らして、適切に届け出された」と掲載するのは、事実上不可能である。

(b) 監査対象者が日弁連へ提出した資料等の中には「ゲル検査以降は塩化リネア素重塩（deepシーケンス）でしか検別できない」としてサス州保健局とアメリカ肺病学会のサイトに掲載されていました。そもそもCDC自身が誤検体で「Q966」PCRテストがテスト検証用の分離したサンプルにおいてに開発されたことを認めており、半ば上、別のものをテストしていることを認めています。

Z-10-01a/18/10/7m04/cdnd.pdf

<https://www.fda.gov/media/134922/download>

と報告し、この実験用copyを2022年10月24日16:04 PM山口市長とアグレン保健部長に送付済み(利害関係のない第3者8CCにも送達)であるので、このCDC文書についての存在と内容がpage(Delection of viral RNA may not indicate the presence of infectious virus or that 2019-nCoV is the causative agent for clinical symptoms.)、について提供している Z19 01e/1B/10/7no4/2022-02012s.pdf

仮に英文を理解する能力がなかったとしても、PCR検査キットの箱の説明書に記されたような内容の記載がほどこされて

いさす。

厚生労働省は、関係各府県、都府県立総合研究センター、佐原康之氏も2020年12月2日の参議院地方創生及び消費生活問題に関する特別委員会、櫻枝淑文氏（日本経済新聞）の質問に対し、「PCR検査の陽性判定は必ずしもウイルスの感染性を意味するものではない」と回答。

(ロ) 2022年7月に提出された特別採収取消訴訟状で同意作業が行われていない点についてすでに言及されている。生涯学習人が特別採収取消訴訟状を大量引用している校長3野での利害関係者は川口市長とワクチン接種部長March and, 2022 at 603 P. and March 10th, 2022 at 33 P. 送達して, copy mail が名古屋の市長オングズマンCCと利害関係のない第3者BCCにも送達された。同意作業が行われていない点を指摘している。
 Z12 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302a.pdf Z13 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302b.pdf
 Z14 file / 1B / ロ / 7no4 / 20220302c.pdf

(イ) 同法第86条第8項違反について虚偽であることを認めている点が推定される等率

(a) 地点1Cについて

疫後群はブラセガ群の除外5倍の治癒不正があってファイザー社自身がその点を認めている点について、監査請求人が川口市とウチンテホ後援者らにMarch 2nd, 2022 at 03:33 PM and March 16th, 2022 at 3:33 PM法注し、copy mailが各々市の市民インフォメーションセンターと関係病院の22年1月3日9時00分に各々送られた、除外5倍の治癒不正について2022年3月2日18時03分発信情報提供がされている。(注記: この上は2022年3月2日18時03分発信情報提供。FDAへのファイザー提出資料に付いては、2022年3月29日に東京エヌエス技研の原告である川田龍平弁護士監理委員が厚生労働委員会が審議される前にZ11に添付文書として登録している)

Z12 file / 1B / 1 / 7no4 / 20220302a.pdf; Z13 file / 1B / 1 / 7no4 / 20220302b.pdf
Z14 file / 1B / 1 / 7no4 / 20220302c.pdf

(b) 地点1Bノハについて

製造会社による製造法第69条の10第1項違反について、日本現地で英空軍copyを2022年10月24日15004 PM付川口市と付添書類を重宝に送付資料(名古屋の市販オプスメンCOと利害関係のない第3者BOにも送達)であるので、このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容について製造会社による製造法第69条の10第1項違反について認識している。(追記: 2022年3月2日18時03分免責係以FDAへのファイザー提出資料が2件について、2022年3月28日に英空軍コピー資料の原告である川田政幸参議院議員及び厚生労働委員会が査及される前にZ11にも送付文書として、すでに登録している)

日本建築基準法第704条前半部分引用

▶アメリカの情報公開請求家訴訟によって公開された、FROAへのファイダー提出資料(241)については2022年3月20日に英米エイズ裁判の原告である川田晃平が訴訟係属議員が厚生労働委員会で公表された。この文書については、抜粋の著作物もあるが皆森田MDは別のファイダー提出資料より100日以内に返還死亡引5%と提供されました。2021年2月より有罪事件を支援しながら、この文書を日本厚労省に、製造全社からの報告として提出 Z16101/1B/17/7no4/20221024a.pdf

(c) 科で述べたように、2022年5月10日ワクチン接種者またはワクチン接種は予定されているために行き止りの加減は認められ

知事と県民政策部長の主観的要素を充足しない点については川口市長とフクゲン建築空長に立証責任がある

他方で、追加1Aで記載した埼玉県知事自身のHERSYS発生原因に関する応付公文書作成行使等罪(刑法第158条)成立要件については、埼玉県知事自身のHERSYS発生原因に関する応付公文書作成行使等罪(刑法第158条)成立要件については、がさいたま地方裁判所へ申請した埼玉県知事自身への調停申し立て文書が2023年1月に送達されたので、2023年1月以降は主観的要件として未遂の故意の存在が認定される。

この埼玉県知事自身のHERSYS発生原因に関する応付公文書作成行使等罪(刑法第158条)については防犯2 川口市の内治林としての親戚26条89条違反・市長や担当者に前述156条の公文書作成行使等罪が成立する可能性・奈良15条21条31条違反について、片面的ほう助犯(刑法62条)が成立する可能性がある

埼玉県知事について主観的要件を充足しない点については川口市長とワクチン接種委員長に立証責任がある

g 添付文書4の効能・効果のところに感染症の予防という記載のみがありますが、これは待機接種時の無症予防効果のみを示している。(厚労省回答)

特例承認書類 1G/1/BJA/000730068.pdf 56page 57page

>>1.1 有効性及び効能・効果について

専門協議では、専門委員より、報告(1)の「7.R.2 有効性について」及び「7.R.5 効能・効果について」の協議の判断を支持する意見に加えて、以下の意見が出された。・追加COVID-19 試験について、基礎の有効性データは得られておらず、VEの結果は2 回目接種後短期間のデータであることは既述事項に情報提供する必要がある。また、基礎の有効性データは引き継ぎ収集するとともに、有効性の持続期間が明らかとなった場合は、追加接種の必要性についても検討する必要がある。・本剤のCOVID-19 重症化抑制効果は、臨床試験の結果からは十分な確信が得られていない。しかしながら、本剤のCOVID-19 重症予防効果により重症患者が低減することで、結果的に重症患者や死亡患者の低減につながる可能性は期待できる。

・本剤のSARS-CoV-2 感染予防効果は、臨床試験では認められていない。本剤を接種した場合であっても、重症化予防のため、高齢、高齢及び密閉の回避、手洗いやマスク等々の基本的な感染予防策は継続して行う必要があり、この点は重症化予防策及び接種者にも伝えるべきである。

・免疫原性と重症予防効果との関連については今後検討する必要がある。

画像1B/口/7no4/7no4g参照 甲25 file/1B/口/7no4/7no4g.jpg

画像1B/口/7no4/7no4h参照 甲26 file/1B/口/7no4/7no4h.jpg

g 日本経済新聞紙面で引用させていただいたkennedy弁護士がおっしゃるように感染予防効果や重症化予防効果のほかにも全死因死亡率の観念の理解が必要だ

画像1B/口/7no4/7no4i参照 甲27 file/1B/口/7no4/7no4i.jpg

文献LINK

この全死因死亡率に関するファイザー6か月後論文がFOX newsで賞賛された。下記は日本語翻訳

フォレンジック分析により、ファイザーが保有していたデータとファイザーが報告したデータの不正が明らかになりました。6か月中間報告書に記載されている被験者データとファイザーBioNTech施設施設管理者が執筆した出版物との間に矛盾があることが明らかになりました。最も重要なことは、心血管イベントによる死亡患者が3.7倍以上増加しているという証拠を発見したことです」「BNF162b2ワクチン接種対象者とプラセボ対照との比較。この重大な有害事象シグナルはファイザーBioNTechによって報告されていません。これらのデータの不一致の潜在的な原因が特定されている T11 file/1B/口/7no4/17102023+Michela+et+al+05092023-1.pdf

南半球と赤道付近の17カ国を対象とした新たな研究で、全死因死亡率のピークが、新型コロナウイルス感染症ワクチンおよび追加免疫の急速な展開によることにより証明された。新型コロナウイルス感染症ワクチンにより世界中で約1700万人が死亡した。すべての年齢および国では、平均すると800回の注射あたり1人が死亡した。最も多くの死亡したのは高齢者であった。全死因死亡率のピークが、新型コロナウイルス感染症ワクチンおよび追加免疫の急速な展開によると証明した。両者に「明確な因果関係」があるとの結論。デニス・ラングール博士による180ページの論文で、元物理学教授であり、オタワ大学で28年間主席科学者を務めたマリリン・ボーディング博士、ジョセフ・ヒッキー博士とジェレミー・メルシエ博士との共同執筆で9月17日に公開 T06 file/1B/口/7no4/2023-09-17-Correlation-Covid-vaccine-mortality-Southern-Hemisphere-cor

そもそも日本においては厚労省が存在することが前提とされている？法定帳簿体の文書を保有しておらず(乙37)、同定作業が行われていないので(T2 参照)、Hersys導入以降はコロナ感染者・コロナ重症者・コロナ死者はゼロ人である。

7月17日NYタイムズで米国のcovid19による死亡者数、約8分の1が過大計上 という記事が報道された。原文有料記事のようです。

ハ 製造会社による薬税法第68条の10第1項違反

アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に高橋エイズ裁判の原告である川原隆平参議院議員が厚生労働委員会で言及され、(その後2023年3月22日山本太郎参議院議員が参議院・予算委員会で、2023年6月12日原口一博元経済大臣が衆議院決算行政監視委員会で言及されました。原口氏の2023年6月12日発言によるとFDAへのファイザー提出資料を厚労省が医師会や地方自治体に配布したとのことである。しかし監査請求人自身は厚労省との関与から文書の存在を不知であったという回答を得たので薬税法第68条の10第1項違反の問題と法律構成した)この文書7page 1223人については、複数の著作物もある調査検証MDは別のファイザー提供資料より延命死亡率5%と算出されました。このナオミ・ワルン博士は他の文書を参照せず、この文書単体で検証不明だった接種者をのぞくと32,686人の患者のうち 1,223人 (3.7%) が死亡と算出された。2021年2月より有害事象を把握しながら、この文書を日本厚労省に、製造会社からの報告として余剰出納なので製造会社は薬税法第68条の10第1項違反を構成する

乙11 file 1B / ハ / 7no4 / release_5.3.6-postmarketing-experience.pdf

医薬品法問題対策本部 副本部長 伊藤真隆に提出済み要約書7の431用

>>7の4 前半部分

アメリカの情報公開請求訴訟によって公開されたファイザー資料(乙11)については3月29日に高橋エイズ裁判の原告である川原隆平参議院議員が厚生労働委員会で言及された。この文書については、複数の著作物もある調査検証MDは別のファイザー提供資料より延命死亡率5%と算出されました。2022年6月に更新された資料12pageでは、日本で前年同時期10%の出生率低下、10Kで前年同時期84%の出生率低下、TVVで前年同時期23%の出生率低下(マイナス2sigma)、ドイツで前年同時期13%の出生率低下(マイナス9sigma)、となった原因が記載しており、世界中の医師がこの文書に言及しています。

(2022年12月追記:オーストラリアの出生率が57%も下がった原因は何なのか?オーストラリア国会議員 Malcolm Roberts)

下記は[vaccinesafety.org](https://www.vaccinesafety.org/)(代表Steve Kirsch氏)によるアメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料要約

乙11の特定事項文書は匿名性の書であることを示すが、イスラエル保健省が死亡のピークは90日から110日後」に貼られたdateを公開している。

MIT教授による解説

下記はDoopl日本法務部所蔵です

a ファイザーはFDAへの文書で、彼らのワクチンがCOVID-19を「予防する」と繰り返し主張した

1ページ目の15A欄に、「16歳以上の個人におけるSARS-CoV-2によるCOVID-19を予防するための恒久的な予防接種」という提案された機能を持つ製品の申請であることを主張

3ページ目で、また同じ主張をしているのだが、今回は、ポイント6で詳しく説明している権利放棄の文書で、このような主張をしている。

彼らは、「この最初のBLA申請の対象である適応症の提案は、16歳以上の個人における重症急性呼吸器感染症様新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を予防するための恒久的な免疫である」と記載

また、この文書の1ページ目では、「提案されている適応症は、16歳以上の個人における重症急性呼吸器感染症様新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防のための恒久的な免疫」と再び主張
Z19 file / 1B / 1A / 7no4 / a / 125742_S1_M1_356h.pdf

Z20 file / 1B / 1A / 7no4 / a / 125742_S1_M1_walvor-req-designated-suffix.pdf

b Pfizerは、この注射の副作用が、継続的にブースター注射をすることで増加することを知っていた。

文書240pgpで、「BNT162b2(V8)を接種した女性の動物で局所反応が観察された」と記載されている。反応の発症率および重症度は、1回目の注射に比べ、2回目または3回目の注射の後に高かった。

初回投与後、大部分の動物にごく軽度の浮腫、あるいはまれに軽度の敗血症が認められた。2回目または

3回目の投与後、四肢と紅斑の置位区は中等度またはまれに重症まで増加した。(注5)明らかに、彼らは副作用が恒久的なものであることを知っており、したがって、ワクチンがこれらの効果を引き起こすことを知っていた。

Z21 file / 1B / 1A / 7no4 / b / 125742_S1_M2_24_pharmacokinetic-overview.pdf

c ファイザー社は、彼らの注射が注射部位に留まらないことを知っていた。

バイラム・ブライドルMDが8月に日本政府からFOIAで入手したのと全く同じデータが(注8) 28頁dで書かれます。カナダのワクチン研究者であり免疫学者であるバイラム・ブライドル博士が、ファイザーが実験動物で行った生体内分布研究のコピーを日本の規制当局への情報公開請求により入手した文書)、今回公開された文書に含まれている

確かに彼ら自身の動物実験のデータでは、48時間の間に1回投与するだけで、ワクチン量が注射部位から減少し、特に脾臓、肝臓、脾臓だけでなく、副腎、膀胱、骨、骨髄、目、大腸、リンパ節、すい臓、唾液腺、皮膚、小腸、精巣、膵臓、甲状腺、子宮で大幅に増加することが分かっている。

具体的には、48時間後に脾臓に0.05%、肝臓に1.03%、腎臓に16.2%の注射が終了している(7.8ページ)。

本報告書8ページの表は、2ページで参照した報告書番号:185350

2ページ目 黄色のハイライトは、ファイザー社の注射剤の免疫学的効果の量が、彼らが観察した48時間の間に減少するのではなく、増加することを意味する。オレンジは、黄色と同じだが、他と比較して中程度に高いことを意味する。赤は、黄色と同じだが、他と比較して非常に高いことを意味する。緑色は、明射が起きた場所であり、明射が強く主張した場所である。時間が経つにつれて明らかに減少し、体内の他の場所、特に脾臓、脾臓、脾臓に変わっている。

彼らはまた、これらの副作用が筋肉の壊死や臓器のサイズと重量の増加などを含む可能性があることも知っていた。彼らは、「BNT162b2(V8)投与の絶対および相対(対体)脾臓重量増加(最大1.82倍)が明らかで、脾臓サイズ増加の目視的観察と相関していた。注射部位炎症は、中程度の浮腫、軽度局所壊死、時々筋肉壊死、軽度組織化を伴っていた」(25ページ)と主張

Z22 file / 1B / 1A / 7no4 / c / 125742_S1_M2_28_pharmkin-tabulated-summary.pdf

d ファイザー社は、ワクチン接種者がプラセボ群よりもはるかに多くの全身性有害事象を報告していることを知っていた。ファイザー社の反応性データによると、BNT162b2(300µg)の注射を受けた人は、プラ

セボキシに比べて2倍から25倍以上、危険な副作用発症を招く可能性があることがわかった。このデータをざっと見ただけでも、ワクチンが対照群と比べていかにひどい影響を人々に与えたかがわかる。例えば、接種後7日以内に全身体重の増減が生じた人は、プラセボ群(11.3%)の2倍(25%)程度の発症はプラセボ群の14倍と、ワクチン接種群に多く見られた。35ページ

Z23 file / 1B / ハ / 7no4 / d / 125742_S1_M5_c4591001-T-S-final-reacto-tables-back.pdf

ファイザー社は、ワクチンの効力が開発の経過とともに急速に低下することを知っていた。どうして報告されなかったのだろうか？ 主要メディアはファイザーのワクチンを「安全で効果的」とであると全力で売り込んだが、2020年8月19日の時点で、ファイザー自身のデータはそのどちらも示していなかった。特に、ワクチンの有効性は、調査した短い期間であっても、2回目の接種後、わずか1ヶ月で50%も減っていることが分かった(下夜のS-I結合とGレベルとRBD結合とGレベルを参照)。この情報は一報には隠され、「稀な副作用の事例」が否定できないほど一般的になるまで、偶然の偶然として広く隠されたのである。結局のところ、彼らはずっと知っていたのである。

Z24 file / 1B / ハ / 7no4 / e / 125742_S1_M5_5351_c4591001-fa-interim-efficacy-response.pdf

ファイザーはVAERSを通過した(彼らは余分な報告コスト負担を課まなかったからだ)。ファイザーは、注射に関する特定の安全性データを記録する義務がないようFDAに免除を申請した。なぜなら、VAERSは注射の安全性に問題があるかどうかを載せてくれるシステムだと主張したからである。そして、主要メディアは、過去1年間のVAERSのデータを渡すに、あたかもそれが実際ほど重要でないかのように振る舞ったのである。実際には、ファイザー社は、免疫試験の3ページと4ページで、VAERSは「ワクチンの安全性に関する懸念を提出するために設計された」特許システムであると述べている。彼らは、VAERSシステムが「適切」であり、他の安全性報告要件は「冗長で負担が大きい」ため、「安全な試験の実施と経済的なファーマコビジュランス」を支援するFDA指定のサフィックスを持つ必要はないとして、この言い訳を使って、サフィックス免除を申請

Z25 file / 1B / ハ / 7no4 / f / 125742_S1_M1_walver-reg-designated-suffix.pdf

2つの異なる施設での2つの異なる臨床試験にサインアップした人が6人いるが、これは本当に深刻なことだ。1つの注射実験だけでなく、2つの実験にボランティアになることを申し込んだ人が半ダースもいたのです。このファイザー社の資料の20ページによれば、「6人の被験者が2回以上試験に登録された」とある。残念なことに、彼らの試験は研究の役には立たず、

ファイザー社は「これらの被験者はいかなる分析にも含まれない」と述べて結果を抹殺させるを併ねかった。
Z26 file / 1B / ハ / 7no4 / g / 125742_S1_M5_c4591001-A-adrg.pdf

ファイザー社は、ワクチン接種を受けた人がCOVID-19に感染し、標的となる可能性があることを知っていた

文書の中でファイザーは、ワクチンまたはプラセボを投与した後COVID-19に感染した人々の様々な条件をすべて表したものを提供している。全体として、報告された陽性およびまたは症状のあるケースの12%は、ファイザー(BNT162b2,30µg)を1回または2回接種した人たちである。このことは、このワクチンがSARS-CoV-2感染を防ぐというファイザーの他の文書での主張は、明らかに誤りであり、彼らはそれを知っていた

Z27 file / 1B / ハ / 7no4 / h / 125742_S1_M5_5351_c4591001-fa-interim-lab-measurements-sensitive.pdf

試験から除外された9704人の被験者からなる1,448ページがある。その理由を知るには十分な詳細がない。これらの人々は、あらかじめ定められた期間内に投与量2を受けなかったり、症例が修正された後ですべての予防接種を受けなかったり、重要なプロトコルの違反があったなど、様々な理由で試験から除外された。2021年に2回目の予防接種を受けに行かなかった人々を覚えていて、このうち何人が、何らかの理由があったために2回目の接種に行かなかったのだろうか？ 私たちが以前行った研究から分かったことは、第3相臨床試験で脱落者の脱落率があり得ないほど多かったということだ

Z28 file / 1B / ハ / 7no4 / i / 125742_S1_M5_5351_c4591001-fa-interim-excluded-patients-sensitive.pdf

ファイザーはFDAへの申請のために2,875,842F.nを支払った。
Z29 file / 1B / ハ / 7no4 / j / 125742_S1_M1_usarfee

二 製造会社による薬機法第68条の10第1項違反 その2

製造会社による薬機法第68条の10第1項違反にファイザー社からEMA(欧州医薬品庁)に提出された2021年12月19日から2022年6月18日有害事象データを追加します 丙05 file/1B/ニ/plizer-report.pdf 3,PSUR-1.pdf

弁護士によるEMAへのファイザー提出資料要約

心臓関係の有害事象

心筋石灰化1件 心筋梗塞症95件 心筋出血3件 心筋低酸素症10件 心筋梗塞2741件 心筋梗塞116件 心筋出血239件 心筋壊死31件 心筋浮腫 57件 心筋破裂 22件 心筋炎 10383件 心膜炎1782件

有害事象の総数 1,591,026 件 累計 4,954,105 件

血液およびリンパ系障害の有害事象:100,970 件 心臓障害の有害事象:128,183 件 先天性異常および遺伝性疾患:1143 件 耳および中耳の障害:47,056 件 内分泌疾患:4,115 件 目の疾患:81,518 件 消化器系の問題:317,811 件 皮膚と皮膚での有害事象:1,805,985 件(いぼの悪化) 肝臓疾患:4,380 件 免疫系疾患:31,885 件 感染症と寄生虫:187,382 件

(感染症には以下が含まれました) -デング熱 -エプスタイン・バーウイルス -真菌感染症 -性器、生殖器、骨髄の感染症 -ヘルペス、肝炎 -疥癬 -乳腺炎 -肺炎 -敗血症 -敗血症性ショック -梅毒

母乳を介した感染による有害事象 5788 件(赤ちゃんの有害事象) 筋骨格系および結合組織の疾患:538,288 件 良性と悪性の新生物(がん)、および不特定の腫瘍:1,381 件 神経系疾患:886,508 件 妊娠、産後、産後期:4,058 件(主に胎児の死亡、流産など) 精神医学的問題:77,148 件 腎臓および泌尿器疾患:13,547 件 生殖系および乳房の疾患:178,353 件 呼吸器、肺病、結核疾患:180,720 件 皮膚組織疾患:224,633 件 日常への影響:8,414 件(寝たきりになるなど) 血管障害:78,542 件

なお EMAは新型コロナウイルスワクチンで不妊になることを「The Committee has recommended that heavy menstrual bleeding should be added to the Complementary product information as a side effect of unknown frequency.」と認めたので原文を資料添付します

丙05file/1B/ニ/covid-19-vaccine-safety-update-10-november-2022_en.pdf

1Bホ 製造会社モデルナによる薬機法第68条の10第1項違反

製造会社による薬機法第68条の10第1項違反に、情報公開請求の裁判によって得られたモデルナ社からFDAに提出された有害事象データを追加します。 日本国要約 丙12 file/1B/ホ/moderna.pdf

丙13 file/1B/ホ/1_Moderna-Clinical-Study-Report-18.2.7-Adverse-Event-Listing-May-2021-11505-pages
丙14 file/1B/ホ/2_Moderna-Clinical-Study-Report-18.2.7-Adverse-Event-Listing-May-2021-218-pages
丙15 file/1B/ホ/3_Moderna-Clinical-Study-Report-18.2.7-Adverse-Event-Listing-Nov-2021-1650-pages
丙16 file/1B/ホ/4_Moderna-Clinical-Study-Report-18.2.7-Adverse-Event-Listing-June-2021-312-pages
丙17 file/1B/ホ/5_Moderna-Study-Single-Dose-Intramuscular-Injection-Tissue-Distribution-Study-of-mRNA-1647-in-Male-Sprague-Dawley-Rats-230-pages
丙18 file/1B/ホ/6_Moderna-Study-Single-Dose-Intramuscular-Injection-Tissue-Distribution-Study-of-mRNA-1647-in-Male-Sprague-Dawley-Rats-230-pages

1Bハ 製造会社による製品表示法違反

製造会社ファイザーが、山口県徳山AEONで入手した製造会社ファイザー2022年7月作成 CMT57L032B leafletにはmRNAメッセージRNAとの記載があるが、

これはmodified RNAなので 日本国国内法では製品表示法違反にあたる。不当表示をやめた日から5年間が経過していない。もともとは米国のFDAが生活されています。

改訂前製造会社添付文書

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/001125551.pdf>

厚労省による補助行為

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qc/0008.html>

modified RNA 引用元

C インフォームドコンセントに關し医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反・薬法13条違反

イ 日弁連憲法同僚対策本部 副本部長 伊藤真どのに提出済み並並育65(附) 甲

9 file/1C/イ/nichibenren3.pdf 甲9と同じ

>>>8. 質問者自身はコロナワクチン接種券を送付している地元市長とワクチン接種室長あてで、身内の接種でのインフォームドコンセントに關し下記不利益事項の告知は医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反であるとの主張をさせていただきました。地元市長とワクチン接種室長からは医師法・予防接種法23条3項・第5項・医療法第1条の4第2項違反の点につき 当事者の署名有無性の件までご返答がありませんでした。薬法13条自己決定権の侵害だと取られますでしょうか？また、2021年2月22日付で国務大臣(新型コロナウイルスワクチン接種推進担当)、厚生労働大臣、各政党代表者、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長等に提出された日本外国士連合会による「新型コロナウイルスワクチン接種に関する提言書」(2頁)事項の2は何らかの役割を果たしたといえるのでしょうか？なお質問者自身は不利益事項については下記の点に記載させていただきましたが、案同様に提出されたインフォームドコンセントに關する所収書類も参考にさせていただきます

甲30 file/1C/イ/6f/selgan4.1.pdf

また、引渡された元米国弁理士John Allison氏はインフォームドコンセントには99項目あると、契約をまとめているので、参考にさせていただきます

甲31 file/1C/イ/6f/COVID-19+Vaccines+and+Informed+Consent+(+July+2022+Update) 日本語訳

甲32 file/1C/イ/6f/jp001 2022年7月14日版

a 特例承認書類が厚労省に提出され、2022年7月14日版に更新されたようですが、IBRLINK元 甲33

甲1 特例承認書類が厚労省に提出され、2022年7月14日版に更新されたようですが、IBRLINK元 甲33
file/1C/イ/6f/A/000739089.pdf
<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000739089.pdf>

下記A資料は2022年4月14日新versionに差し替えられたようですが、IBRLINK元 甲33

file/1C/イ/6f/A/000739089.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000739089.pdf>

b 接種時はプラセボ群の除外5例の治験不正があつてファイザー社自身その点を認めている事。甲34 file/1C/イ/6f/B/VRBPAC-12.10.20-Meeting-Briefing-Documents-FDA.pdf page18

FDA文書Page18詳細画像 甲35 file / 1C / I / 6 / B / 18page.jpeg

日本国 甲35 file / 1C / I / 6 / B / 672212000_30300AMX00231_G100_2.pdf page39 page40

https://www.fda.gov/drugs/2021/P20210212001/672212000_30300AMX00231_G100_2.pdf

複製の著作権のある本写真二部MDIによる日本語解説 甲41 file / 1C / I / 6 / B / hccma.pdf

cf 治療に関する訴訟が提起されていること

甲37 file / 1C / I / 6 / C / 47656_e41yu6vd2xt17dq.pdf

2023年1月21日から22日にかけてストックホルム・ウォーターフロントで開催された国際会議 Pandemic Strategies: Lessons and Consequencesでの、臨床試験、臨床評価、疫学承認研究家のAlexandria (Sasha) Lolyova氏の報告によると、この訴訟に関して製薬会社ファイザーは請求棄却ではなく請求却下を申し立て、法庭での却下申し立て理由は、「私たちが意図を推したのではなく、誤謬が原因で訴訟を提起した」であった。そして製薬会社ファイザー側の代理人弁護士はそこにおらず、却下を申し立てていたのは司法官だった

2023年1月21日から22日にかけてストックホルム・ウォーターフロントで開催された国際会議 Pandemic Strategies: Lessons and ConsequencesのサイトでAlexandria (Sasha) Lolyova氏の経歴と発言内容動画を確認できます

<https://lakeruonopet.se/international-conference-pandemic-strategies/>

祭主国でさえもこのような状況下にあるので、他国政権の支配する他国他国では、国家による・腐敗・殺人・詐欺・買収がより容易になりやすいということである。

2023年3月1日朝日が報道され、ドイツの大手mediaである、Die Weltでも治験不正に関する訴訟について、報道がなされている

[Corona-Injektion: Die vielen Ungerechtigkeiten bei der Pfizer-Zulassungsstudie - WELT \(archive.is\)](https://www.welt.de/News/Immigration/article1161111111.html)

原告主張内容 要約

有効性に関しては43548人が参加して行った臨床試験の結果を、たった170人の結果から85%の有効率を導出していることを非難

カナダ canadiancovidcarealliance.orgによる治験分析PDF T07 file / 1C / I / 6 / C / The-COVID-19-Inoculations-More-Harm-Than-Good-REV-Dec-16-2021.pdf nihongo.pdf

治療には43548人以上が参加したが、世界中で販売するのに十分な量を製造するために使用された新しい製造方法(プロセス2)で作られた投与量が投与されたのはそのうち約250人だけ。これら250人の被験者に対して計画した安全性と有効性の比較は一度も公表されておらず、ファイザーがFDAに提出したFOIAの文書(乙11や乙18から乙29)にも公表されていない。

2020年4月付ファイザー社のプロトコルC4591001の64pageにある治療の内容には、プロセス2(工程2)で製造された市販用ワクチンに対しては250人の参加者では試験を行わず(will be administered)と記載

ファイザー社の管理ファクトシートに名称BNT162b2 が表現されていない。

CDCは「EUA（緊急承認）用の認定製品」という書き方をしており、「これはコミュニティではない」ということである

<https://fda.hhs.gov/oc/ohrt/show/shedding.aspx?id=17227&format=pdf>

プロセス2論文

・製造プロセスの透明性が求められている。

臨床試験の透明性は、安全性と効果性を確保するために重要である。

・2種類の製造プロセス:

「プロセス1」と「プロセス2」があり、それぞれ異なる製造手順が用いられている。

プロセス2は大規模な供給を目的として新たに開発されたものだが、mRNAの整合性がプロセス1よりも低いと報告されている。

・プロセス1とプロセス2の比較が不足:

公約には、これら2つのプロセスの効果や安全性に関する直接的な比較はない。

・副作用(AE)と重篤な副作用(SAE):

特定のロットによっては、報告された副作用や重篤な副作用の数が多い場合がある。

・デンマークの研究:

52種類の異なるロットのCominaty1において、重篤な副作用の発生率に大きな変動があることが確認された。

DailyClout所属の医師であるエリカ・デルフ氏は、英国での訴訟で使用されたテルアビブ・ヘブライ大学のジョシュ・ゲンツコウ博士の専門家証言を検討しEMAに代わって実際に参加した可能性のある250人の被験者の存在と、その後の研究データの証拠を提示した。「プロセス2」は、臨床試験の製品（プロセス1）とはまったく異なる製造工程を使用しており、「ワクチン」の緊急使用許可（EUA）はプロセス1に基づいて付与されたことが大きな問題であった。さらに、プロセス2は、ファイザー社と各国またはEUとの間の契約の基礎となる所定の適正製造基準（GMP）に準拠していなかった。プロセス2の被験者群では、有害事象の数に有意差がありました。この結果は、以前の臨床試験（プロセス1）で発生した重大な有害事象（AE）よりもはるかに悪化するべきものであり、規制当局に警鐘を鳴らすべきものであった。

投資自由化ランキンが製造国並みに発注に値日本とちがいドイツでは1とにも被罰されている理由は、国つ全ての製薬会社を相手とする会関で185の民事訴訟伝中(最初の裁判は対ビオンテック、4月28日フランクフルト地方裁判所)で完結開始だからである

プロセス2について

臨床試験でテストされた実験用ワクチンが国民に注射された。実験用ワクチンとは異なり、

基本的には未承認のワクチンを接種している点について2023年10月4日・欧州議会議員マルセル・デ・グラーフがEMAに質問状を送付し、10月12日EUが新型コロナウイルスワクチン接種の使用を適法に承認していたことをヨアヒム・クース議員、ウィレム・エンゲル議員とともに明らかにした。

マルセル・デ・グラーフ議員は、臨床試験でテストされた実験用ワクチンが国民に注射された実験用ワクチンとは異なるというファイザーのおとり商法について語った。「...そして、この承認に至るまでの過程も完全にめちゃくちゃです。そして、私が本当にショックを受けた方法でめちゃくちゃです。なぜなら、パンチ、特定のワクチン、または特定の薬を承認すると、その薬が承認されることを期待するからです」「承認された薬とは、患者または国民に適用される薬のことです。そして、それらの間に違いがあるとしたら、基本的には未承認のワクチンを接種していることになりす。承認されていないものを使用します。物質が何であれ、それで、まあ、それは本当にショックでした...」

ヨアヒム・クース議員:

「...本当にうまくいかないことがたくさんある

非常に大きなスケールで。したがって、私たちが見つけたものは信じられないほどです...不当に驚くべきものがたくさんあり、私を驚かせました。私は予算管理委員会の議員として、お金に深く関わってきました。それはお金の問題です。すべてのものに対してお金を払わなければならないと考えている非常に横柄家である私にとって、それは非常に関連していました。現在、彼らは証明されていないこと、安全ではないこと、そして自分たちにとって安全であることにに関して、製薬会社に何十億ユーロもの金をつぎ込んでいます。安全とは言えません。」

ウィレム・エンゲル議員がDNA汚染を暴露

「しかし、私たちが今確認しているのは、DNA鎖にも汚染されており、これらのDNA鎖には実際には、がんに関連する他のウイルス、シタアン40ウイルス（プロモーター）の一部が含まれているということです。」

私バイオ統計学者クリスティーヌ・コットン氏も臨床試験されていないワクチンが接種された点について言及された。臨床試験のワクチンと実際に大量生産されたワクチンは別物である。

2023年10月23日MALCOLM ROBERTS医師は「The injection studied in the clinical trials was not the same product that was used in Australia.」と臨床試験されていないワクチンが接種された点について言及された。

治験はそもそもプロセス2で作られた投与量が投与されたのは約250人だけであるが、8回目の（ブースター）の給

なお、2022秋以降展開される2価ワクチンも武漢株用ワクチン承認背景を前提としている。今後も上
記武漢株用ワクチンに関するインフォームドコンセント事項は継続して周知されるべき事項と考えま
す。

f 2022年9月追加: 宝塚の宝塚大橋医師が指摘されるように、有効成分が変更された場合、「一部変更」では承認は許可されず、新規の承認が必要となる。ファイザー社製「BA.1オミクロン株」対応ワクチンは、預知と用法の変更のみとする今回の承認は無理があり、薬機法違反の可能性があると

abcdの件につき、

March 2nd, 2022 at 6:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM 市長とワクチン接種室長あてmail添付済

g 抽点1B-15の15の2)に関する不利益事項の不告知を追加します

h 抽点1B-16に示製造会社による薬機法第68条の10第1項違反に関する不利益事項の不告知を追加します

i 抽点1D-10 生物兵器移転違反・製造物責任法違反に関する不利益事項の不告知を追加します

j 抽点1B-17 世界中の公的機関がワクチン接種後13日以内に未接種者でカウントに関する不利益事項の不告知を追加します

k 附アでファイザーと政府の契約書が裁判所の命令で公開された。供給契約にワクチンの効果は不明・有害事象は不明・長期的な副作用は不明と記載されている可能性について不利益事項の不告知を追加します

不利益事項の不告知は医薬法第1条の4第2項違反である旨の告知が全国有志医師の会から2022年3月13日付け内容証明郵便で送付されており、市在住 [redacted] が2022年4月情報公開請求にて受理を確認済 参考資料 西07 file / 1C / イ / 6 / youbouusyo.pdf

不利益事項の告知がホームページ・接種券・同意していない接種希望書に記載されていない Z30 file / 1C / イ / 6 / website.png

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/aoshiki/01090/015/33562.html>

口 4歳以下の件について詳細

2022年11月11日以降送付されてくる4歳以下接種券には重症予防効果について「...期待できるとされています」と記載されているだけであって下記のような不利益事項の記載がいついされいていません。ホームページ・接種券・同意していない接種希望書に添付中「ファイザー 2023年5月2日まで、モデルナ2022年10月27日まで by <https://clinicaltrials.gov/>」である旨の記載がないので、特例承認黒塗り文書や治験

除外について、読解者が理解できません。甲3a file / 1C / ロ / 1C0a.jpg

治験とインフォームドコンセント判断 参照

(名古屋地裁 平5(ワ)2218号 平成12-3-24判決 判例時報1788号)

不利益事項

Dr. Clare Craig explains why the FDA should NOT have granted approval for roll-out in the 6 month to 4 yr old children cohort

Dr. Clare Craigによると4578名の治験のうち3000名が除けられた。実験の結果は接種者のほうが感染するというものだった。

甲3d 甲40 甲42 file / 1C / ロ / 1C0b.png 1C0c.png 1C0d.png

Dr. Clare Craig 経路page

Dr. Clare Craigが主張された点について July 4, 2022 3:11 pm ET WSJも報道済

CDCの統計にて、生後8か月~4歳の10万人あたりの陽性者数が出ています。接種者のほうが陽性率高い。CDCの5~11歳のデータでも接種有無による感染(重症)予防効果は見られない

CDC COVID Data Tracker: Rates of COVID-19 Cases and Deaths by Vaccination Status について年齢層など条件を定める操作をするとそれぞれの年齢層のグラフが現れます。甲44 file / 1C / ロ / 1C0f.png 1C0g.pngはあくまで操作後の1参考資料です。操作の確認をおねがいいたします

引用元data 甲44 file / 1C / ロ / 1C0f.png 1C0g.png

Rates_of_COVID-19_Cases_or_Deaths_by_Age_Group_and_Updated_Bivalent_Boos

ter_Status.csv
<https://covid.cdc.gov/covid-data-tracker/#rates-by-vaccine-status>

河北新聞の記事 厚43 file / 1C / 口 / 1C口e.png

河北新聞の記事の件につき、

November 4th, 2022 at 10:52 AM 市長とワクチン接種率をめぐってメール送付済、

R4年3月10日での東京県議会厚生委員会で健康な子どもがコロナ感染で死亡は0件だがワクチン接種では5人(因果関係不明)と言及された

D

I 生物兵器禁止条約違反

元民主党議員Dennis Kucinichは、米国によるノルドストリーム(ドイツロシア間天然ガスパイプライン)破壊は、宣戦布告の権限を議会に限定した米国憲法第1条に違反している違法行為だと主張されています。(因憲法保護で、国際経済学者サックス氏と、元CIAマクガバン氏が、ノルドストリーム破壊事件について証言済み。)

このように現代型の戦争というものは宣戦布告が正式に行われずに開始されてしまいます。

また、イラクの大量破壊兵器WMD探偵団は、無実のイラク人の生命を損ねたがそれを大々的に報じたマス・メディアの人々は、犯罪を問われるどころか、昇進している。今回もまったく同じことが起こるのであるか?

同説としてのSARS-CoV-2の歴史について、わかりやすいtime table。(前回36号口頭陳述で述べさせていただきましたが、R4年R5 Kennedyジュニア参議士のNPO団体は、投資家や有名ベンチャーキャピタリストたちが買収してきているので、内容が改竄されなければなりません。)

日本語要約 Z31 file / 1D / nihongo1.pdf

SARS-CoV-2ワクチンは開発元BARDAプロジェクトでファイザーと製薬会社はラベルを張っているだけである。SARS-CoV-2ワクチンは「医薬品」ではない。これは、米国防総省が「COVID-19 対応策」として発注した試料である。

Z3 file / 1D / pfizer-inc-covid-19-vaccine-contract.pdf

真実地獄に陥れているニュルンベルク訴訟に基づく文書不公開決定違反訴訟訴訟で、供給契約の契約内容がわかる文書の開示が争点になっていて、供給契約の契約内容が国民に周知されておらず(憲法21条違反)不明ですが、種民地訴訟法では、適正な賠償や輸入規制を撤廃し、製品テストをせず、中身不明のものを国民に提供した可能性があります。

Z32 file / 1D / nihongo2.pdf

フロリダ州リリー郡では新型コロナウイルスワクチンを禁止する議会決議が通過した。新型コロナウイルスmRNAワクチンは生物兵器であるので、禁止、没収すべきで無事そうすべきと決議した。ニュルンベルグ違反と決議

forbes.com Feb 24, 2023, 12:00am ESTでも掲載されていますが、現地local modeから全文翻訳引用

>>フロリダ州リリー郡執行委員会は、ニュルンベルク裁判を再審し、ビッグファーマと米連邦政府が組んだ生物兵器を全アメリカ人の体内に強制的に注入しようとした結果、大量の死と「ワクチン」による副作用が発生しているとして、ロン・サンティス知事に生物兵器COVID-19ワクチンの配布と販売の禁止を呼びかけています。リリー郡GOPの執行委員会は、COVID-19「ワクチン」注射の販売と配布を禁止するようロン・サンティス知事に求める「Ban the Jab」決議を正式に可決し、委員会メンバーの3分の2以上の賛成を得ました。この「Ban the Jab」と呼ばれるこの注射は、生物兵器と認定され、他のすべてのワクチンと比べてはるかに多くの人を犠牲にしています。Ban the Jab決議の中で、Lee County GOPはDeSantis知事に対して、「COVID-19およびCOVID-19は生物兵器および技術兵器であるという強力な証拠が存在する」と述べています。

ファイザー社の自身の臨床データを引用して、リー・グーゴウは、生物兵器注射が「1223人の死亡、42,000人の永久失明、158,000人の有罪事件、約1,000人の刑死用」を引き起こした。(注記: 監査官が「日弁連委員第7の4」で言及した。2022年3月29日に英審エイズ 裁判の案件である) (川口隆平参議院議員が厚生労働委員会等で言及した1223人の死亡を根拠できる文書 乙11 のこと) と付け加えており、これは、世界的ビッグファーマ大手が抱えている数字だけであることを示しています。「COVID-19生物兵器ジャブの結果、巨大な数の人間が死に、あるいは後遺症を負った」と判決文は述べている。さらに、スウェーデンの研究で示されたように、「Covid mRNA注射が人間のDNAを変えようという候補である証拠が存在する」と付け加えた。

このジャブに関する科学的研究によると、人間のDNAを変化させるという生物兵器として作用するだけでなく、ファイザー社のCOVID注射には「自己増殖化マイクロテクノロジー」まで含まれており、大量の血栓を引き起こすという。「政府機関、メディア、ハイテク企業、その他の企業は、COVID注射が安全で効果的であると主張することで、莫大な詐欺行為を行ってきた。」人権を守るために、リー・グーゴウはデサンティス知事と州議会に対し、フロリダ州でのCOVID注射とすべてのmRNA注射の販売と流通を禁止するよう依頼する」と判決文は告げています。「そして、州司法長官がフロリダ州内のすべてのCOVID注射とmRNA注射を彼らに押収し、法医学的分析を実施すること」とあります。この判決は、デサンティス知事がCOVIDジャブを禁止し、押収するために実際に何らかの行動を起こすことを約束するものではありませんが、ポールは30年の定年に置かれ、知事の机の上に置かれ、その行動を待つことになるのです。

第二次世界大戦後に作成され、大量虐殺を行ったナチスを処刑したニュルンベルク裁判にならんで各付けられたニュルンベルクコードは、「人体実験」やその他の戦争犯罪を規定する「研究倫理原則」のセットである。ニュルンベルクコードの最初の行には、「実験者の自発的な同意が絶対不可欠である」とあり、COVID-19生物兵器ジャブの強制接種に同意する違反が見受けられます。政府と民間企業の雇用者の両方から強制されたCOVIDジャブの義務の下で、アメリカ人は罰金を受け入れる以外の選択はなかった。

その後ブレitbart都指導委員会メンバーが、COVID-19ワクチンを違法とするよう知事に求める決議を採択した。セモノール郡、レイク郡、セント・ジョーンズ郡、サンタ・ローザ郡、ヒルズボロ郡、リー郡の他の共和党派も同様の決議を行った。現在のところ、決議は賛成であり、要求ではない。引用元は全州のcbs12.com です。

フランス・ボイル博士は、1989年に制定された「生物兵器および炭テロリズム法」の著者であり、ボイル博士は、Covid注射が、博士が起草した1989年の生物兵器法およびフロリダ州法に基づく生物兵器の法的定義に合致していることを表明しています。

下記はボイル博士の著作第page

Resisting Medical Tyranny: Why the COVID-19 Mandates Are Criminal

関連web site UNODA – United Nations Office for Disarmament Affairs によると、日本は生物兵器禁止条約の加盟国である。

条約執行のための、細菌兵器(生物兵器)及び毒剤兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律 法律第六十一号(昭五十七・六・八)

https://www.chuho.go.jp/inter/trib_house/csl/html/heisei/1995/18820508051.htm

mRNA SARS-CoV-2ワクチンは条約「生物剤」又は「毒素」にあたり、下記の理由により3条1項の即時停止にあたらない

防疫ではない一予防効果なし。

身体防護ではない一全死因死亡事上昇。前回の6月口頭陳述で述べさせていただきましたように、名古屋大学名誉教授・名古屋小児がん基金理事長小島英二氏は世界各国のワクチン接種率と超過死亡の相関係数を0.57と算出

その他、当初目的ではなかったmRNAに危険な変異を誘起しているため未だの効果が確定される。(ノバリスの組換え蛋白ワクチンでは、安全性向上のためFCSフーリン切断部位のアミノ酸配列が494RARからQQAAQに変更されているが、)人工的に挿入したと思われるフーリン切断部位(FCS)が、mRNA SARS-CoV-2ワクチンではそのまま入っている

mRNA SARS-CoV-2ワクチンはフーリン、エイズ、プリオン病の配列を復していない。誘導化されていないワクチンは生物兵器である。特例承認および事前におこなわれたSARS-CoV-2ワクチンの製造会社との供給契約は(1)ファイザー SARS-CoV-2ワクチン令和3年1月20日(同年5月14日以降、取次追加契約)、(2)アストラゼネカSARS-CoV-2ワクチン令和2年12月10日 (3) モデルナSARS-CoV-2ワクチン令和2年10月29日(契約日)となっており、供給契約の目的物が生物兵器禁止条約・細菌兵器(生物兵器)及び毒剤兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律2条3項に該当する目的物を客体とする契約にあたり、法4条2項違反を構成する。

川口隆平と推定実施医関係者を契約当事者とする委託契約は契約の目的物が生物兵器禁止条約・細菌兵器(生物兵器)及び毒剤兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律2条3項に該当する目的物を客体とする契約にあたり、法4条2項違反を構成する

誘導化されていない点についての説明

ロザナ・チファリ博士は、日米聯合新型コロナウイルスサミットⅢで新型コロナウイルスワクチンはワクチンではなく生物兵器であると言及

日本語訳

ロ 製造物責任法違反推定についての立証責任不履行

令和5年4月18日厚生労働委員会連合審査会で、薬害エイズ裁判の原告である川田隆平議員はワクチンDNA進入疑惑について言及された。コロナワクチンの回復後毒性リンパ腫ステージ2状態に陥られ、髪の手すべてが脱毛状態になられた立憲民主党原田一博元総務大臣もファイザー社のバイアルに含まれるDNAプラスミドに、ヒトの癌発症に関連するシミアンウイルス40(SV40)プロモーターが発見されたこと言及された。世界保健機関 World Council for Health(<https://worldcouncilforhealth.org/>)はレッドラインを越えたと表明した

通常製造物責任では法律上安全であることの立証責任は生産者側にある。全目的物を回収して内容物を分析し立証責任を果たすべきである。

Bhakdi博士「mRNAのDNAがゲノムに組み込まれる疑いがある。このDNAは、人間のあらゆる細胞に届けられ、急性のがんや癌を引き起こし、遺伝子的に人間をその子孫まで変容させる可能性がある。遺伝子改変された細胞は絶滅的である」

日本語

Bhakdi博士の著作物page 版権はドイツ語

(国とファイザーなどとの免責契約は国民の権利を受ける権利を侵害するものであつて違憲違法であり無効である。) 国及び製薬会社ともに賠償責任がある点についての主張は福岡地方裁判所小倉支部に係属している故郷川博昭氏ご遺族による国家賠償請求訴訟の訴状の主張に準ずる
丙08 file / 1D / rocordvaccine1.pdf

DNA進入問題についての調査提記者Kevin McKernan氏による第162回 米FDA ワクチンと関連生物製剤のプ

レゼンテーションの元となった根拠論文を証拠提出します
1D / ro / Sequencing of bivalent_4-11-23.docx

丙20 file /

Gen Bank version OR 134577.1

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/nuccore/03134577.1>

Gen Bank version OR 134578.1

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/nuccore/03134578>

米FDA meeting ワクチンと関連生物製剤のプレゼンテーション動画、米国Mikrod Molecular Diagnostics社の Sin Hang Lee 先生がファイザーのBNT162b2バイアルから同様の結果を確認した。USC University of South CarolinaのPhilip Buckhaults教授連研究者の研究でも同様の結果を確認した。

荒川博士による日本語解説

癌ゲノミクスの専門家であるUSC University of South CarolinaのBuckhaults博士が、サウスカロライナ州上院でファイザー社のmRNAコビッドワクチンに見られるDNA汚染について証言した。博士によれば、ファイザー社のコビッドワクチンの各用量には推定2000個のプラスミドDNAが含まれているとのことである。これらのDNA断片は、基本的には合成ウイルスである膜質ナノ粒子にパッケージされ、接種者の細胞に送達される。FDAの基準は、DNAが膜で(その事実未処理で)動物に注入される場合の安全基準である。だが、このワクチンのDNAは、トランスフェクションを引き起こすように膜質ナノ粒子内に封入されている。臨床試験に使われたワクチンは、大量生産の市販品のように大腸菌の宿主DNAを使っていない

【要約】

1.米FDAのEUA(緊急使用許可)申請用の「mRNAワクチン」には、市販品とは大きく異なり、「プラスミドを大腸菌」で増やす製造工程を採用しなかった(合成DNAを使用)。つまり【DNA断片汚染！】は、EUA申請時には検知されず、隠蔽されたまま、安価な「mRNAワクチン大量生産」(プロセス2)に移行した。

2.LNPに包まれた「DNA断片」は、細胞内に容易に取り込まれ、「核」に移行し「遺伝子」に組み込まれる可能性が完全には否定できない。例えるなら「城外」のトロイの木馬」は危険ではないが「城内」に入ったギリシャ兵入りの木馬」の危険性は計り知れない。

3.ヒトの遺伝子に「DNA断片」が組み込まれる確率は、DNA断片の「サイズ(大きさ)」ではなく、【DNA断片の「数」】に依存する。例えるなら、「単発弾」よりも「散弾」の方が「命中確率」が高いのと同様に。

実際の混入DNAの「サイズ」は100ベースペア付近が支配的で、1接種あたり2000億個の「DNA断片」が混入していると推察。

Buckhault博士はその後、モデルナは、過去のmRNAワクチン特許紛争で「DNAワクチンによる遺伝子変異が癌の原因になる可能性がある」とすでに述べており、mRNAワクチン内の汚染DNAにも全く同じことが言える、とSNSで発言された。

Dr Robert W Maloneにより「Moderna has a patent that acknowledges RNA is preferable to DNA in vaccines due to risks of insertions/ mutagenesis, which might activate oncogenes or inhibit tumor suppressor genes.」と同じ主張がWashington, November 14th, 2023 Congresswoman Marjorie Taylor Greene holds a hearing on injuries caused by the COVID-19 vaccines公聴会で言及された

特許情報

そのあと、サウスカロライナ州上院次の証言者 Toxicology and Molecular Biology for Toxicology Support Services, LLCのDr Jenci Lindsey はサウスカロライナ州上院でThe SV40 sequences, they should not be there. They don't need to be there to grow this in bacteria. I don't think it's an accident. They could have chosen another plasmid that did NOT have the SV40 sequences.『事故ではないと思います。SV40 配列を持たない別のプラスミドを選択することもできたでしょう。』と証言された。

Dr Robert W Maloneにより「Additionally, Pfizer, in their documents to regulatory bodies, omitted information about the presence of SV40 sequences in their vaccine.」記載が意図的に省かれたとの主張がWashington, November 14th, 2023 Congresswoman Marjorie Taylor Greene holds a hearing on injuries caused by the COVID-19 vaccines公聴会で言及された。

ドイツの研究者とかがつて接種2年後の血液からGmRNA検出を報告した弁護士がDNA汚染をMMD GmbH & Co. KG 経由で調査した。SVバイアルに規制値の数倍-数百倍の汚染が見つかったため、保健者に結果を添付して通告。なお、欧州EMAのDNA基準値はLNPに包まれているDNA断片に課する基準値ではないため、基準値そのものはともとも存在している。

承認された成分とは異なる成分含有が判明した場合について、裁判所により製薬会社の責任が認められなかった
米国訴訟資料 T09 file / 1D / 10 / Id5457312-Nowack-v-Gilead-Complaint.pdf

2023年10月10日World Council For Healthより、専門家による緊急ヒアリング開催

<https://worldcouncilforhealth.org/multimedia/urgent-hearing-dna-contamination-mrna-vaccines/>

英国、パース兼ーワールドカウンシルフォーヘルス(WCH)は専門家アドバイザータームと偽造し、健康と福祉を促進するために社会に向けて正確で信頼できる情報発信に専念しています。mRNAワクチンに混入する細菌のDNAや遺伝子配列に関するこの間の騒動に鑑みて、ワールドカウンシルフォーヘルスは、その焦眉の問題について専門家による緊急ヒアリングを10月9日(月)に開催しました。このヒアリングはバーチャルで行われ、後述する調査結果が世界中の人々に与える影響について議論されました。以下の国際的に著名な免疫学者、遺伝学者、専門医、科学研究者がその調査結果を随衆に共有。著名な科学者たちおよび法律家が、規制の認可プロセスを通過していないGMO産物をワクチンとして展開することの法的影響を共有

調査結果の概要: 日本語版要約にはSV40エンハンサー配列にも言及されている
file / 1D / 10 / wchj.pdf

T12

1. 細菌のDNA (プラスミド) が mRNAワクチンのバイアルで見発見された。
2. がんを促進する遺伝子配列 (SV40) が、新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) ワクチンで見発見された。これは、認可試験に使用されたバイアルには存在しなかったが、公共使用のために配布された BioNTech 製バイアルのすべてのバイアルで見発見された。
3. これらの発見は、世界中の複数の独立した研究所で検出されている。
4. この発見は初めて 2023 年 4 月にケビン・マッカーナンによって行われ、その時点で規制機関に連絡が取られたが、正式な回答は得られていない。
5. この遺伝情報がヒトゲノムに組み込まれる可能性のある複数のメカニズムが存在する。

6.このDNAは、未知の期間にわたって私たちの体にmRNAや外来タンパク質を産生するように指示する可能性がある。将来の世代に影響を与える可能性がある。

7.申請されていないSV40プロモーター配列には何ら建設的な目的は確認されておらず、これは無がんリスクに加えて、他の外来遺伝物質を自身の染色体に組み込む能力を高め、受容者(そしておそらくはその子孫)において永久に遺伝子組み換えを行なう可能性がある。

8.モデルナとファイザーの両方のバイアルには完全に未申請の遺伝子配列が複数あり、SV40配列はファイザーのバイアルでのみ見つかっている。しかし、人口のかなりの部分に潜伏性SV40感染があると、モデルナの受容者にも同様のSV40リスクが生じる可能性が出て来る。

9.染色体への組み込みがない場合でも、DNAプラスミドは、長期間かつ予測不可能な期間にわたって、スパイクタンパク質毒素やその他の有害なタンパク質のmRNAを産生する可能性がある。

10.DNAがヒトゲノムに組み込まれると、既存の自然な遺伝子配列が破壊され、癌などの病気のリスクが増大する。

11.新型コロナワクチンは GMO(遺伝子組み換え生物)製品に該当しており、従来の伝統的なワクチン認可に以外にもそのための承認が必要となる。

12.これらの製品のリスクが規制当局によって公に透明性をもって評価されたことがなく、十分な見地がないため、これらの製品に対するインフォームドコンセントは不可能である。新たに明らかになった入手可能な証拠事実の評価によると、これらの製品は疾病、死亡、感染、遺伝関係に影響を与える、極めて危険なものである。

13.専門家パネリストたちによって、これらの新規遺伝子「ワクチン」の即時停止が要求された。

<https://worldcouncilforcah.org/wp-content/uploads/2023/10/Expert-Panel-Outcome-Press-Release.pdf>

カナダ論文 論文の概要

結論: これらのデータは、これらのワクチンには1回の投与あたり数十億から数千億のDNA分子が存在することを示している。蛍光分析を使用すると、すべてのワクチンは、FDAとWHOが設定した残留DNAのガイドラインである10 ng/投与量を188 ~ 508 倍上回っている。ただし、すべてのワクチンの定量的ポリメラーゼ連鎖反応(PCR) DNA含有量はこれらのガイドラインを下回っており、定量的なガイドラインを解釈する際には方法論的な明確さと一貫性の重要性が強調されている。定量的ポリメラーゼ連鎖反応(PCR)検出およびSAEで測定された残留DNAの用量反応効果の予測的な証拠は、確認とさらなる調査を促すものだ。私たちのこの発見は、ワクチンの安全性に関する既存の懸念を拡大し、胎児ナノ粒子を使用した短期的なトランスフェクションの導入前に考慮されたガイドラインの妥当性を疑問視している。私たちは、法医学的条件下で私たちの研究を再現し、高効率のDNAト

ランスフェクションと累積投与を考慮してガイドラインを改訂することを強く求める。

E

イ 憲法85条違反 憲法31条違反

製造会社に対する失火は憲法85条により、予算・法律・条約の形式によるなければならないとされている。しかし損失補償契約が損害契約のかたちで行われているので憲法85条違反である。納税者の適正手続きを受ける権利である。憲法31条が行政手続法にも適用があるかどうかについては争いがあるが、憲法31条を間接的に侵害している。86号口頭陳述で及

ロ 憲法32条違反

経済承認取消訴訟において、被告国は請求原因等室について認否すらしていない。憲法32条裁判を受ける権利を侵害している。

ハ 憲法21条違反

住民地権留置権による規制行為は直接憲法21条違反を構成する

Twitter社の報告によると、世界中の政府からコンテンツ削除を求める法的請求があったが「その中で最も多いのは日本からの要求であった」主にジャーナリストや報道機関の投稿を削除するよう要請。

Twitterが公表したレポートのページに

「2021年7月から12月の間に各国政府から受け取った法的請求の半分以上が日本」と明記されている。日本からの要求の98%は、金融犯罪、買収、証券の禁止に関する法律に言及しています。とあるので、残り1%弱分にSARS-CoV-2ワクチンの持

ニ ニュールンベルク病院違反

田島福寿博士が2023年3月26日(仮称)されたように新型コロナワクチンの供給契約を(ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、ノバルティス)の4社の製品分)について情報公開請求すると、(仮称)深会社の正当な利益を害するおそれがある、(仮称)原告の地位を不当に害するおそれがある、の2点を理由に全て不開示となる。

不開示決定の審判請求書に「治療中の多数の死者を出しているワクチンの実物を開示しないことはニュールンベルク病院違反」という主張を記載した場合は、現在「ニュールンベルク病院は人間を被験者とする研究に関する倫理原則であり、法的拘束力を持つものではない」という原告名の回答が返される。

日本国憲法の前文には「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と謳われているように、戦争の惨禍をおこさないこととし、国民の権利を侵害が享受する人類普遍の原理に従うとあるので、ニュールンベルクに違わないことで入国に対する罪を原告側が主張していることを明白している。

原告側担当者の虚偽公文並作成行使等罪にあたる行為は日本の名古屋地裁(高橋勝男裁判長)2000年3月24日判例によっても、ニュールンベルク病院・ヘルシンキ監獄で違法である

2 不当性の要件

A1

5歳以上12歳以下の接種率は埼玉県では20歳パーセント未満です。下LINKの公開資料(すでに12歳になった児童も含まれています。4歳以下は接種率がさらに低い可能性が考えられる

甲46 files/27.1/nienreikaikyubetsu-vaccination_data
https://www.kantei.go.jp/foi/content/nienreikaikyubetsu-vaccination_data.pdf

A2

上記(違法性の要件)の件につき、かならずしも違法にあたる場合でも不当性の要件を充足する可能性がある。なぜなら地方公務員は刑事訴訟法238条2項により各義務があるところ

地点A 予防接種法違反につき

Monday, November 7th, 2022 at 12:38 PM 市長とワクチン接種室長あてPDF送付済

地点1B 薬機法68条58条違反・刑法156条成立の可能性につき

日弁連要望書5の1の件につき、

Saturday, June 18th, 2022 at 3:31 PM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

日弁連要望書5の2の件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

地点C 医師法・予防接種法23条8項・第50条・医業法第1条の4第2項違反につき

March 2nd, 2022 at 8:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM 市長とワクチン接種室長あて mail送付済

にもかかわらず何もせず不作為により歴史上最大の被害を放置している。世界中でワクチン打っているのは日本人だけとなり、4歳以下へのコロナワクチン認可はイスラエル・アメリカ・カナダと日本ぐらいで、アメリカは3回接種率が40%でいざなので、4回目以降はほとんど接種していません。世界に先行したイスラエルも4回接種率はひと折です。(2023年1月追記: 2022年12月13日イスラエル公式発表で4回目接種率13%になりました)

2023年3月追記: EU議員 Virginie Joron氏によるとEU地域での4回目接種率は7%。

2023年6月追記: ファイザーにヨーロッパ供給停止をオランダの保健大臣が要求。EUとファイザーのコロナ供給契約の数量交渉合意へ、EU全体で3分の1の供給がキャンセルされる予定...

2023年6月追記: 世界中で日本だけが異常にワクチン接種している、の国を2023年5月30日 第16回厚生労働委員会(川田龍平議員が審議された。

2023年10月追記: 和泉市議会会の上の席る議員は令和5年度第3回定例会一般質問で、先行して接種を始めたアメリカ・イギリス・イスラエル等の日本以外の国が追加接種を行っていない点に言及し海外で追加接種していないワクチンを日本だけが接種し続けていることを札幌医科大学医学部 附属フロンティア医学研究所 ゲノム医科学作成国表を引用して説明された。

国会発言要約

「ブースター接種を続けているのは日本だけだ」「ワクチン接種で先行した国々はとっくに接種を止めている」「NHKをはじめとするメディアは事実を報じず、接種へ誘導している」「ワクチンには重症化予防効果が有るという証拠は今でも示されていない」「XBB半価ワクチンの安全性についてのデータはあるのか？」「1価2価のワクチンの安全性プロファイルには大きな違いがないと考えられるので、1価ワクチンの安全性は、既製品と基本的に同じであり、安全性に特段の懸念はないものと「予見することは可能」を「予見することは可能」とは、とても難しい日本語です」「これを口頭で訳さずか？、大阪弁でしゃくくる言葉があるんです」「安全性は特別気になることはないと思う。知らんけど」「副反応疑い報告制度について、報告書を承認したら430までしか無く、5/8から始まった接種後以降のデータがない事に気づきました」「ワクチン接種してから死亡するまでの日数のグラフを見ると、接種翌日が最も高く、14日後までが全体の75%、30日後までが85% を占めています。これで因果関係が無いと言えるでしょうか？」「公表されているデータを分析し、自治体が独自にワクチン接種に関する情報を市民に公開することは可能と思うがどうか？」「新型コロナウイルスが国内で確認された2020年は死亡者数がわずかに減った。ワクチン接種が始まった2021年から超過死亡が確認されている」「26万人もの超過死亡の原因を国が不明としている姿勢には大きな疑問がある」「mRNAワクチンの接種でIgG4による免疫抑制が発生するという研究論文が複数公表されている。検索すれば簡単に見つかる」「免疫が抑制されると、あらゆる感染症やがんになる可能性がある」「XBB半価ワクチンは、ADEを起こすと疑念を喚起する学術もあります」「事実を知って、ワクチン接種が必要か立ち止まって考えて欲しい」「そして事実を知った人は、あなた大切な人にぜひ伝えていただきたい」

イタリア在住免疫学者荒川典先生blog2022年12月11日 23:24コメントらんを著作権法上の引用の範囲で引用します。

引用>>私の見るところ欧州ではコロナワクチンは「終わったもの」扱いで、ワクチンはもうほとんどの人の間で話題にも盛りません。オミクロン対応ワクチンも今更接種したがる米英諸国はごく少数派でしょう。欧州の政策に倣ってというよりも、むしろ、日本政府のコロナ政策は現状世界最悪レベルです。

引用元:

イタリア在住免疫学者荒川典先生blog2023年9月25日 04:07コメントらんを著作権法上の引用の範囲で再度引用します。

引用>>欧米では3回目接種以降もう新たにコロナワクチンを接種する人はほぼいなくなりました。現在、コロナワクチンを全国民に対して積極的に打ち続けている国は世界でも日本だけなのです。

b 丹波篠山市の道井隆樹市長発言 甲47 file / 2 / 口 / 2口a.jpg

c コロナmRNAワクチンの有害事象の1位2位がコロナ感染

甲48 file / 2 / 口 / 05-COVID-Shimabukuro-508.pdf

<https://www.cdc.gov/vaccines/acip/meetings/downloads/slr/slr-2022-09-01/05-COVID-Shimabukuro-508.pdf>

d 2022年1月の時点で米国防務系FOXニュースでワクチンの無効性については報道されていましたが、左翼系メディアでも報道されています。ワシントンポスト「接種者が新型コロナ死亡の大多数を構成する。」November 23, 2022 at 7:48 a.m.

甲49 file / 2 / 口 / 2022-11-23-vaccinated-people-now-make-up-majority.pdf

e 下記のWSJの主張は、林モンタニエ博士が2020年からずっと主張されていたことと同目であり、見えます。WSJ Jan. 1, 2022 10:08 am ET 甲51 file / 2 / 口 / wsj.pdf (日本語訳)...

「ワクチンは、選民を生み出してウイルスの変異を加速させ、専門家は偽情報を拡散し、ワクチン接種を繰り返すことで感染しやすくなり接種回数が多いほど、病気になるしやすくなる」WSJ Jan. 1, 2022 10:08 am ET 甲51 file / 2 / 口 / wsj.pdf (日本語訳)...

f すでに遺族会が結成され、気持エイズ代替匿名原告団 双西さとし氏・川田隆平氏のとおり、匿名原告団小室井隆行氏・須田麻子氏・谷津太郎氏が地方TV放送・週刊誌などに登場されている。谷津太郎氏によると、ご自身のお父上のワクチン死について、重傷に陥んでも予防接種後感染による医師の有害事象の報告をしなかったとのこと。報告は当事者親族でもDIYでできることを知らないで、報告致がなくなったことが想定される

運送会社主催の11月25日新型コロナワクチン接種と死亡事例の因果関係を考える勉強会で徳島大学京都大学名義教授が厚労省官庁に向かって刑事告訴する、と発表されている動画が英、フランス、スペイン、ポルトガル、アラビア語、各国語に翻訳されて世界中に拡散されています。知らないのは国内観望している日本人だけです。

g スイスのメディアによれば、ワクチンの偽造者、弁護士、医師のグループにより、スイス医薬品局(Swissmedic)が刑事告発された。訴えによれば、Swissmedicは、危険性について十分な情報を提供せずにワクチンを承認し、20代の若者を被害した他、円形脱毛や月経不順等、多くの健康被害を発生させた。

2023年2月追記: スイス医薬品局だけでなく、スイスのAlain Berset大統領がスイス刑法第312条の偽造罪でスイスに住むベルンヤホの元銀行員Pascal Njindouに刑事告発された。パスカル・ンジャディは、2013年にマレーシアのクアラルンプールで服役されたマレーシアのAmBankグループの創設者フライン・ンジャディの息子で、引退したスイスの投資銀行家、映画製作者、作家である。

甲53 file / 2 / 口 /

EN_Criminal-Complaint-Swissmedic_DEEPL_v1.0.pdf

h1 フロリダ州知事は

「フロリダは、次の手段で医学界の責任を追及する。

- ・ mRNA ワクチンと大手製薬会社を調査する大陪審の設置
- ・ mRNA ワクチンに関連する心臓脳血管死の調査
- ・ 医学界を監督する公衆衛生公正委員会の設立」と発表し、申請が受理されました。

フロリダ州知事の大陪審招集・最高検察官事件の書類提出記録

甲52 file / 2 / 口 / SC22-1710.pdf

<http://online.dockets.sc.judcourts.org/DocketResults/CaseByYear?CaseNumbers=1710&CaseYear=2022>

DeSantis知事の大陪審申立書

甲53 file / 2 / 口 / Vaccine-Grand-Jury-Petition.pdf

東京エイズ裁判のときにご活躍された小林よしのり氏による日本語訳

甲54 file / 2 / 口 / kobayashiyoshinori.pdf

h2

フロリダ州公衆衛生長官が疫疫検問と州民に対して、命を脅かすような状況を含めて、接種後の副反応報告が増えていると発言。フロリダだけで1700%も増えている Z33 file / 2A / 口 / h.png

<https://www.floridahealth.gov/newsroom/2023/02/20230215-updated-health-alert-pr.html>

h3 知事がフロリダ州公衆衛生長官の発言を引用しながら安全性も有効性も証明されていないmRNA注射のモルモットとしてFDAとCDCがフロリダ人を利用することを黙って見過ごすつもりはありません、と発言

B 殺人予備罪(刑法201条、同199条)

本来なら違法性の要件のところに記載すべき内容であるが、極民権運動の傾向が司法権にも及んでいるようである。刑事告発状が受理されないようでは不当性の要件で充満するしか他の方法がないのであろう

東京地方裁判所令和3年(行ウ)第301号SARS-CoV-2ワクチン特別承認取消等請求訴訟の代理人弁護士らが東京地方検察庁に提出された下記刑事告発状が受理されていないので、検察審査会に審査申立てをすべきかもしれません。

2 構成要件該当性

スパイク蛋白の組換え蛋白ワクチンでは、安全性向上のためFCSプリーチ断片はアミノ酸配列がVRAEからQQAQIに変更されている。*: 交刺の目的物(mRNA SARS-CoV-2ワクチンは人工的に導入したと思われるプリーチ断片は(FCS)が、mRNA SARS-CoV-2ワクチンではそのままだ入っている。附添201条、1919条の條成要件に該当することが推定される。

b 客短の要件に関する違法性阻却事由

殺人予備罪の論点に関しては東京地裁に所屬している、厚生労働省を被告とする、ニュルンベルク刑例に基づく文相不問示決定を特別法廷口頭弁論期日にて、すでに公表されていますが、違法性阻却事由に關する被告側の抗弁はまだ提出されていないようである。またこの階段の原告が監査法人の一方に、同じ監査法人側と連帯して被告を起訴しているかどうかについては不確定である。

c 他の適法行為の期待可能性

「特例示認に係る報告書」家屋の断片等一覧には下記の記載がある

- ・BNT162b1 SARS-CoV-2の5'タンパク質のRBDをコードするmRNA
- ・BNT162b2 SARS-CoV-2の5'タンパク質の全長をコードするmRNA

「人の受容体ACE2に結合するウイルスの6タンパク質の結合部位は「RBD・NTD・S2」から構成され、RBDのみであればADEは起きにくく、NTDがあるとADEが起きやすい可能性がある。」
 「RBDのみをコードしたADEを起こしにくい薬剤(BNT162b1)があったにも関わらず、」

わぞわぎ(NTDを含む)全身体をコードしたADEを記す可読性のある符号(BNT162b2)を説明した。乙34
file/2B/1/Commentary_20210525.pdf
http://www.ifrec.osaka-u.ac.jp/infresearch/upload_img/Commentary_20210525.pdf

9NT162b1を採用しようと思えば採用できたので、他の注法行為の期待可能性がある
キューバの国産ワクチンは、武漢型SpikeタンパクのRBDだけを酵母で作らせてアジュバントとともに投与するも
の、抗体を誘導できる。NTDに対する阻害的な抗体はできない

d 主觀的要件

主観的要件として、虚偽に別表201条、同199条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないところ、未必の故意の存在が肯定される。

未必の故実の存在が推定される要素

「(1)2018年ナノ粒子が人間の生態システムに害が及ぼすのは疑っていた。二つはなぜ遺伝子発現プロテオミクスに依存する細胞ナノ粒子(CNP)の使用を承認したのか？」

原田芳樹氏がJNPが休中に亞述のことを勉強していた証拠資料は、カナダのフクケン研究者であり常居学者であるバウム・ブロードベント博士が、フィッシャーが英総領事館で行った生体内分布研究のコンピュータ日本の規制当局への情報提供請求により入手した文書であり、引退された元米国空軍軍医John Allison氏がインフォームドコンセントには4項目あると、契約をまとめた56巻で引退されている研究書である。

日本語 17page Z35 №12B /イ/monbōs.pdf-20220825-13:13:57 /6/6/6/

LNPに包まれて、細胞内取り込まれやすい状態のDNA断片が、肝臓に集積する(細胞10分間)

(2)

製造会社による薬価法第68条の10第1項違反について、日弁連あて要請書7の4に記載したように、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に薬害エイズ被害の原告である川田隆平参議院議員が厚生労働委員会でも言及された。このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容についてと製造会社による薬価法第68条の10第1項違反について記載している。初回公開資料1223人の死亡者に関する90日以内短期死亡率についても開示している。

7の4

>>アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に薬害エイズ被害の原告である川田隆平参議院議員が厚生労働委員会でも言及されました。この文書については、複数の著作物もある時疫疫MDは別のファイザー提出資料より90日以内短期死亡率5%と算出されました。

(3)製造会社による薬価法第68条の10第1項違反について、日弁連あて要請書7の4に記載したように、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に薬害エイズ被害の原告である川田隆平参議院議員が厚生労働委員会でも言及された。このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容についてと製造会社による薬価法第68条の10第1項違反について記載している。2022年3月1日公開資料の270名の経路のワクチン被害者データにおいて32人だけ追跡した628人が経過、つまり死亡率67.5%についても記載している。

日弁連あて要請書7の4引用

>>アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月29日に薬害エイズ被害の原告である川田隆平参議院議員が厚生労働委員会でも言及されました。この文書については、複数の著作物もある時疫疫MDは別のファイザー提出資料より90日以内短期死亡率5%と算出されました。

口 殺人予備罪や傷害補助罪を構成要件充足の可能性

市長とワクチン接種責任者は川口市議会議員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれる」と主張したとのことである。

原告によると、安全性・有効性の判断は、時点1A口で言及したように、2020年5月末から開始され現在まで行われてきたHERSYS委員会が薬価法違反によりすべて無効であるので、有効な判断を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成する。

川口市議会と川口市議の責任を含むワクチン接種責任行為は、無効な見解を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、安全性・有効性に関する説明義務履行が法的不能となっている。

また、HERSYSの1000名被害者で未記入を未把握に計上していた点が発表後、新型コロナウイルス感染者の全数届け出が見直されたのに伴って、原告は2022年8月22~28日以降の分から経路別別dataのADB資料公表をしていますが、この点で相反しない第3者による検証が不可能となっており、安全性・有効性に関する説

明義務履行が法的不能となっている。自ら虚偽公文を作成罪などの実行行為を犯しているため、クリーンハンズの原則により違法性は認定されない。なにより時点2A口部分で不法行為による無回答を明示したように、ワクチン接種被害者被害の川口市長とその説明補助者が不法行為により各法廷を違反などや時点1B口11についての説明義務をまったく完了せず、説明義務不履行状態を長期にわたって維持している点、法的不能・不完全不能の客観的事実とも認定される(民法158条1項)。このような契約を破棄する場合、川口市と接種責任者間のワクチン接種責任者とする4億以下をふくむ契約を根拠に、責任保持の目的物(mRNA SARS-CoV-2ワクチン)を手配確保することは疫学不問問や接種行動の主体的責任充足が認定される。

原告は短期死亡について最新統計資料 乙35、file/2B /ロ /kojima.png、kojima2.png

EUとファイザーのコロナ供給契約の数量交渉合意へ EU全体で3分の一の供給がキャンセルされる

ドイツは2億回分廃棄する

オーストリアでは、余ったワクチンが期限切れとなり、ごみになった。ワクチンごみの処理のために、1900万ユーロが無駄になる見込みとなった。

人口減少ランキング世界1位で戦争をしているウクライナよりも人が多く死んでいる日本ですが、市長やワクチン接種室長は、他国が契約取消しし、ゴミ屋敷にしているSARS-CoV-2ワクチンも、日本人の身体の中に感染し、残っているのである。コロナ感染、コロナ重傷者、コロナ死者はゼロ人である状況のもと(該当1頁ロウ)、全くの無被害で。

03. その結果どのような被害が市に生じているのか

住民監査請求は対象とする財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、することができない。しかし無権代理契約について知事や市長が無効確認しておらず、日本は報道自由ランキングが自民党政権下のもと10位から72位にまで転落し、herays発生局が届け出の要件を欠いている点がherays入力画面に病名がない画像添付とともに報道周知されることが永遠に期待できない。監査請求人自身は医療機関を運営する友人に頼みherays入力画面に病名がないことを見せようとなることができませんので、そのことを、とある権利能力なき民間代議から人づてにおしえていただいたのが遅くとも126号川口市監査請求受理日ごろであり、しかもそれ自体は民間施設です。よって現時点では被害についても直近1年には限定されない。

直接被害について

損害については訴訟物(監査対象)が法定監査事項を監査せず限定されている場合、損害額は不明となるべきところ、損害なし、などと理由付記なしの違法な監査を行っている。

重大性明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第16項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為(1)(1)と行政行為(1)(1)に関連した事実行為は刑法犯の構成要件該当性・違法性阻却事由が不存在が推定されるので、実行行為に投入された人的資源・物的資源(電気代光熱費・PCハードウェア減価・通信費含む)はすべて損害である。人的資源・物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回線・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した職員への給料支払債務履行は損害である。司法警察官の主観的要件に関する判断は客観的要件成立＝違法性に關係ない。

1.0について

a) PCR検査抗原検査

厚労省自身が「厚労省通達文書(健康発0210-5号)」で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。))であるものに属する。)の文書を廃棄していないので(乙37 健0716第12号 参照)。存在することが前提とされている?法定病原体との同意作業が全行われていない(丁2 参照)PCR検査にまつわる作業への人的資源投入はすべて損害である。

PCR検査のための検査キットなど物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回線・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した保健部職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最終補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の累積と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である。参考判例 仙台地判平成18-02-21。

b) HERSYS発生局

存在することが前提とされている?法定病原体(健康発0210-5号)との同意作業が全行われていないすべてのHERSYS発生局がすべて無効なので、HERSYS発生局にまつわる作業への人的資源投入はすべて損害である。

HERSYS発生局のための人的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回線・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した保健所職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

c) 広報かわぐち最大2 page 部分印刷費用とホームページ維持費用支払債務履行

存在することが前提とされている?法定病原体との同意作業が全行われていないa)のPCR検査dataとb)のHERSYS発生局dataをもとにした「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」を広報かわぐち2 page 部分とホームページ掲載にまつわる作業への人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

広報かわぐち印刷費用とホームページ維持費用など物的資源について仮に国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回線・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した広報部職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

広報かわぐち2 page 部分配布のための人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

53号監査結果に「ワクチン接種の記事の存否にかかわらず印刷費用が発生する」との主張は意味不明である。存在することが前提とされている?法定病原体に対するワクチンに関する広報行為のみ可能であるので、権限なき実施主体がSARS-CoV-2ワクチン接種に関する広告をし、憲法第68条68条違反の広告をすれば、本来その記事pageは印刷されるべきでは2 pageである。page数が少なければ印刷費用が安くなる契約にはなっていないのであろうか?

d) 国家賠償債務

実行行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 a 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

1.1について

a

次回接種券送付のための印刷費用郵送費用支払債務履行への権限なき主体による人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

印刷費用郵送費用など物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回議・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である。参考判例 仙台地判平成18・02・21

b. 国家賠償債務

実行行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 c 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

c

予防接種健康被害救済制度は存在することが前提とされている?法定病原体(感染症0210-5号)に対するワクチン接種に起因した被害にのみ給付権限がある。予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に際する権限なき主体による人的資源投入はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全国受診件数・審査未了件数(2023年9月22日分科会data 未着手3974/受理件数8919)ともに右肩上がりのグラフです。「SARS-CoV-2ワクチンによる健康被害救済制度の認定件数が過去およそ45年間の全てのワクチンの被害認定件数の累計を超えた。健康被害救済制度では、1977年2月から2021年末までのおよそ45年間の累計CMMRやBCG、日本脳炎等、SARS-CoV-2ワクチンを除いて3522件の健康被害が認定されている。」

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律16条)。参考判例 仙台地判平成18・02・21

1.2について

a 接種会場の設置と運営費支払債務履行への権限なき主体による人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

人的資源・物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回議・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である。参考判例 仙台地判平成18・02・21

b. 国家賠償債務

実行行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 c 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

c

予防接種健康被害救済制度は存在することが前提とされている?法定病原体(感染症0210-5号)に対するワクチン接種に起因した被害にのみ給付権限がある。予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に際する権限なき主体による人的資源投入はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全国受診件数・審査未了件数(2023年9月22日分科会data 未着手3974/受理件数8919)ともに右肩上がりのグラフです。「SARS-CoV-2ワクチンによる健康被害救済制度の認定件数が過去およそ45年間の全てのワクチンの被害認定件数の累計を超えた。健康被害救済制度では、1977年2月から2021年末までのおよそ45年間の累計CMMRやBCG、日本脳炎等、SARS-CoV-2ワクチンを除いて3522件の健康被害が認定されている。」

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が最末端補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律16条)。参考判例 仙台地判平成18・02・21

1.3について

a.

委託先への委託料支払債務履行履行への権限なき主体による物的資源・人的資源投入はすべて損害である。

人的資源・委託料など物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回議・会計ソフト入力作業など)はすべて損失である

ので、その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が歳末増補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律16条)。参考判例 仙台地判平成18・02・21

b. 国家賠償債務

実行政為使結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 c. 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

d.

予防接種健康被害救済制度は存在することが前提とされている? 法定病原体(健康増進法0210-5号)に対するワクチン接種に起因した被害にのみ給付権限がある。予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に関する権限なき主体による人的資源投入(救済費用そのものの物的資源は国が負担するので除く)はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全国受理件数・審査未了件数(2023年6月26日分科会 data 未着手4680/受理件数7856)ともに右肩上がりのグラフです。「SARS-CoV-2 ワクチンによる健康被害救済制度の認定件数が、過去およそ45年間の全てのワクチンの被害認定件数の累計を越えた。健康被害救済制度では、1977年2月から2021年末までのおよそ45年間の累計 GMR や BCG、日本脳炎等、SARS-CoV-2 ワクチンを除いて3522件の健康被害が認定されている。」

国からの費用負担があった物的資源(地方創生臨時交付金などその他)について、権限なき主体が歳末増補助金受領者に対する不当利得返還請求権を行使しないことによる、国に対する不当利得返還債務の元本の棄損と10年間の時効が成立するまでの法定利息支払い債務期間進行は損害である(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律16条)。参考判例 仙台地判平成18・02・21

間接損害について

将来の市内人口減少による固定資産税徴収額や住民税徴収額の減少

審査委員は理由付記なしに損害なし、という違法な事実認定をもとにした審査をおこなっている。監査請求人の手元では全死因死亡率に関する論文(添付1B ロ q 参照)や OECD 経済協力開発機構が公開した CDC data と英国 ONS 公開資料 data が入手していないので、実施主体自ら説明義務の侵害的不能状態を解消すれば理由付記者の違法な違法性審査が可能になるだろう

<https://data.oecd.org/index.aspx?queryid=104676>

デンマークで投与した BNT162b2 ワクチンは、非常に副作用の発生頻度の高い A 群と、ほとんど副作用のない

C 群、やや副作用のある B 群にきれいに分類することが可能だったというデンマーク論文がある。

米国 VARES から COVID-19 mRNA ワクチン後の死亡は3%~5%のロットに起因し、米国で使用されたロットは、有害事象発生率によって3群に分けることはできなかった。それよりも大きなロット間の有害性の差が存在した。川口市にまたま B 群 C 群のような供給契約目的物が準配された可能性については存在するのかもしれないと推察する。

03 どのような措置を請求するのか

監査請求人は58号57号監査請求において前回126号監査請求書添付郵送付部分を copy and paste し、本文内容と論理的整合性あるように修正するのを忘れ、そのまま提出し、証拠提出日に修正した。住民監査請求は、刑事訴訟のように公益性が高く、本来ならば職権探知や職権調査も可能であるが、政教分離原則違反の統一教会自民党に所属する市長に任命された監査委員には第3者性がない。まるであたかも私的なお金のやり取りを訴訟物とする民事訴訟のようである。監査委員に第3者性がないので、地分権主権・弁論主観しが働いていないのである。そもそも開港調査や環境調査は、真実発見義務のために許容されているものだが、市長に任命される第3者性の全くない監査委員のもとでは「真実発見」は到底期待できないであろう。自民党政権下のもと報道自由度ランキングが10位から72位にまで転落したので、司成権の独立度もランキング72位あたりまで低下しているようであるが、市長に任命された第3者性のない監査委員が違法な監査結果表明にもとづく広域避難行為を行っていないはおおさらである。

0. a. 同定作業が行われていない POR 事業補助金不当利得返還請求(民法703条)と無効な発生届を受理し中核市として厚生労働大臣に報告してきた市長に対する損害賠償請求権行使 b. 発生届無効確認と市民に HERSYS 発生届受理取消請求権もしくは HERSYS 発生届出前除請求権が発生したことの確認をし、発生届受理作業(固定資産投入)に対する中止 c. 広報誌と website の 業績法違反の記述に公益投入した担当者への損害賠償請求権行使

1. 職権探知に関するコロナ地方創生臨時交付金事業への違法な違法確証と不当利得返還請求
2. 川口市による無権代理契約の無効確認と知事・日本医師会への損害賠償請求
3. 地方自治法242条1項に除外事由規定なしにもかかわらず、法定委託事務に関する財務会計行為について理由付記つき違法性審査を行わず、「理由不十分」として「損害なし」と一部不可逆的の法外な違法性認定を容認し証拠隠滅行為を行っており、58号監査委員に対する違法確証と損害賠償請求
4. 2の川口市による無権代理契約の無効確認により予防接種法2条・予防接種法附則抄第7条要件非充足・薬機法68条68条違反・薬機法第68条の10項1項違反・医師法・予防接種法23条3項・第5項・医師法・第1条の4第2項違反・生薬兵器条約違反・製造物責任法違反確定につき立証責任不履行・憲法13条21条25条31条32条違反・憲法85条違反・ニュルンベルク国際違反の違法返還性の問題が解消されるまで実施の一次中絶もしくは違法法の解除

5. 上記すべての違法違憲性はSARS-CoV-2(厚労省通達文書(健感発0210-5号)で定議された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。)であるものに属する。)の関係を解明しないと解消されないであろう

注記 : SARS-CoV-2と厚労省通達文書(健感発0210-5号)において、定議された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。)であるものに属する。)の関係性が不明であるが、関係性を知っている人がいるとしたら、①中華人民共和国とWHO のどちらかしかない。そして、日本人でそれを知っている可能性があるとしたら、②公衆に出した被害者(のどし)を持っている人間だけということになる。報告書がなければ、SARS-CoV-2 と「新型コロナウイルス」を同一とすることはできません。基準がどこにもないので判断できませんから、当たり前です。WHOが「SARS-CoV-2/COVID-19」という言葉を発表した日の投稿が下記です

<https://www.who.int/.../disease-outbreak-news/item/2020-DON233>

聞いて読んで頂くと思いますが、「中華人民共和国から報告されたもの」とはどこにも書いてないです。それどころか、中国の「ちか」の字さえ出てきません。

令和3年7月16日に厚生労働大臣から行政文書不開示決定された文書健0716第12号参照。存在することが前提とされているから法定病原体に関する資料を保有していないと推察する。あるいは法定病原体に関する資料を保有していないから、存在することが前提とされている。のではないか。

Z37 file / 03 / china.pdf

奈州マルコム・ロバーツ上院議員は「Videos from China of people dropping dead have proven to be fakes produced with the assistance of Chinese intelligence, and they may not have acted alone! 初動段階の中国映像がFakeであることを確証済」 T00 file / 03 / MalcolmRoberts.pdf

日本経済

https://nitter.com/ShortShort_News/status/1669872403863377152

この点、市長は奈州の施設者から選挙で選出された上院議員の議会発言を「個人の主張していることなので聞知しない」とThursday, August 17th, 2023 at 5:40 PM mail回答された。

02. 請求者

住所
氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を送付。必要な情報を請求します。

事実証明書DVD and 事実証明書URL

2023年11月25日 みどりいろ色やまぶき色 追記部分

それ以外は2023年10月26日提出済

川口市監査委員さま